

第4期日野市高齢者福祉総合計画

(素案)

令和2年12月

日 野 市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 策定の趣旨	1
(1) 計画策定の目的.....	1
(2) 策定の背景.....	1
2. 計画の位置づけ	2
(1) 法的根拠.....	2
(2) 他計画等との関係.....	4
3. 計画の期間	5
4. 「第8期介護保険事業計画」策定にあたっての主な制度改正	6
(1) 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」.....	6
(2) 認知症施策推進大綱（令和元年（2019年）6月）.....	7
5. SDGsについて	8
第2章 高齢者を取りまく環境	9
1. 人口・世帯等	9
(1) 人口.....	9
(2) 世帯数.....	12
2. 日野市の介護保険事業を取り巻く状況	15
(1) 日野市の介護保険給付サービスの特徴.....	15
(2) 財政状況・財政見通し.....	24
(3) 日常生活圏域について.....	25
(4) 施策の実施状況.....	27
(5) アンケート調査結果から見えるポイント.....	34
(6) 日野市の課題.....	41
第3章 計画の基本的な考え方	44
1. 日野市の目指すべき姿	44
2. 基本理念	44
(1) 高齢者の尊厳の保持と自立した生活を支援します。.....	44
(2) 総合的な地域包括ケアシステムの充実を図ります。.....	44
(3) 持続可能な支え合いの仕組みづくりを推進します。.....	45
3. 施策の柱	46
柱1 ：複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの構築.....	46
柱2 ：介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実.....	46

柱3	：医療と介護との有機的なネットワークの構築	47
柱4	：認知症や軽度認知障害（MC I）の当事者とその家族を支える仕組みの充実	47
柱5	：高齢者が尊厳を保持し、健康で自立した生活を営むための支援の充実	48
柱6	：高齢者の安心・安全の確保	48
4.	高齢者施策の体系	49
第4章	高齢者施策の展開と管理目標	50
1.	個別事業の今後の方針	50
柱1	：複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの構築	50
柱2	：介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実	57
柱3	：医療と介護との有機的なネットワークの構築	66
柱4	：認知症や軽度認知障害（MC I）の当事者とその家族を支える仕組みの充実	71
柱5	：高齢者が尊厳を保持し、健康で自立した生活を営むための支援の充実	77
柱6	：高齢者の安心・安全の確保	88
第5章	介護保険に関する財政見通し	91
1.	介護保険財政の制度概要	91
(1)	財源構成	91
(2)	介護保険料算定の手順	92
(3)	制度改正等の保険料への影響	93
2.	介護保険サービスの見込み量と給付費の推計	94
(1)	被保険者数の推計	94
(2)	要介護（要支援）認定者数の推計	94
(3)	介護サービスの見込み量と給付費の推計	95
(4)	介護予防サービスの見込み量と給付費の推計	96
(5)	介護サービスと介護予防サービスの給付費の推計	96
3.	令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）の標準給付費見込額	97
4.	地域支援事業費の見込み	97
5.	介護保険料の算出	98
(1)	介護保険料収納必要額の算定	98
(2)	所得段階設定と推計人口	99
(3)	介護保険料基準額の算定	100
6.	保険者機能の強化について	103
第6章	計画の推進のために	104
1.	「諸力融合」を実現するため	104
(1)	市民	104
(2)	自治会	104
(3)	団体	105
(4)	サービス提供事業者等	105

(5) 市	105
2. 計画の進行管理	107
(1) 推進体制	107
(2) 計画の進行管理体制	107
(3) 情報公開	108

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

(1) 計画策定の目的

この計画は、日野市の高齢者福祉施策の基本的な考え方を示し、併せて施策実現のために策定するものです。

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）となります。今後、さらに急速に進展する高齢化社会を踏まえ、団塊世代が後期高齢者の仲間入りをする令和7年度（2025年度）、更には、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度（2040年度）を見据えた計画推進を目的とします。

(2) 策定の背景

少子高齢化や、要介護高齢者及び高齢者のみの世帯の増加、高齢者のみの世帯の増加が急速に進行する中、限られた財源を生かし、高齢者が安心して生活できるまちを実現するためには、高齢者施策を計画的に推進することが不可欠です。

高齢者が安心して居住できるようにするためには、だれもが地域の中の課題等を自分たちのものととらえ、自分たちの課題として考えることができる地域共生社会の実現が必要です。そのため、平成29年（2017年）6月には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組み、医療・介護の連携等、地域共生社会の実現に向けた取り組みなどが推進されることになりました。

これを踏まえ、平成30年度（2018年度）からの『第7期介護保険事業計画』では、地域包括ケアの深化のための方向性の継承および在宅医療と介護との連携等の取り組みを本格化しながら、高齢者福祉・保健施策、高齢者の住宅政策を統合的に定める『第3期日野市高齢者福祉総合計画』を策定しました。

その後、さらなる高齢化の進展に加えて、令和元年（2019年）6月には、「認知症施策推進大綱」が制定されました。令和2年（2020年）には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援などが位置づけられました。さらに、地震や台風災害などの従来からの災害に加えて、大規模な感染症の発生により、介護サービスの利用控えによる身体機能の低下等の問題にもあわせて対応できるよう、本計画の策定を行います。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

この計画では、個々の施策は、それぞれの法的根拠に基づき策定します。

1) 介護保険事業計画

根拠法令	介護保険法 第117条 第1項
策定事項	<p>ア 日常生活圏域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>イ 各年度における地域支援事業の量の見込み</p> <p>ウ 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項</p> <p>エ その他、次の項目を定めるよう努める</p> <ol style="list-style-type: none">① 介護給付等対象サービスの見込量の確保のための方策② 地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策③ 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計④ 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項⑤ 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項⑥ 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項

2) 老人福祉計画

根拠法令	老人福祉法 第20条の8 第1項
策定事項	ア 確保すべき老人福祉事業(※)の量の目標 イ 老人福祉事業の量の確保のための方策 ウ その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項

※老人福祉事業：老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業

3) 高齢者居住安定確保計画

根拠法令	高齢者の居住の安定確保に関する法律 第3条 第1項 高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針
策定事項	ア 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標 イ 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項 ウ 高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項 エ 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する事項 オ 高齢者居宅生活支援事業の用に供する施設の整備の促進に関する事項 カ 高齢者居宅生活支援体制の確保に関する事項 キ その他高齢者の居住の安定の確保に関し必要な事項

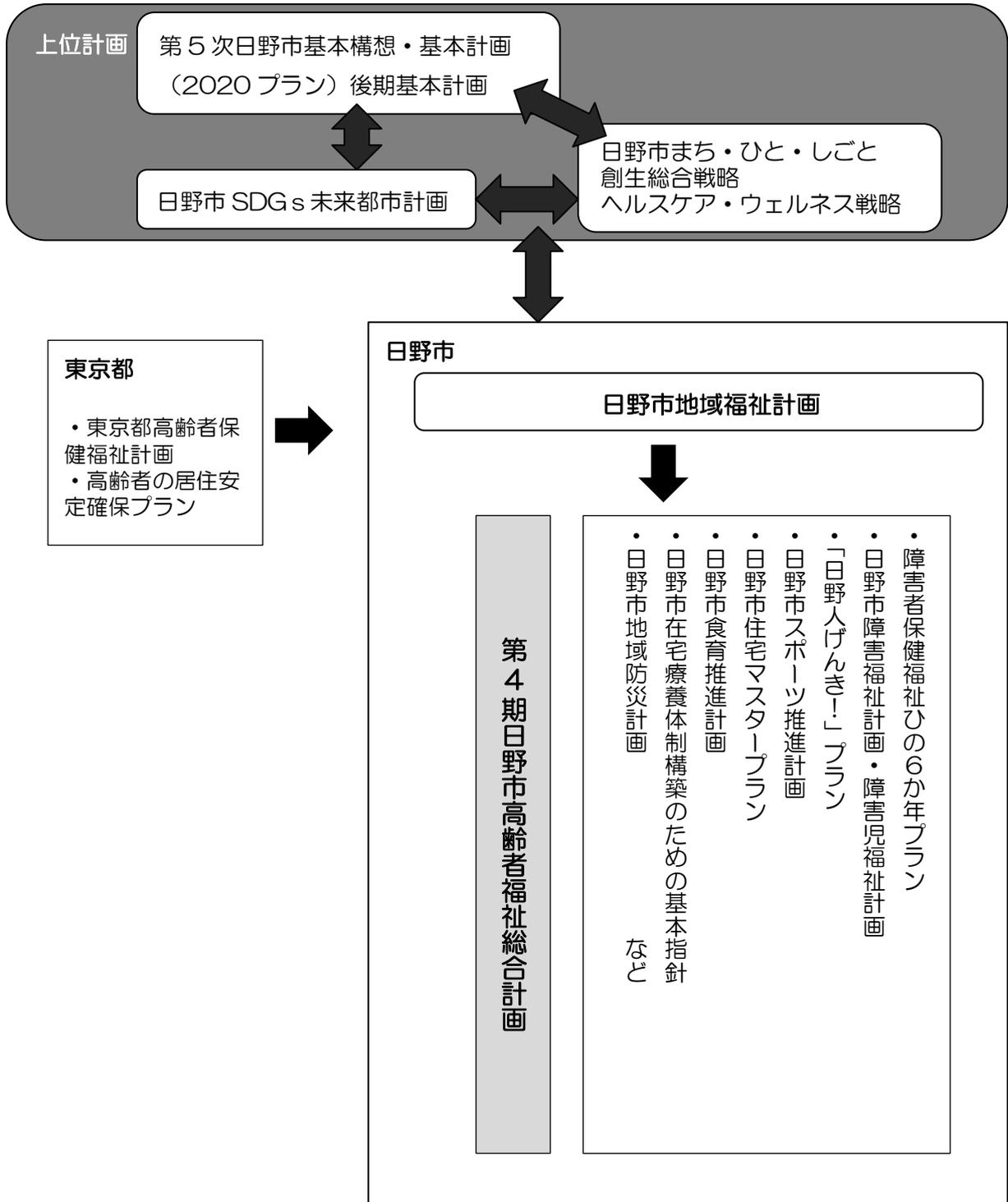
4) その他

対象施策	高齢者に関わる社会参加、就労、防災、福祉のまちづくり等
------	-----------------------------

(2) 他計画等との関係

この計画は、高齢者福祉総合計画と関連する以下の各種計画において定められた市政の方向性や事業との整合を図っています。

図 1 他計画との関係



3. 計画の期間

介護保険法第117条第1項において、介護保険事業計画は3年を1期とするよう規定されていることから、本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3か年とします。加えて、団塊世代が後期高齢者の仲間入りをする令和7年度（2025年度）および団塊世代ジュニア世代が高齢者に達する令和22年度（2040年度）を見据えた中・長期的な視野に立った計画とします。計画の最終年度の令和5年度（2023年度）に見直しを行い、令和6年度（2024年度）を始期とする次期計画を策定する予定です。

図2 計画の期間



* 「日野市高齢者福祉総合計画」は、「老人福祉計画」「介護保険事業計画」「高齢者居住安定確保計画」の3つの計画が含まれています。

4. 「第8期介護保険事業計画」策定にあたっての主な制度改正

(1) 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」 (令和2年(2020年)6月公布)

主な法改正等の内容	
改正の趣旨	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。
介護保険法等の一部改正(令和3年4月施行)	<p>1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村において、既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。 <p>2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進【介護保険法、老人福祉法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。 ②市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。 ③介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。 <p>3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求められることができることと規定する。 ②医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。 ③社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。 <p>4. 介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組みを追加する。 ②有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。 ③介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

資料：地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要(厚生労働省)

(2) 認知症施策推進大綱（令和元年（2019年）6月）

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進 ・なお、予防とは「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味
主な柱	<p>①普及啓発・本人発信支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症に関する理解促進 ・相談先の周知 ・認知症サポーター養成の推進、子どもへの理解促進 ・認知症の人本人からの発信支援認知症の人本人がまとめた「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 <p>②予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症予防に資する可能性のある活動の推進 ・民間の商品やサービスの評価・認証の仕組みの検討 ・予防に関するエビデンスの収集の推進 <p>③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期発見・早期対応、医療体制の整備 ・医療従事者等の認知症対応力向上の促進 ・医療・介護の手法の普及・開発 ・介護サービス基盤整備・介護人材確保 ・介護従事者の認知症対応力向上の促進 ・認知症の人の介護者の負担軽減の推進 <p>④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援・バリアフリーのまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症予防に関するエビデンスを整理した活動の手引きの作成 ・移動手段の確保の推進 ・交通安全の確保の推進 ・住宅の確保の推進 ・地域支援体制の強化 ・地域の見守り体制の構築支援 ・見守り・探索に関する連携 ・地方自治体等の取組み支援 ・ステップアップ講座を受講した認知症サポーターが認知症の人やその家族への支援を行う仕組み（「チームオレンジ」）の構築 ・認知症に関する取組みを実施している企業等の認証制度や表彰 ・商品・サービス開発の推進 ・金融商品開発の推進 ・成年後見制度の利用促進 ・消費者被害防止施策の推進 ・虐待防止施策の推進 ・認知症に関する様々な民間保険の推進 ・違法行為を行った高齢者等への福祉的支援 ・若年性認知症支援コーディネーターの体制検討 ・若年性認知症支援コーディネーターのネットワーク構築支援 ・若年性認知症コールセンターの運営 ・就労支援事業所の実態把握 ・若年性認知症の実態把握 等 <p>⑤ 研究開発・産業促進・国際展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症発症や進行の仕組の解明、予防法、診断法、治療法、リハビリテーション、介護モデル等の研究開発など、様々な病態やステージを対象に研究開発を推進 等

資料：認知症施策推進大綱（厚生労働省）

5. SDGs について

① SDGs とは

「SDGs（エスディー・ジーズ）＝Sustainable Development Goals」とは、「誰一人残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、平成 27 年（2015 年）に国連のサミットで採択されました。2030 年を達成年度とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

② SDGs 未来都市に日野市が認定

日野市は、令和元年（2019 年）7 月に東京都内では初の「SDGs 未来都市」に認定されました。

2030 年にあるべき姿を「市民・企業・行政との対話を通じた生活・環境課題産業化で実現する生活価値（QOL）共創都市 日野」と定め、今後日野市の政策立案にあたり SDGs の視点を組み入れつつ、郊外都市における社会・経済・環境の統合的な変革モデルとなることを目指します。

③ SDGs と本計画の関係性

本計画は、主に下記の「3 すべての人に健康と福祉を」のゴールを推進しながら、「あらゆる年齢、すべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」という目標に向けて今後事業を進めて参ります。



資料：国連ガイドラインより

日野市は持続可能な開発目標（SDGs）を推進しています。

第2章 高齢者を取りまく環境

1. 人口・世帯等

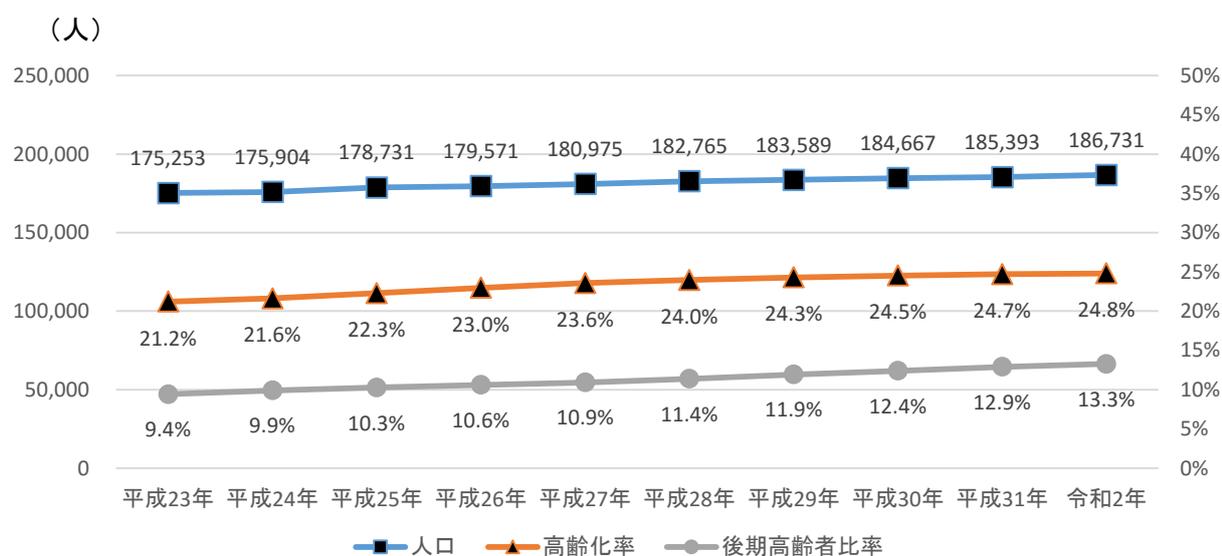
(1) 人口

① 現在の人口

日野市の人口動態を見ると、月により変動はありますが、年単位では人口は増加傾向であり、令和2年（2020年）7月の住民基本台帳人口で187,039人となっています。

一方、人口構成を見ると、令和2年（2020年）1月では高齢化率が24.8%、75歳以上の人口比率が13.3%と、高齢化率・75歳以上の人口比率はともに上昇傾向です。

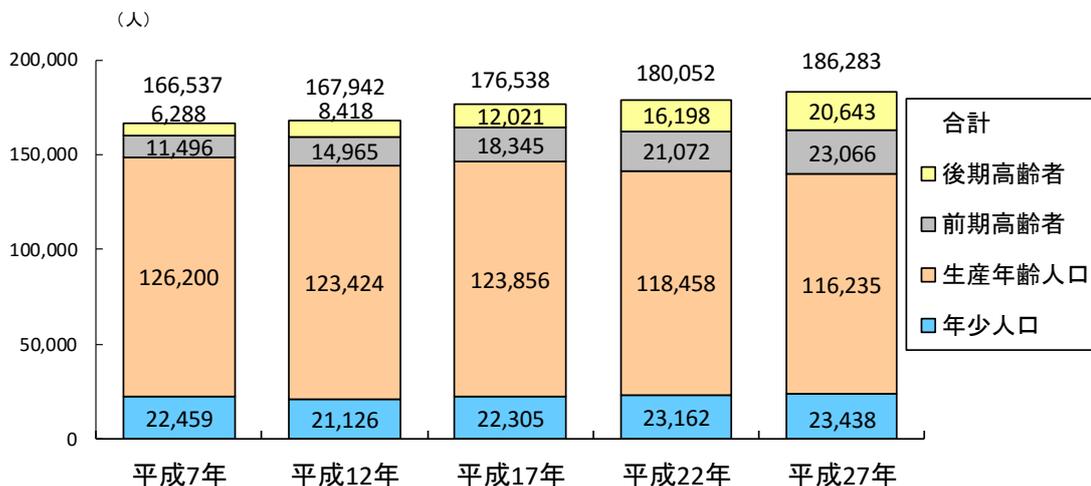
図3 人口と高齢化率の推移



資料：住民基本台帳人口（日野市）令和2年1月

また、国勢調査の年齢区分別人口をみてみると、前期高齢者、後期高齢者とも増加傾向で、最新の平成27年度（2015年度）では特に後期高齢者の増加が多くなっています。また、人口構造的には、男女とも70～74歳のいわゆる「団塊の世代」が多いのが特徴です。

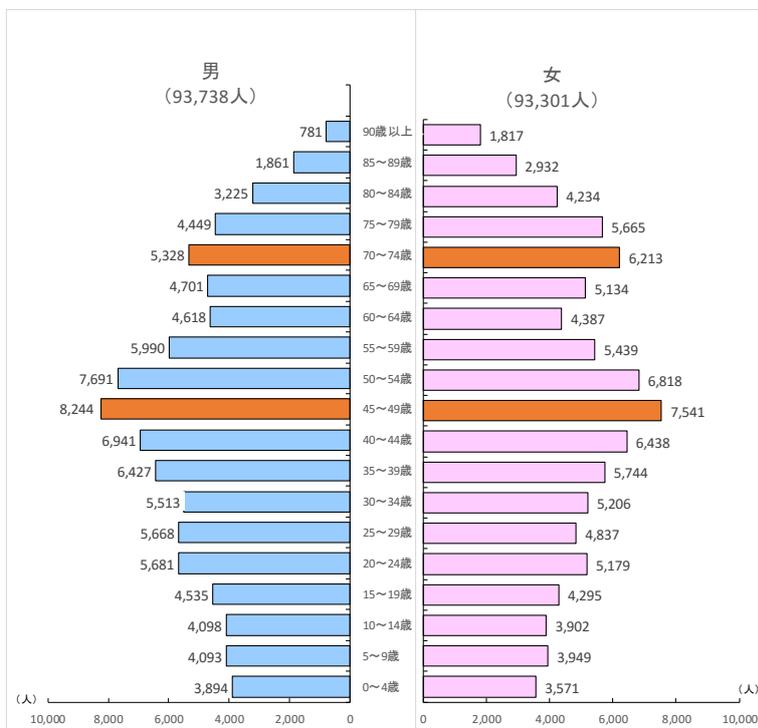
図4 年齢区分別人口推移



資料：総務省『国勢調査報告』

図5 人口ピラミッド（令和2年（2020年））

高齢化率：24.8%、75歳以上 13.3%



資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（日野市）令和2年7月

② 将来人口

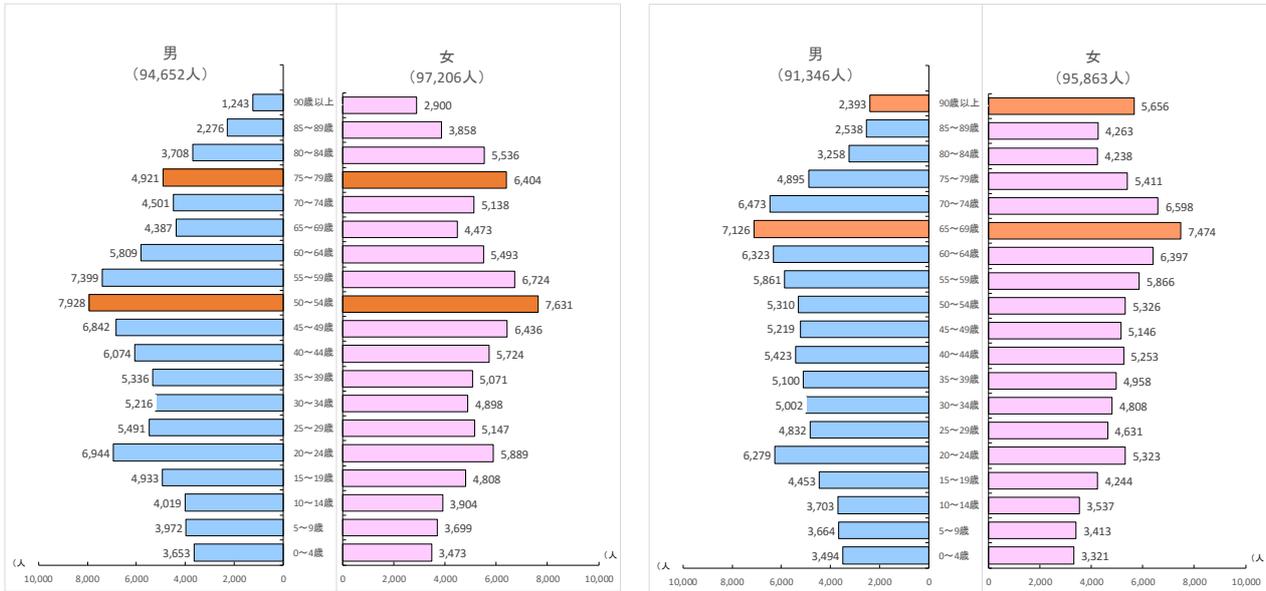
(i) 国立社会保障・人口問題研究所の推計

本項目は、国立社会保障・人口問題研究所で平成30年（2018年）に実施された将来人口推計の日野市の結果になります。

今後は高齢化率もやや上昇しますが、令和3年（2021年）からの5年間は、新たに高齢者になる人の人数より、後期高齢者に移行する人の数が多いため、後期高齢者比率の大幅な上昇が見込まれます。

具体的には、令和7年（2025年）推計を見ると、団塊の世代が後期高齢者となり、高齢化率が25.7%、75歳以上が16.1%となります。また、令和22年（2040年）推計を見ると、団塊ジュニア世代が前期高齢者となり、高齢化率が34.1%、75歳以上が19.5%となります。

図6 人口ピラミッド（令和7年（2025年）） 高齢化率:25.7%、75歳以上:16.1%
 図7 人口ピラミッド（令和22年（2040年）） 高齢化率:34.1%、75歳以上:19.5%



資料：国立社会保障・人口問題研究所 男女・年齢（5歳）階級別データ『日本の地域別将来推計人口』（平成30年3月推計）
 ※推計の出発点となる基準人口は、総務省統計局『平成27年国勢調査による基準人口』による平成27（2015年）10月1日現在男女年齢各歳別人口（総人口）

(2) 世帯数

① 高齢者のいる一般世帯数

日野市において一般世帯数に占める65歳以上の親族がいる世帯の割合は、平成7年(1995年)で19.1%であるのに対して、平成27年(2015年)では33.9%となっています。

また、高齢者のいる一般世帯数に占める高齢者単身世帯の割合は、平成7年(1995年)で18.3%であるのに対して、平成27年(2015年)では30.7%と増加しています。

表 1 高齢者のいる一般世帯数

(世帯・%)

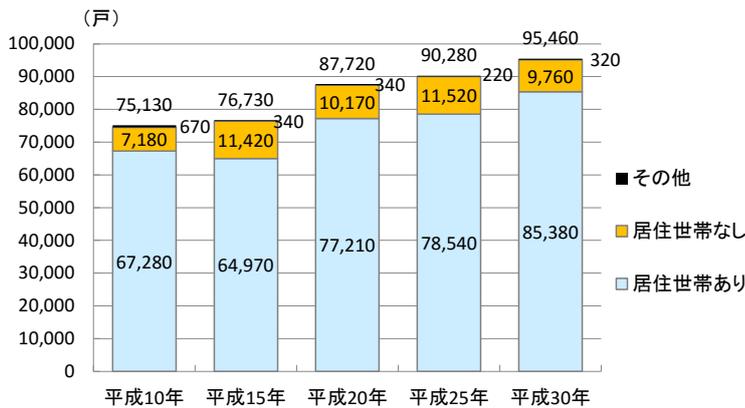
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	67,212	71,438	77,349	80,040	84,823
65歳以上親族のいる一般世帯数	12,845	16,257	20,498	24,850	28,762
高齢単身世帯数	2,345	3,360	4,898	6,767	8,823
高齢夫婦世帯数	3,558	5,158	6,782	8,199	9,139
その他の世帯数	6,942	7,739	8,818	9,884	10,800
一般世帯数に占める65歳以上親族のいる世帯の割合	19.1	22.8	26.5	31.0	33.9
高齢者のいる一般世帯数に占める高齢単身世帯数の割合	18.3	20.7	23.9	27.2	30.7

資料：国勢調査

② 住宅ストックの状況と賃貸住宅の空き家の状況

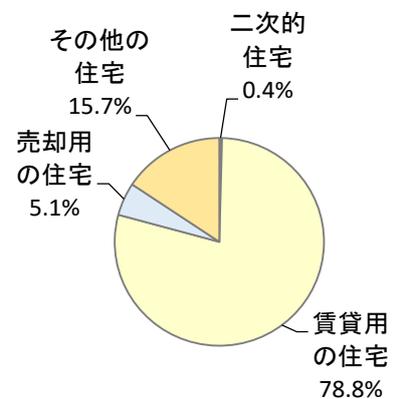
国で実施した「平成30年度住宅・土地統計調査」によれば、全住宅のうち1割以上が空き家になっています。空き家の種別では、賃貸用が全体の78.8%と多くなっています。

図 8 住宅総数と居住状況の推移



資料：総務省「住宅・土地統計調査」

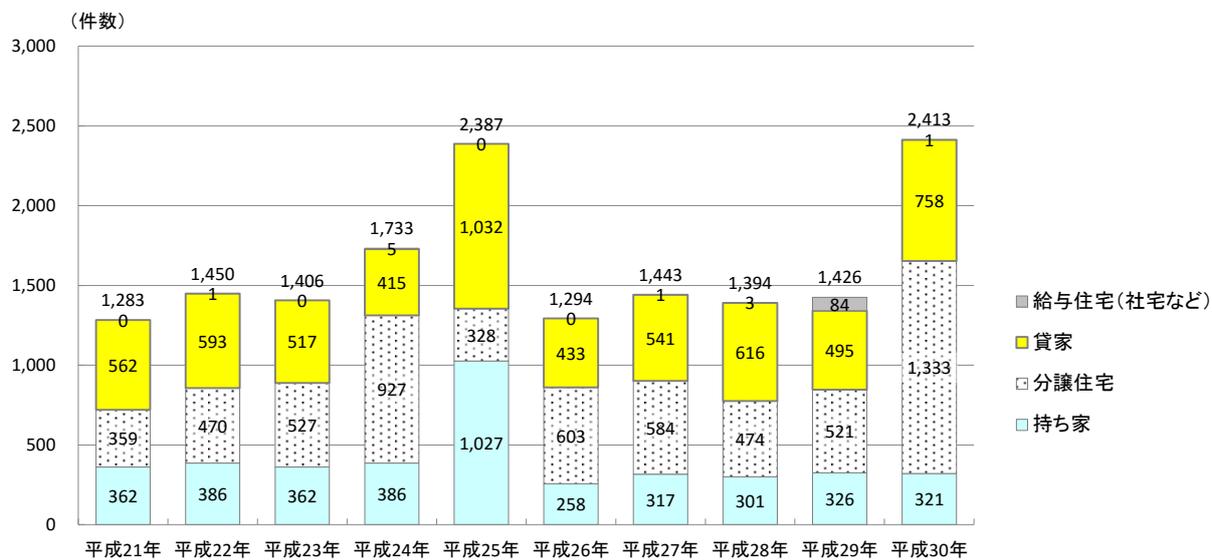
図 9 居住世帯なしの住宅の状況 (平成30年)



② 新規住宅着工動向

住宅着工統計からみると、市内には年間約 1,200 戸から 2,500 戸の住宅が整備されています。そのうち貸家は約 400 戸から 1,000 戸と、年度により大きく異なります。

図 10 新規住宅着工件数動向



資料：国土交通省「住宅着工統計」

③ 公的賃貸住宅の立地状況

平成 27 年度（2015 年度）の都の調査によれば、市内には都市機構の賃貸住宅が 5,318 戸、都営住宅が 2,898 戸となっています。

これを、同年 10 月に実施された国勢調査における住宅総数で割り返すと、日野市では都市機構賃貸住宅や市営住宅を含めた公的賃貸住宅が多いのが特徴です。

表 2 公的賃貸住宅ストック数

(世帯)

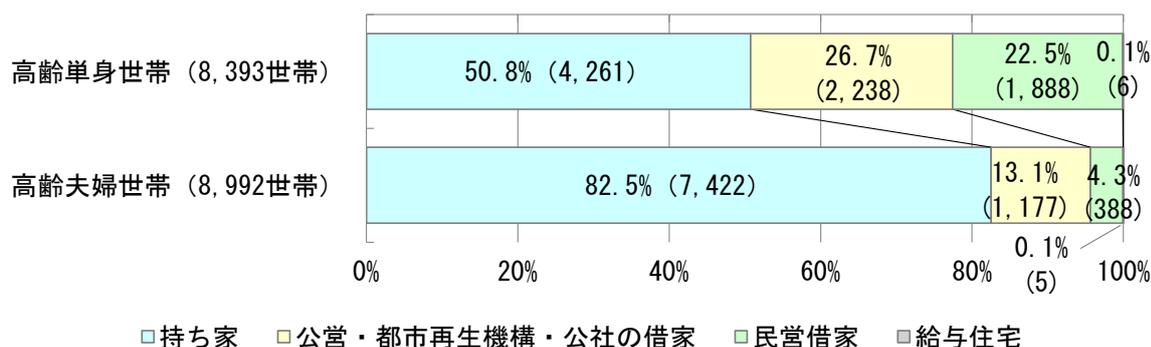
	日野市		多摩地域26市	
	世帯数	千戸当たり戸数	世帯数	千戸当たり戸数
公的賃貸住宅計	9,986	117.6	200,023	107.3
都営住宅	2,898	34.1	89,943	48.2
市町村営住宅	670	7.9	7,101	3.8
都市機構賃貸住宅	5,318	62.6	64,237	34.5
公社一般賃貸住宅	906	10.7	32,047	17.2
高齢者向け優良賃貸住宅	29	0.3	110	0.1
都民住宅	165	1.9	6,585	3.5
住宅総数	84,928	-	1,864,627	-

資料：東京都都市整備局総務部企画経理課「事業概要」、総戸数は「国勢調査」

④ 高齢者の住まいの状況（国勢調査の住宅所有別比率）

高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯の住宅所有関係別世帯の比率をみると、高齢単身世帯では、「借家」の割合が高くなっています。

図 11 高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯の住宅所有関係別世帯比率



資料：平成 27 年「国勢調査」

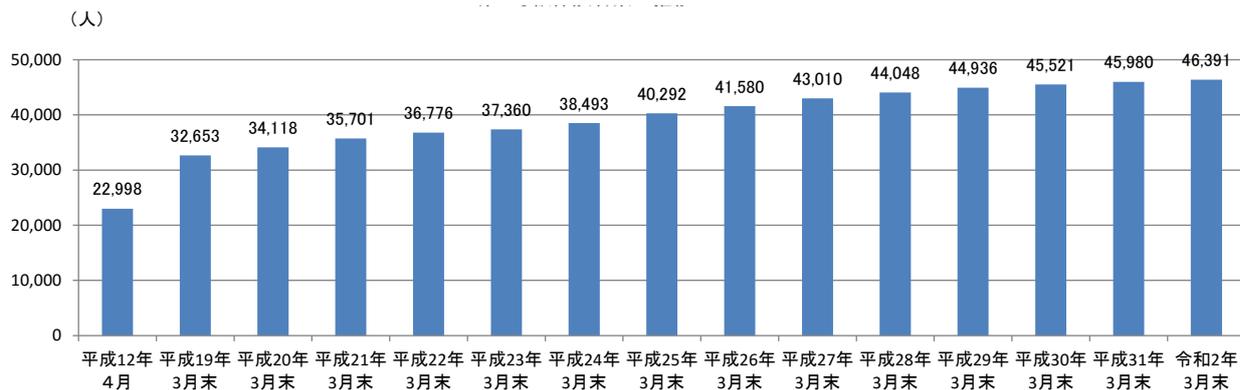
2. 日野市の介護保険事業を取り巻く状況

(1) 日野市の介護保険給付サービスの特徴

① 第1号被保険者数の推移

新たに高齢者になった方のほうが、死亡した方より多いため、第1号被保険者数は増加しており、令和2年（2020年）3月末時点では、46,391人となっています。

図 12 第1号被保険者数の推移

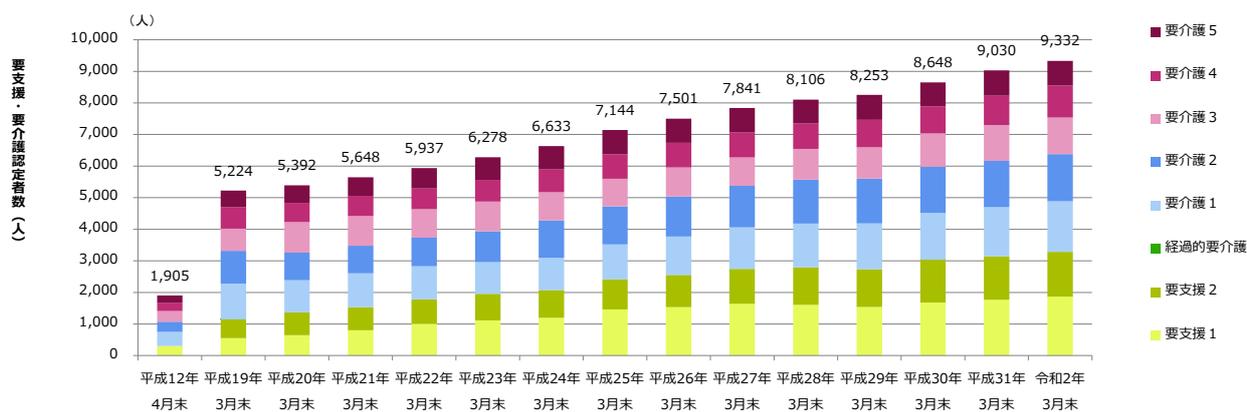


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（平成27,28年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

② 要介護（要支援）認定者数、認定率の推移

介護保険制度が始まった平成12年（2000年）4月と、令和2年（2020年）3月末を比較すると、第1号被保険者数は約2倍になっていますが、認定者数では4倍以上となっています。要介護（要支援）認定者数の推移をみると、要支援、要介護とも増加傾向となっています。要支援は近年横ばいになるのに対して、特に要介護1の方が増加しています。認定率は、都の水準とほぼ同様ですが、近年伸び率はやや鈍化しています。

図13 日野市の要介護（要支援）認定者数(2号被保険者を含む)



	平成12年 4月末	平成19年 3月末	平成20年 3月末	平成21年 3月末	平成22年 3月末	平成23年 3月末	平成24年 3月末	平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末
要支援1	306	552	647	804	1,012	1,117	1,199	1,464	1,535	1,639	1,606	1,540	1,681	1,768	1,866
要支援2		594	721	730	774	838	875	948	1,019	1,108	1,191	1,197	1,356	1,378	1,421
経過的要介護		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護1	445	1,132	1,022	1,070	1,046	1,005	1,023	1,107	1,217	1,313	1,383	1,450	1,479	1,556	1,601
要介護2	324	1,039	869	874	902	976	1,181	1,209	1,266	1,316	1,395	1,416	1,460	1,465	1,492
要介護3	334	703	969	942	906	940	893	869	919	898	971	993	1,058	1,134	1,157
要介護4	265	685	609	641	652	686	725	777	783	790	810	871	856	929	1,013
要介護5	231	518	555	587	645	716	737	770	762	777	750	786	758	800	782
合計	1,905	5,224	5,392	5,648	5,937	6,278	6,633	7,144	7,501	7,841	8,106	8,253	8,648	9,030	9,332

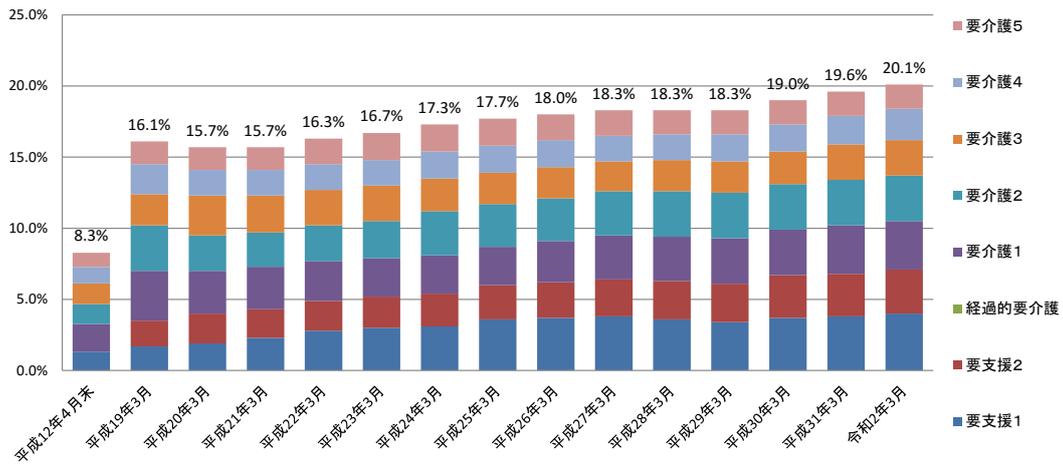
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（平成31年、2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）
 平成12年は、要支援が1、2に別れていないため、グラフでは「要支援1」の色で表記
 平成29年3月末の要支援1の減少は、28年度に介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、要支援相当の方が介護認定を受けずに、介護予防・日常生活支援総合事業の対象者となったためと推測される。

③ 要介護（要支援）認定率

日野市の認定率は、平成 21 年（2009 年）3 月末からやや増加傾向でしたが、平成 30 年（2018 年）3 月と平成 31 年（2019 年）3 月で急増しており、国、都、周辺市を令和 2 年（2020 年）8 月時点で上回っています。

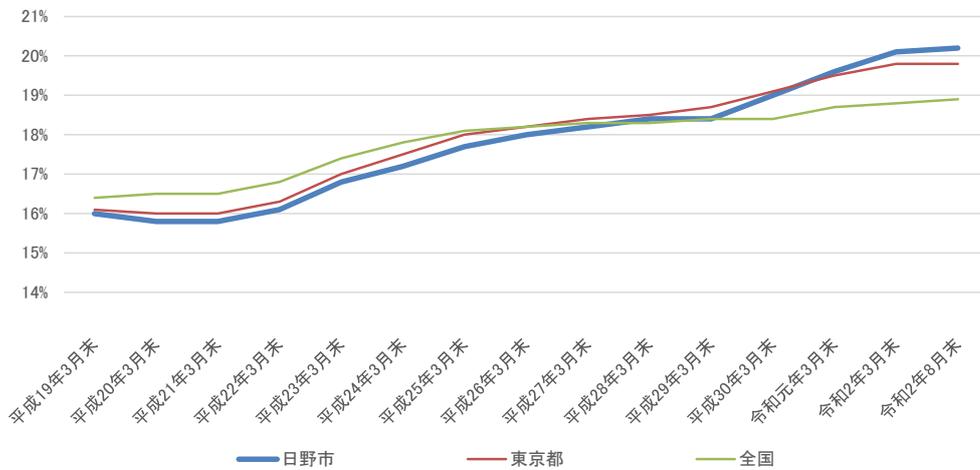
現状では、要介護 3 以上の重度の方も少しずつ増加しているため、これらの方が引き続き地域の中で生活できるよう、居宅サービスや地域密着型サービスの強化・充実が必要です。

図 14 要介護認定率の推移（2号被保険者を含む）



(人・%)

		平成12年 4月末	平成19年 3月	平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月	平成30年 3月	平成31年 3月	令和2年3 月
日野市	要支援1		1.7%	1.9%	2.3%	2.8%	3.0%	3.1%	3.6%	3.7%	3.8%	3.6%	3.4%	3.7%	3.8%	4.0%
日野市	要支援2		1.8%	2.1%	2.0%	2.1%	2.2%	2.3%	2.4%	2.5%	2.6%	2.7%	2.7%	3.0%	3.0%	3.1%
日野市	経過的要介護		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
日野市	要介護1		1.9%	3.5%	3.0%	3.0%	2.8%	2.7%	2.7%	2.9%	3.1%	3.1%	3.2%	3.2%	3.4%	3.4%
日野市	要介護2		1.4%	3.2%	2.5%	2.4%	2.5%	2.6%	3.1%	3.0%	3.1%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%
日野市	要介護3		1.5%	2.2%	2.8%	2.6%	2.5%	2.5%	2.3%	2.2%	2.1%	2.2%	2.2%	2.3%	2.5%	2.5%
日野市	要介護4		1.2%	2.1%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.9%	1.9%	1.8%	1.8%	1.9%	1.9%	2.0%	2.2%
日野市	要介護5		1.0%	1.6%	1.6%	1.6%	1.8%	1.9%	1.9%	1.9%	1.8%	1.8%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%
日野市	合計 ※第2号被保険者を含む	8.3%	16.1%	15.7%	16.3%	16.7%	17.3%	17.7%	18.0%	18.3%	18.3%	19.0%	19.6%	19.6%	20.1%	



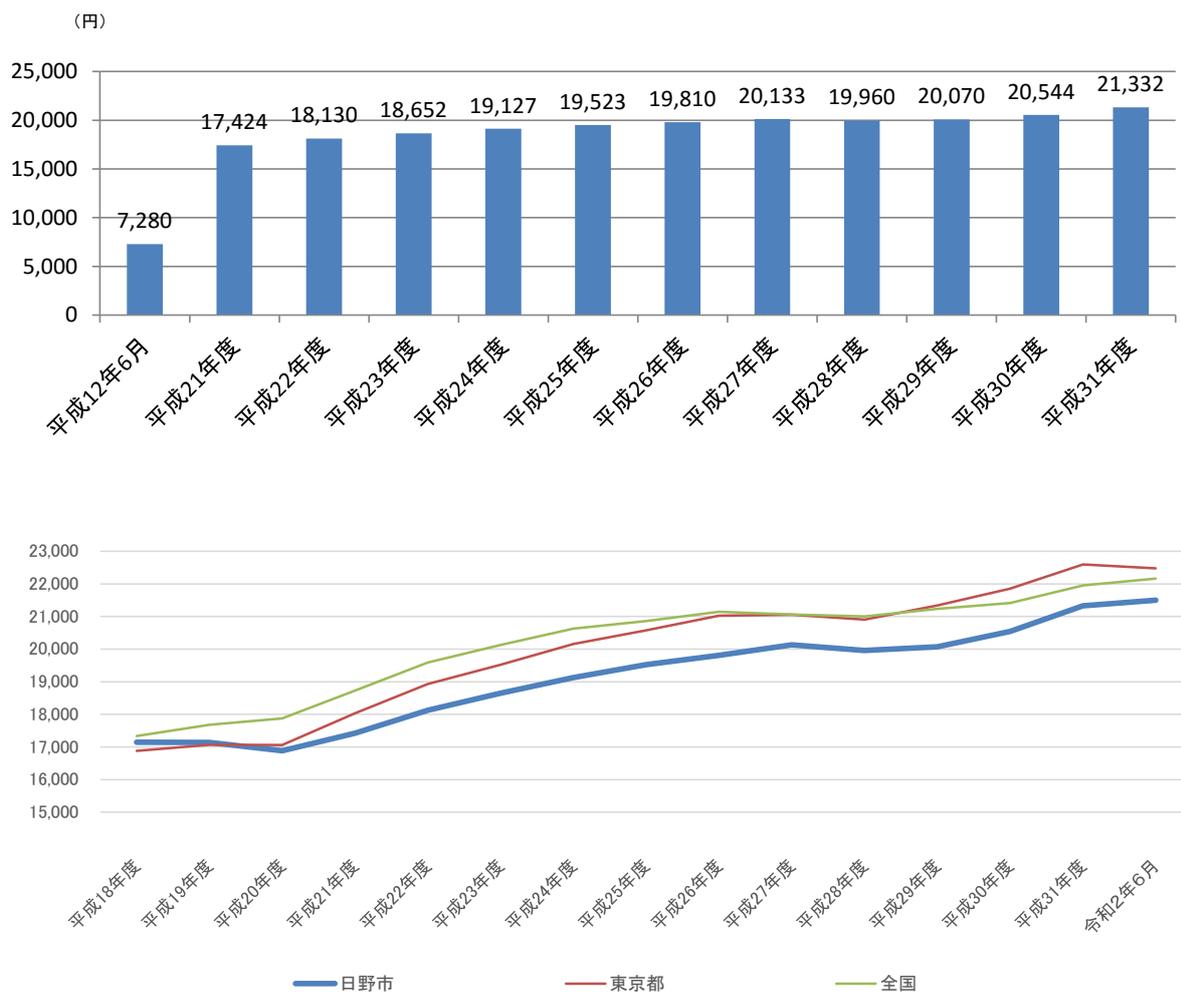
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元、2年度ののみ「介護保険事業状況報告」月報）

④ 第1号被保険者一人あたり保険給付月額

第1号被保険者一人あたり保険給付月額は増加傾向にあり、令和元年度（2019年度）時点では21,332円と増加傾向となっています。今後、高齢化が進展することで、引き続き給付額の増加が進むことが予測されます。

なお、平成12年（2000年）6月と比較すると、第1号被保険者数が2倍になったのに対して、認定者数は4倍になったことから、一人あたりの保険給付額が大幅に増加しており、周辺市を上回っています。

図15 第1号被保険者1人あたり保険給付月額



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（平成31年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

⑤ 在宅、居住系、施設系受給者数の推移

在宅・居住系・施設系受給者数の推移では、年度ごとに少し差がありますが、平成29年（2017年）以降はいずれも増加傾向となっています。

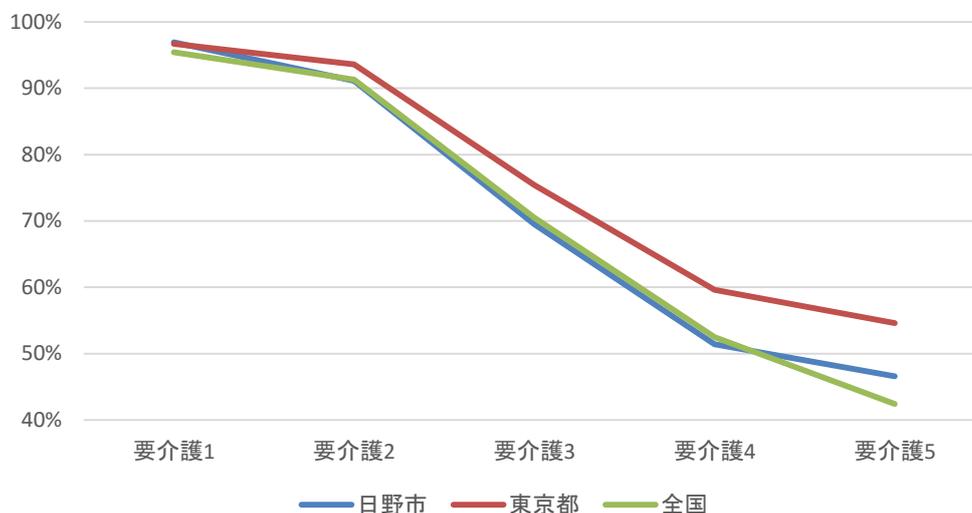
また、令和2年（2020年）における在宅・居住系の割合をみると、要介護5では国や周辺市より在宅・居住系の比率が高くなっています。

図 16 在宅、居住系、施設系受給者数



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

図 17 令和2年（2020年）における在宅・居住系の割合

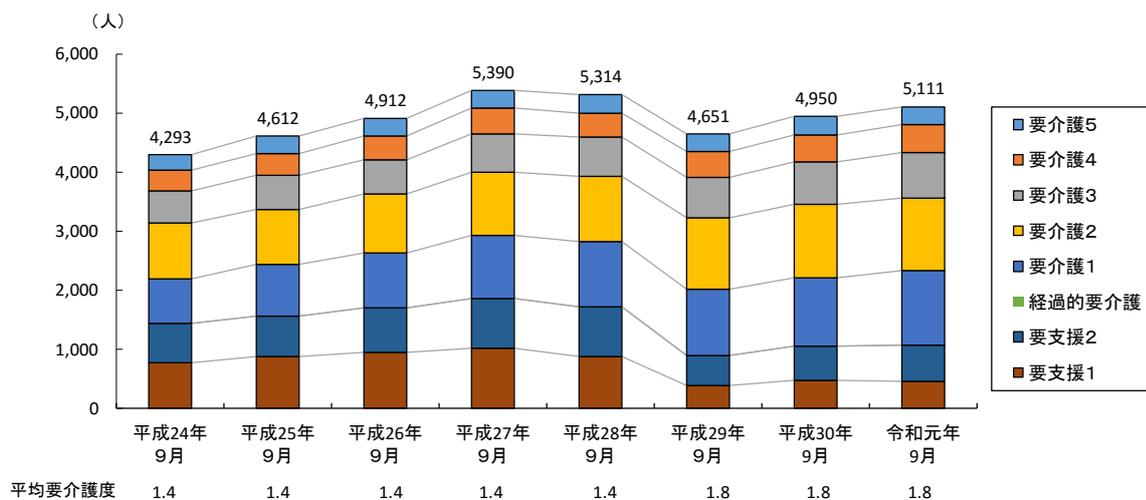


⑥ 要介護度別居宅サービス利用者数の推移

要介護度別居宅サービス利用者数は、平成28年度（2016年度）に地域密着型通所介護が地域密着型サービスに移行したことや、平成28年度（2016年度）から介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、要支援者が介護予防・日常生活支援総合事業に移行したことで、要支援者の利用が減少しています。

しかし、令和元年度（2019年度）からは再び増加傾向となっています。

図 18 要介護度別居宅サービス利用者の推移



(人)

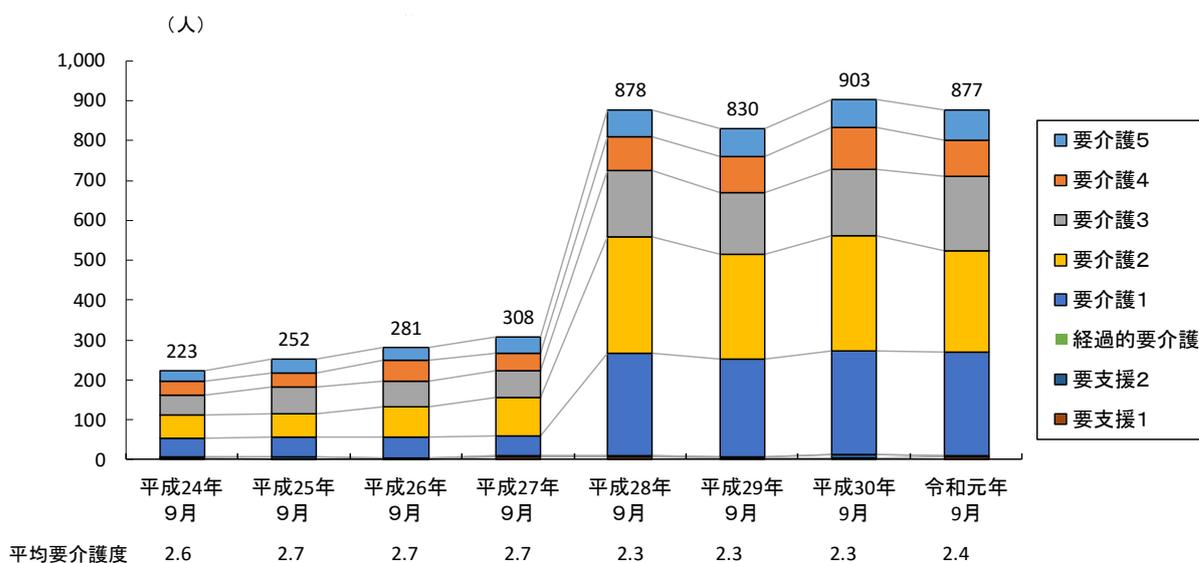
	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月	平成30年9月	令和元年9月
要支援1	783	879	958	1,016	883	388	477	462
要支援2	655	692	748	844	842	516	585	615
経過的要介護	0	-	0	-	0	0	0	0
要介護1	759	867	930	1,067	1,095	1,123	1,150	1,260
要介護2	950	939	993	1,080	1,118	1,200	1,240	1,220
要介護3	544	569	586	643	653	679	719	775
要介護4	344	364	395	428	416	439	460	466
要介護5	258	302	302	312	307	306	319	313
合計	4,293	4,612	4,912	5,390	5,314	4,651	4,950	5,111
平均要介護度	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.8	1.8	1.8

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

⑦ 要介護度別地域密着型サービス利用者数の推移

要介護度別地域密着型サービス利用者数は、平成27年度（2015年度）まで横ばいでしたが、平成28年度（2016年度）に地域密着型通所介護が地域密着型サービスに移行したことで利用者数が増加しました。しかし、その後は横ばいとなり、地域密着型サービス利用者の増加を図るような施策が必要です。

図 19 要介護度別地域密着型サービス利用者の推移



	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月	平成30年9月	令和元年9月
要支援1	3	1	1	6	7	4	3	7
要支援2	5	6	3	5	2	3	9	4
経過的要介護	-	-	0	0	0	0	0	0
要介護1	45	48	51	48	258	245	260	258
要介護2	58	61	77	96	291	263	290	256
要介護3	50	65	66	68	166	154	167	186
要介護4	36	36	50	43	87	92	103	89
要介護5	26	35	33	42	67	69	71	77
合計	223	252	281	308	878	830	903	877
平均要介護度	2.6	2.7	2.7	2.7	2.3	2.3	2.3	2.4

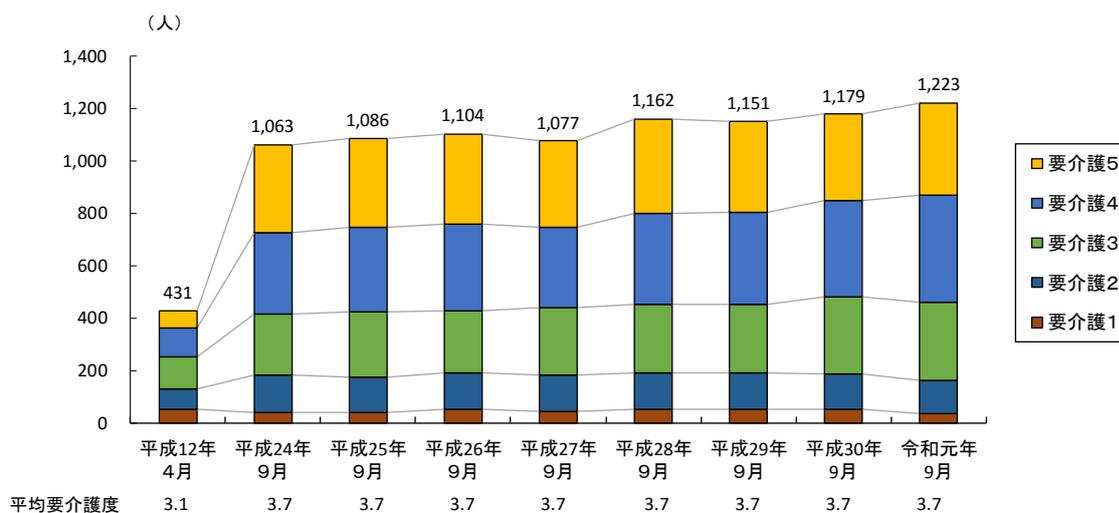
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

⑧ 要介護度別施設サービス利用者数の推移

要介護度別施設サービス利用者数は、施設整備の状況に影響されるため、年ごとに多少の増減がありますが、全体的には少しずつ増加しています。

平成12年（2000年）4月時点と比較した場合には、施設入所者は約2倍となっていますが、認定者数の伸びと比較すると、施設サービスの利用割合は低下しています。

図 20 要介護度別施設サービス利用者の推移



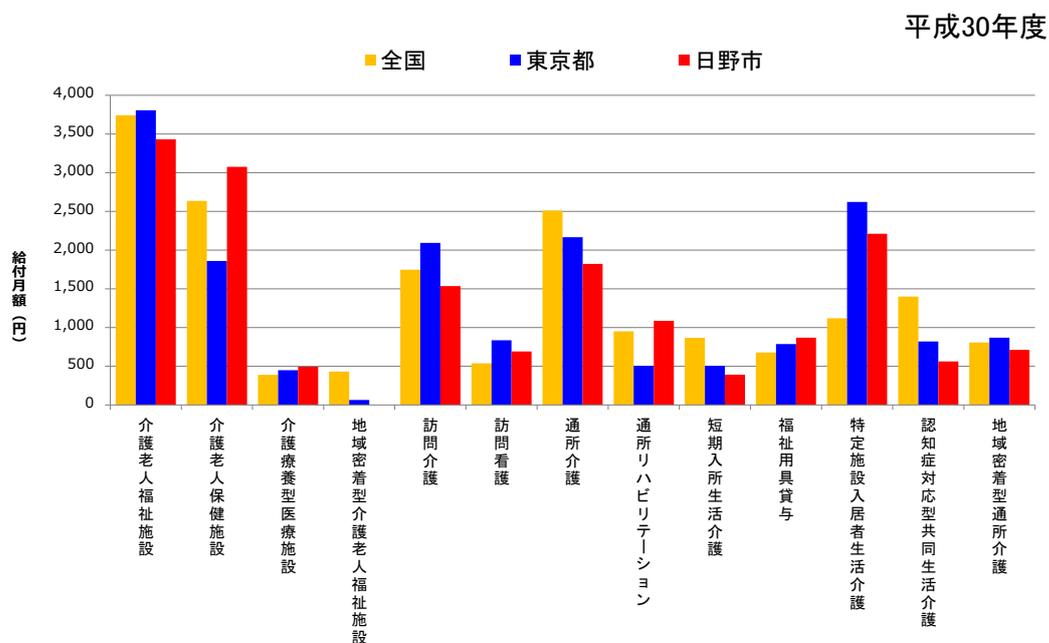
	平成24年4月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月	平成30年9月	令和元年9月
要介護1	51	40	41	50	45	51	51	53	37
要介護2	80	143	134	140	139	141	139	134	125
要介護3	122	232	250	240	258	260	263	294	300
要介護4	108	310	323	330	305	347	351	370	409
要介護5	67	338	338	344	330	363	347	328	352
合計	431	1,063	1,086	1,104	1,077	1,162	1,151	1,179	1,223
平均要介護度	3.1	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

⑨ サービス別、第一号被保険者一人あたり給付月額

平成30年度（2018年度）におけるサービス別、第1号被保険者一人あたり給付月額でみると、日野市は都全体と比較してほぼ同様の給付水準となっています。

図 21 第1号被保険者1人あたり給付月額（サービス種類別）



(円)

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	地域密着型介護老人福祉施設	訪問介護	訪問看護	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	福祉用具貸与	特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型通所介護
全国	3,741	2,635	388	432	1,746	538	2,511	951	866	678	1,120	1,399	807
東京都	3,805	1,859	448	64	2,094	835	2,167	505	505	787	2,622	820	869
日野市	3,431	3,075	494	0	1,535	690	1,822	1,087	390	868	2,211	561	710

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

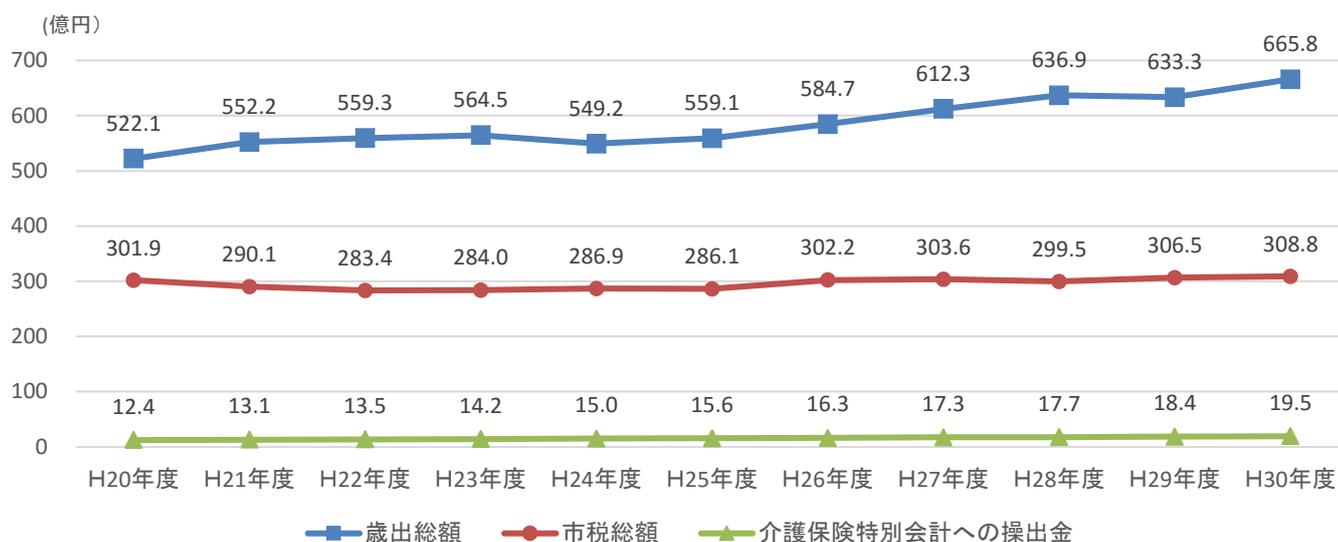
(2) 財政状況・財政見通し

財政状況は、年度により増減はあるものの、歳出総額は増加傾向にあります。一方、市税収入は生産年齢人口の減少により、大幅な増加は望めず、歳出税額と市税総額の差は拡大の一途をたどっています。

歳出の増加要因としては、高齢化による扶助費の急増や、介護保険の費用が増加したことによる繰出金の増加などが挙げられます。これらの費用は、今後も増加が続く見込みとなっており、財源不足が深刻化しています。

高齢者福祉関係費は右肩上がりに増加しており、今後さらに高齢化率が上がることを踏まえ、介護保険事業のより適正な運営が求められています。

図 22 市税収入と歳出総額、介護保険特別会計への繰出金の経年推移



資料：日野市決算書

(3) 日常生活圏域について

① 日常生活圏域

日常生活圏域とは、身近な地域にさまざまなサービス拠点を整備し、たとえ要介護状態や認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護サービス基盤の整備を進めるために取り入れられた考え方です。

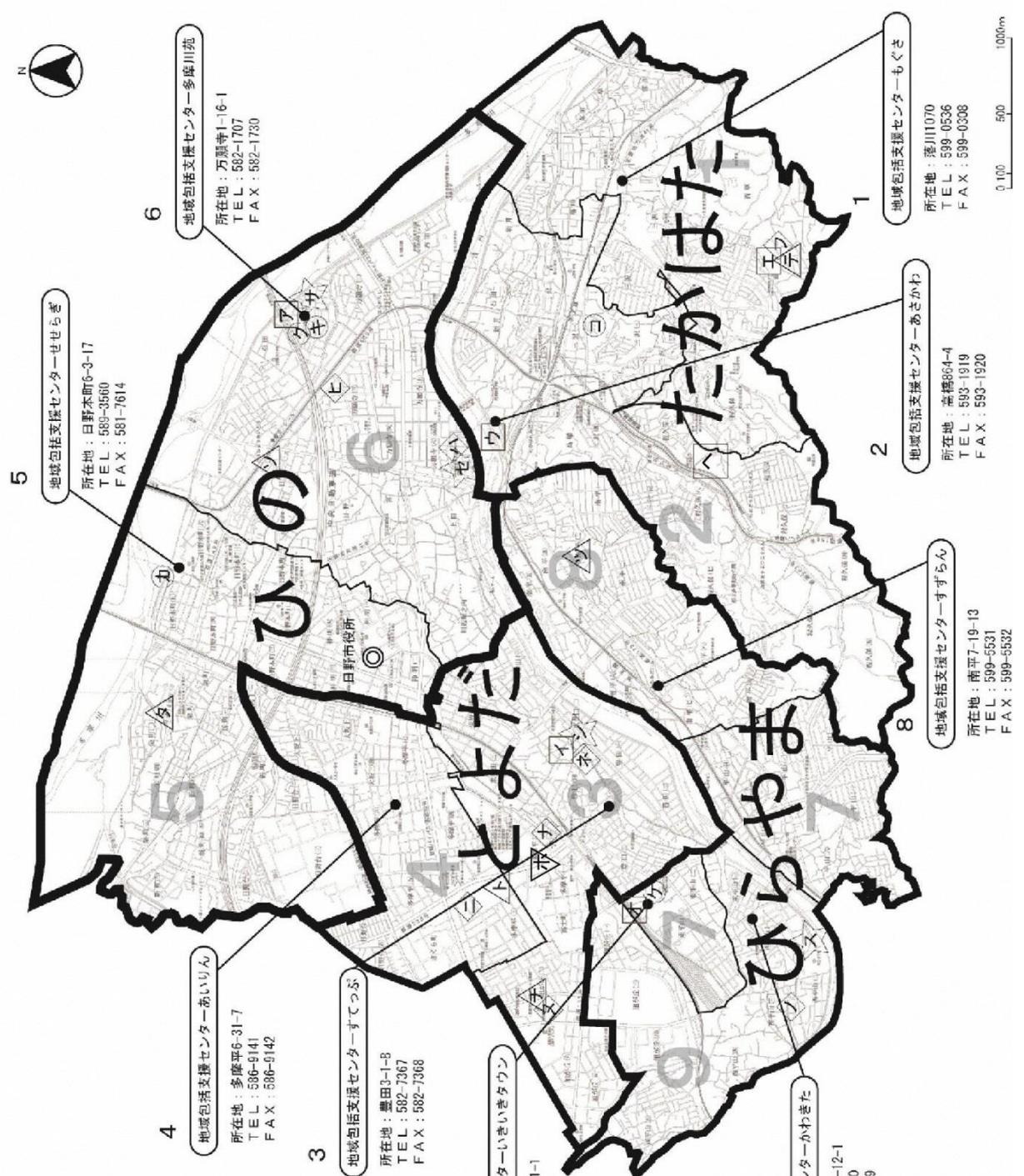
日野市では、『第3期日野市介護保険事業計画』（平成18年度（2006年度）から平成20年度（2008年度）まで）において、地理的条件、交通機関や駅の状況、人口、既存の介護サービス基盤等を勘案し、4つの日常生活圏域を設定しました。

『第8期介護保険事業計画』においても、この考えを継承し、地域密着型サービスや介護サービス基盤の充実などを進めています。

表3 日常生活圏域一覧

日常生活圏域	地域包括支援センター名	担当地域
たかはた	もぐさ	百草、落川、程久保（1～8丁目を除く）、三沢2丁目、三沢1289～1294番地
	あさかわ	高幡、三沢（1289～1294番地を除く）、三沢1・3～5丁目、新井、大字石田（浅川南）、程久保1～8丁目
とよだ	すてっぴ	豊田、大字豊田、東豊田、富士町、旭が丘2・5・6丁目、多摩平1・2丁目
	あいりん	多摩平3～7丁目、日野台4・5丁目、大坂上
ひの	せせらぎ	日野本町、神明、日野台1～3丁目、栄町、新町
	多摩川苑	万願寺、上田、川辺堀之内、日野、宮、石田、大字石田（浅川北）
ひらやま	いきいきタウン	東平山2・3丁目、平山
	すずらん	南平
	かわきた	旭が丘1・3・4丁目、西平山 東平山1丁目

図 23 日常生活圏域と地域包括支援センター等の位置



- 特別養護老人ホーム
 - ア マリアス日野
 - イ 聖かみ霊
 - エ 特別養護老人ホーム 茨川苑
 - ク 特別養護老人ホーム ぶすろ
 - コ 特別養護老人ホーム ニア
 - ク 特別養護老人ホーム ラベ日野
- 老人保健施設
 - カ 老人保健施設トリア
 - キ 介護老人保健施設ロベリア
 - ク 介護老人保健施設 ガルビア
 - コ 介護老人保健施設カエロハの社
- △小規模多機能型居宅介護
 - ア 小規模多機能ホーム日野
 - イ 小規模多機能ホーム さかえまち
 - エ 小規模多機能ホーム ぬかが丘
 - ク 小規模多機能ホーム みみおだいら
 - コ 小規模多機能型生活介護事業所 あすなろ
 - ト 小規模多機能 くりにんはあと
- ◇認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
 - ア グループホーム はまなたい
 - イ グループホーム さすな
 - エ グループホーム しるしほ
 - ク グループホーム ぬかが丘
 - コ グループホーム ぶんぶん
 - ク グループホーム ぶんぶん 万寿寺
 - ハ グループホーム にんにん日野万寿寺
 - ト 系のグループホーム あすなろ
 - フ グループホーム
- ▽介護療養型医療施設
ホ 多摩平の森の病院

(4) 施策の実施状況

柱1 介護を支える担い手の確保と多様なニーズに対応した介護保険事業サービスを充実させていきます

本項目では、数値目標に対して、令和元年度（2019年度）の実績をみると、採用者、離職者とも目標値を下回っています。一方、受給率の方は、すべてのサービスで目標値を上回っています。

また、重点項目の達成状況は、4項目すべてが◎（進んだ）となっています。

表4 数値目標、指標の達成状況

指標項目	現状 平成27～29年度 の合計	目標値 平成30～令和2年度 の合計	令和元年度実績
(1) 介護施設・居宅サービスにおける雇用状況			
採用者数※	438人	453人	433人
離職者数※	319人	305人	316人
(2) 介護サービスの受給率			
在宅サービス	8.5%	9.0%	9.3%
居住系サービス	1.3%	1.4%	1.5%
施設サービス	2.5%	2.8%	2.9%

※採用者数、離職者数は日野市内、介護保険サービス提供事業者の1年間の採用、離職実績（基礎調査より抜粋）

表5 重点項目の達成状況

項目	達成状況	実施事項及び実績値
1101：介護人材確保事業の実施	◎	研修会開催ごとに介護事業所の協力を得ながら仕事の紹介等就職相談会を実施し、10人の新規雇用につながった。 資格取得者への補助を目標を大きく上回る69人に行い、うち資格取得後市内介護事業所に就職または就職後半年以内（ただし、介護福祉士は1年以内）に資格取得を行った方は10人となった。 また、令和元年度から新たに、介護支援専門員の資格取得、再研修に対する補助を開始した。
1102：介護人材啓発事業の実施	◎	年2回の研修開催により、研修修了者は一昨年度を大きく上回る80人となった。参加希望者が参加しやすいよう令和元年度は前期研修会については、土日開催した。

項目	達成状況	実施事項及び実績値
1223：生活支援サービス（介護予防・日常生活支援総合事業）の推進	◎	平成 30 年度（2018 年度）に第 1 層協議体で抽出された課題を切り口に地域の課題を掘り越すため、第 2 層協議体を市内生活圏域ごとに立ち上げ検討を開始した。 第 1 層生活支援コーディネーターの協力を得ながら、第 2 層生活支援コーディネーターと意見交換や検討会を行い、第 2 層協議体が円滑に開催ができるよう準備を進めた。
1225：地域介護予防活動支援事業の推進	◎	地域介護予防活動団体の登録団体数は 52 団体となり、体力測定など効果測定を各日常生活圏域で実施した。 地域介護予防活動支援事業及びひの健康貯筋体操の普及啓発を行うため、日野市社会福祉協議会の他、リハビリ専門職の方の協力を得て、事業を実施した。

施策の柱の達成状況指標

- ◎ 進んだ : 例年と比べて著しく進捗した、または事業が完了した
- やや進んだ : 数値・事業内容に進捗がみられた、または事業が着実に前進した
- △ あまり進んでいない : 前年度と同様の事業内容であった
- × まったく進んでいない : 該当事業に着手しなかった

柱2 医療と介護の連携を推進し、有機的なネットワークを構築します

本項目では、数値目標に対して、令和元年度（2019年度）の実績をみると、目標値が3年間の合計値であるため、1/3の数値で比較する必要がありますが、やや目標より少なくなっています。

また、重点項目の実施状況は、達成が2項目、○（やや進んだ）が2項目となっています。

表6 数値目標、指標の達成状況

指標項目	現状 平成27～29年度 の合計	目標値 平成30～令和2年度 の合計	令和元年度実績
(1) 医療と介護の連携推進勉強会の開催数			
第1段階勉強会（市主催）	7回	4回	1回
第2段階勉強会（市主催）	4回	8回	2回
圏域勉強会（地域包括支援センター主催）	75回	75回	13回
(2) 自宅等での死亡率 ※平成30年度実績値	24.7%	29.6%	23.4%

表7 重点項目の達成状況

項目	達成状況	実施事項及び実績値
2101：在宅療養を支援する部署の設置	平成30年度達成	
2102：「日野市在宅療養体制構築のための基本方針」の策定	平成30年度達成	
2104：在宅療養・介護連携支援センターの設置	○	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関及び庁内関係課との意見交換を実施。 市外病院に対して在宅療養支援課のパンフレットを送付し、関係性の継続に努めた。 北多摩・南多摩医療圏の相談窓口の担当者との研修を日野市で実施し連携強化を図った。 事例検討会を主催し、対応方法と情報の集積を進めた。
2108：保健師の専門性を生かした在宅療養支援の充実	○	<ul style="list-style-type: none"> まちの在宅医療相談会として6回開催。15人の相談者と33人が講演会形式で参加。 事例検討会を11回開催し、延べ236人が参加。複合的な事例が増加しており、水道局や動物愛護相談センターなど従来福祉分野では関りがあまりなかった機関も参加し連携の輪が広がった。 年間の相談件数が100件のほり、保健師の存在が市民及び関係機関から認知されてきた。在宅療養に関するコーディネーターとしての役割が定着しつつある。

施策の柱の達成状況指標

- ◎ 進んだ : 例年と比べて著しく進捗した、または事業が完了した
- やや進んだ : 数値・事業内容に進捗がみられた、または事業が着実に前進した
- △ あまり進んでいない : 前年度と同様の事業内容であった
- × まったく進んでいない : 該当事業に着手しなかった

柱3 認知症や軽度認知障害（MCI）の当事者とその家族を支える仕組みを充実させていきます

本項目では、数値目標に対して、令和元年度（2019年度）時点での達成状況をみると、累計数では目標値を達成しています。

また、重点項目の達成状況は、◎（進んだ）が4項目、○（やや進んだ）が1項目となっています。

表8 数値目標、指標の達成状況

指標項目	現状 平成27～29年度 の合計	目標値 平成30～令和2年度 の合計	令和元年度実績
(1) 認知症サポーター養成講座受講者数 ※（ ）は累計数	5,357人 (13,000人)	3,000人 (16,000人)	2,378人 (18,793人)
(2) 認知症サポーターステップアップ講座受講者数 （ ）は累計数	390人 (390人)	260人 (650人)	211人 (1,002人)

表9 重点項目の達成状況

項目	達成状況	実施事項及び実績値
3101：認知症の人と家族を支える機関との連携	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・日野市医師会、多摩平の森の病院、高齢福祉課の三者にて認知症検診推進事業について、具体的な検討を行った。 ・多摩平の森の病院、市立病院、七生病院、若年性認知症総合支援センター、地域包括支援センター等認知症の方を支える関係機関と連携強化のため研修及び意見交換を行った。 ・医療連携型認知症カフェについて無料相談の参加人数が減少。無料相談会の回数を減らし、その分地域のカフェにて出張相談を行う等見直しを図った。 ・多摩平の森の病院の認知症認定看護師に次年度より認知症地域支援推進員となっていただくこととなった。 ・多摩平の森の病院に加え、七生病院内にも初期集中支援チームを立ち上げた。
3201：認知症サポーターの養成	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・講座の開催数（令和元年度） 61回 ・養成者延べ人数 18,793人
3202：認知症サポーターステップアップ講座の実施	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・講座の開催数（令和元年度） 17回 ・受講者延べ人数 1,002人
3301：徘徊高齢者への支援策の充実	○	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症徘徊 SOS ネットワークの登録者数（延べ数） 350人 ・メール配信システムの配信登録者数 1,770人 ・認知症賠償保険の事業化 賠償保険事業を単体で立ち上げるのではなく、徘徊高齢者等探索サービス事業（GPS移動端末機貸出）の見直しを行い、新GPS移動端末機契約の方が自動的に賠償保険に加入できるようなスキームとした。

項目	達成状況	実施事項及び実績値
3303：認知症カフェの設置推進	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな認知症カフェを開設。 浅川リバーハウス 所在地：西平山 2-9-30 開設日：毎月第4木曜日 13時30分～15時30分 設置数 計9か所 ・市内認知症カフェの運営者の交流会を開催し、取組みについて情報交換を行った。 ・医療連携型認知症カフェに属する認知症認定看護師が地域の認知症カフェに赴き、出張相談や講話を行う等地域展開を図った。

施策の柱の達成状況指標	
◎ 進んだ	：例年と比べて著しく進捗した、または事業が完了した
○ やや進んだ	：数値・事業内容に進捗がみられた、または事業が着実に前進した
△ あまり進んでいない	：前年度と同様の事業内容であった
× まったく進んでいない	：該当事業に着手しなかった

柱4 地域包括支援センターを核とした支援体制の充実と地域による支え合いの仕組みを推進します

本項目では、数値目標に対して、令和元年度（2019年度）の実績をみると、目標値が3年間の合計値であるため、1/3の数値で比較する必要がありますが、地域包括支援センターの相談、支援件数はほぼ目標値と同水準です。また、地域活動への参加は、やや目標値より低くなっています。

また、重点項目の達成状況は、◎（進んだ）が1項目、○（やや進んだ）が2項目、△（あまり進んでいない）が1項目となっています。

表10 数値目標、指標の達成状況

指標項目	現状 平成27～29年度の 合計	目標値 平成30～令和2年度 の合計	令和元年度実績
(1) 地域包括支援センター (9カ所)の相談・支援件数	122,974件	127,500件	42,357件
(2) 地域住民の有志による 地域づくりに <u>参加者として参</u> 加してみたい人の割合 「是非参加」「参加してもよ い」※	59.1%	59.4%	55.9% ※「すでに参加している」 を「含む」

表11 重点項目の達成状況

項目	達成状況	実施事項及び実績値
4101：地域包括支援センターの相談・支援体制の充実	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプランナーを配置し機能強化を図った。また、令和元年5月に東京都を通じて国が定める基準に基づく地域包括支援センターの評価（地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化に関する調査）を実施した。 ・相談・支援件数：42,357件 ・新型コロナウイルス感染症により、接触が制限されていたため、件数が減少した。
4102：地域ケア会議の推進	○	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域ケア会議の開催状況は以下（1）～（3）のとおり。 （1）地域ケア個別会議 33回 （2）地域ケア会議（日常生活圏域レベル） 3回 （3）地域ケア推進会 4回 なお、圏域内の地域の課題を話し合う場は増加した。
4301：生活支援体制整備事業の実施	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・第1層協議体が2回、第2層協議体が9回開催され、地域課題について話し合われた。 ・第1層協議体、第2層協議体の在り方について、地域包括支援センター・社会福祉協議会とともに協議を行った。
4303：高齢者見守り支援ネットワークの充実	△	<ul style="list-style-type: none"> ・対象高齢者数 74人 ・見守り推進員数 181人 ・協力事業者数 491カ所 事業所数は増加傾向である。

施策の柱の達成状況指標

- ◎ 進んだ : 例年と比べて著しく進捗した、または事業が完了した
- やや進んだ : 数値・事業内容に進捗がみられた、または事業が着実に前進した
- △ あまり進んでいない : 前年度と同様の事業内容であった
- × まったく進んでいない : 該当事業に着手しなかった

柱5 高齢者が尊厳を保持し、健康で自立した生活を営むための支援を充実させていきます

本項目では、数値目標に対して、令和元年度（2019年度）の実績をみると、男女とも目標値をやや上回っています。また、週2回以上の外出についても、目標値を約2.7ポイント上回っています。

また、重点項目の達成状況は、◎（進んだ）が2項目、○（やや進んだ）が2項目となっています。

表 12 数値目標、指標の達成状況

指標項目	現状 平成 27～29 年度 の合計	目標値 平成 30～令和 2 年度 の合計	令和元年度実績
(1) 日野市の 65 歳健康寿命 要介護 2 以上 ※1 東京保健所長会方式	男 83.2 歳 女 85.7 歳	男 83.5 歳 女 86.0 歳	男 83.55 歳 女 86.42 歳
(2) 要支援で、外出が週 2 回 以上の人の割合 ※2 日野市高齢者福祉総合計画策定のための アンケート調査（要支援高齢者問 14 (1) ⑥ H28.年 12 月	64.2%	64.5%	67.2%

表 13 重点項目の達成状況

項目	達成状況	実施事項及び実績値
5102：日野人運動事業と地域介護予防活動支援事業（ひの筋体操等）との連携	◎	令和元年度に今後の健康体操事業についての考え方や課題等について、健康課と協議し、整理した。
5108：摂食嚥下機能支援の推進	◎	<ul style="list-style-type: none"> 市内全域の 65～74 歳を対象にチェックリーフレットを送付し、摂食嚥下機能支援連携システムの試験的運用を図った。 普及啓発を行うため、嚥下体操の映像媒体を作成した。
5301：シルバー人材センターの取組みへの支援	○	会員数：1,616 人（前年度比 0.6%増） 就業実人：1,358 人（前年度比 1.4%増） 就業率：84.0%（前年度比 0.7%増） 就業延べ人員：148,030 人（前年度比 1.5%増） 【平成 31 年 3 月末日現在】 会員数：1,617 人（前年度比 0.1%増） 就業実人：1,368 人（前年度比 0.8%増） 就業率：84.5%（前年度比 0.6%増） 就業延べ人員：149,339 人（前年度比 0.8%増） 【令和 2 年 3 月末日現在】
5408：居住支援協議会の提言に基づく居住支援施策の充実	○	<ul style="list-style-type: none"> 住宅確保に配慮を要する者への住宅相談業務として、「あんしん住まいる日野」事業が開始されており、居住支援協議会において、事業の課題出しを行った。

施策の柱の達成状況指標

- ◎ 進んだ : 例年と比べて著しく進捗した、または事業が完了した
- やや進んだ : 数値・事業内容に進捗がみられた、または事業が着実に前進した
- △ あまり進んでいない : 前年度と同様の事業内容であった
- × まったく進んでいない : 該当事業に着手しなかった

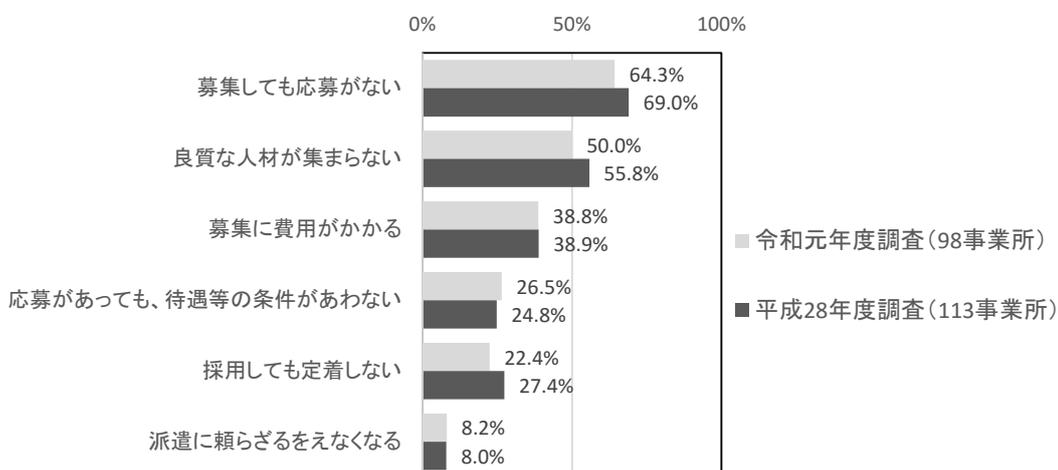
(5) アンケート調査結果から見えるポイント

令和元年度（2019年度）に実施したアンケート調査結果について、第3期計画の5本の柱ごとに、特徴を整理しました。

柱1 「介護を支える担い手の確保と多様なニーズに対応した介護保険事業サービスを充実させていきます」に関するポイント

- ・介護サービス事業者の考える人材確保の問題では、「募集しても応募がない」の比率が前回調査と比較してやや低下しています。
- ・そのため、人材の確保については、3年前の平成28年（2016年）よりは多少好転していますが、引き続き厳しい状態が継続しています。

図 24 人材確保で問題になることはどのようなことですか。
(介護保険サービス提供事業者 問3)

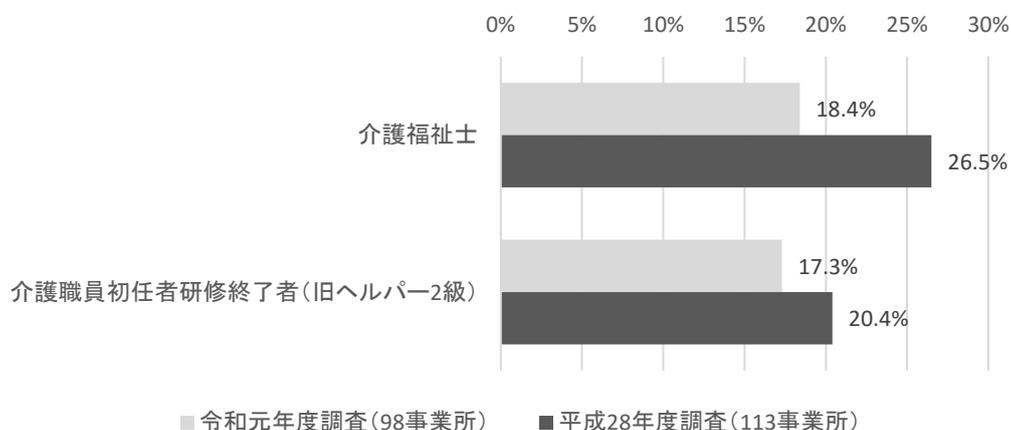


◆「募集しても応募がない」が8割以上のサービス

- ・100%・・・短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護
- ・83.3%・・・訪問看護
- ・80.0%・・・訪問介護、特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護

- ・介護サービス事業者における人材確保の問題は、平成28年（2016年）に実施した3年前の調査と比較すると、介護福祉士や介護職員初任者研修終了者（旧ヘルパー2級）では改善傾向が見られるものの、引き続き課題となっています。

図 25 「採用が困難」と回答した比率（介護サービス提供事業者調査）

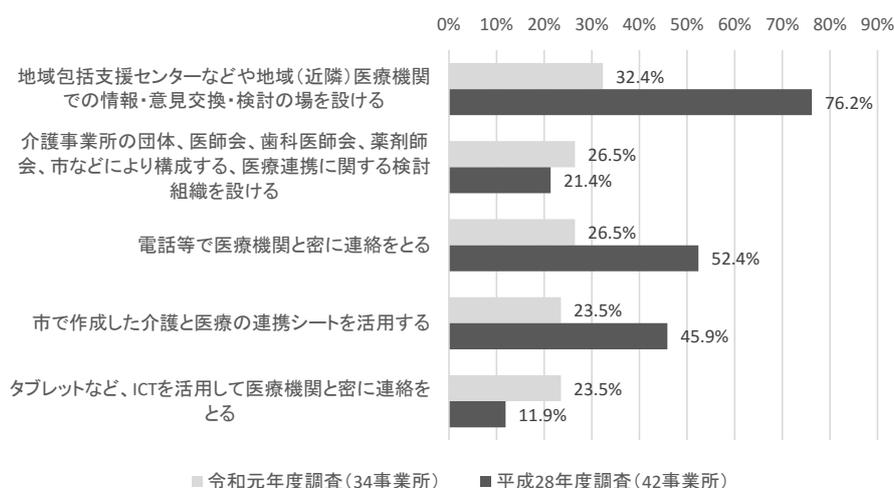


- ・不足しているサービスは、「訪問介護」「療養通所介護」「短期入所療養介護」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「夜間対応型訪問介護」「認知症対応型共同生活介護」「(地域密着型)介護老人福祉施設」「介護療養型医療施設」「介護小規模多機能居宅介護」「通所介護事業所等で実施する宿泊サービス」等となっています。
- ・また、日常的に在宅生活に必要な訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の供給が不足気味で、「希望する時間に受けられない」ことが課題となっています。

柱2 「医療と介護の連携を推進し、有機的なネットワークを構築します」に関するポイント

- ・医療と介護との連携は、前回調査と比較して、医療連携が困難な場合の対応策として、「タブレットなどのICTの活用」の比率が高くなっています。
- ・連携の方法は、ICT機器を活用して行うケースが増えており、会議を開くケースは減少するなど、個々の連携が強くなっています。

図 26 居宅介護支援事業所および地域包括支援センター
(医療連携上の困難を解決するために必要な施策)(問 30)



- ・訪問診療の提供体制については、できない理由として「外来診療などが多忙により、訪問診療を実施する余裕がないから」が多く、人員体制が十分でない事業所の場合には、なかなか訪問診療の実施が困難であることが読み取れます。
- ・そのため、「日野市在宅療養体制構築のための基本方針」などに則して、引き続き医療と介護との連携の充実を図ることが必要です。なお、医療と介護との連携については、ケアマネジャーを通じて連携することが増加しています。

図 27 訪問診療の利用状況(要支援、要介護者合計)

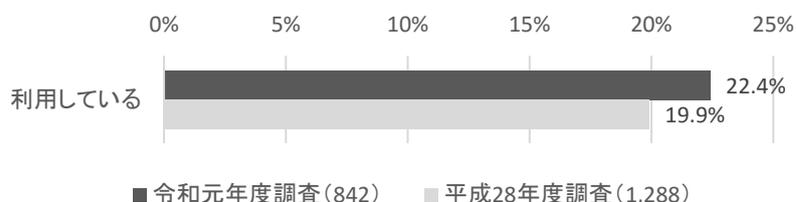
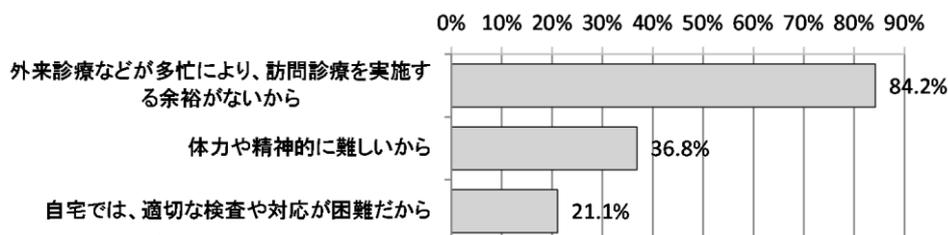
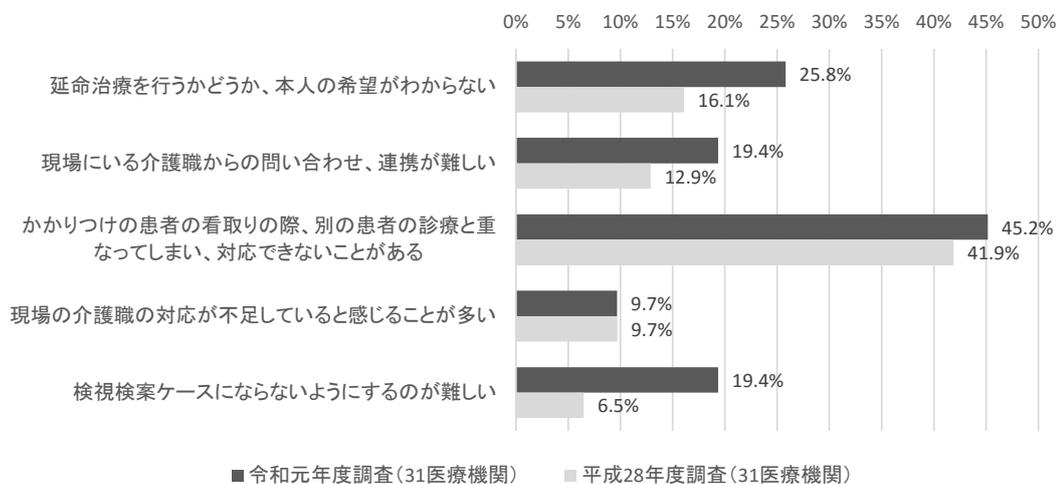


図 28 訪問診療ができない理由（上位 3 項目）



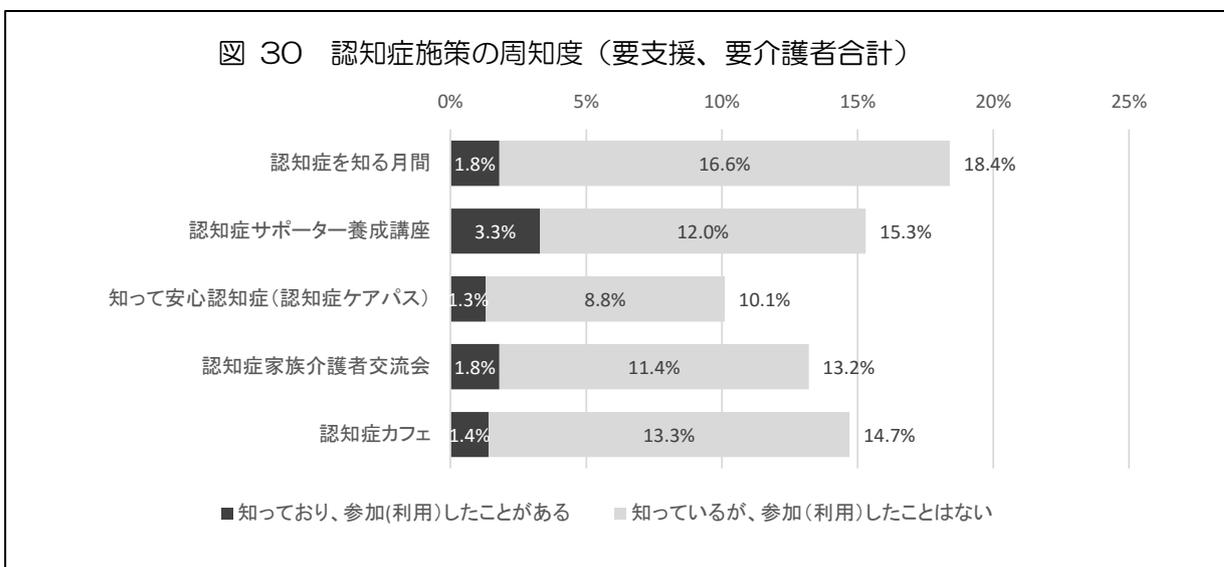
- また、看取りについては、自宅での看取りを希望する方の割合がやや減少し、病院での看取りやわからないへの回答が多くなっています。また、介護サービス事業所から見た看取りの取組み状況は、平成 28 年（2016 年）に実施した 3 年前の調査と比較して大きく変化していません。
- そのため、家族の方の高齢化も進んでいることもあり、自宅での看取りが困難になっている世帯が多くなっているのではと考えられます。
- なお、それまで診療したことのない高齢者であっても、訪問による看取りの要望を受けられるかどうかについては、「受け付ける」が 5.9%と少なく、普段から訪問診療等の利用を行うことが必要です。
- 看取りを行う上で、困難と感ずることは、「かかりつけの患者の看取りの際、別の患者の診療と重なってしまい、対応できないことがある」「延命治療を行うかどうか、本人の希望がわからない」が多く、人員体制の充実と、本人の意思を普段から明確にしていくことが必要です。
- 訪問診療を行う診療所の数が市内に足りているかどうかについては、半数の医療機関が足りないと回答しているため、外来だけでなく訪問診療を行う医療機関を増やすことをめざし、関係機関と協議をしていくことが必要です。

図 29 看取りを行う上で、困難と感ずること（医療機関）

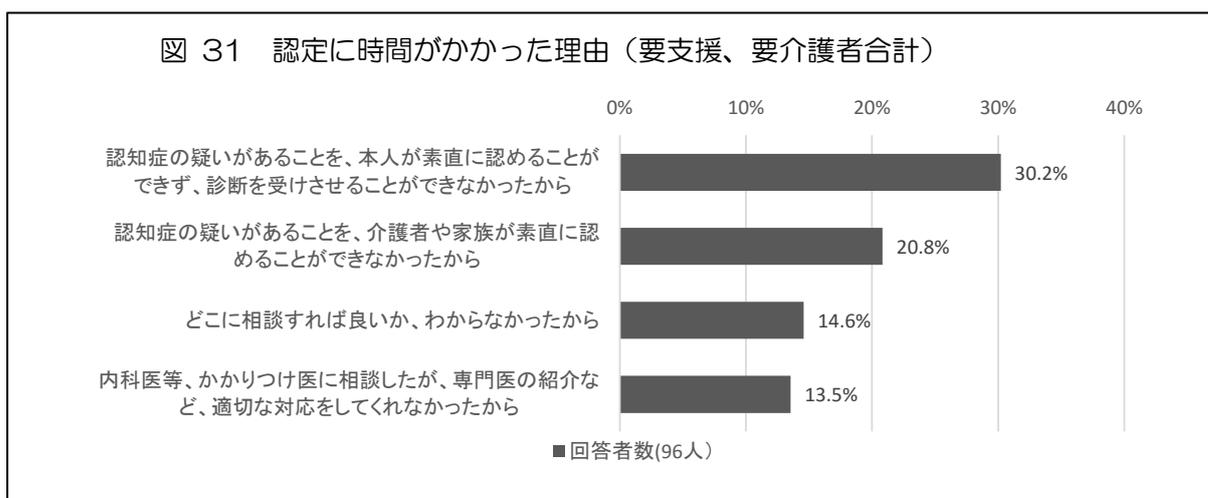


柱3 「認知症や軽度認知障害（MCI）の当事者とその家族を支える仕組みを充実させていきます」に関するポイント

- 認知症施策については、前回と同様に、要支援・要介護の中で事業を知っている人の比率が、多くて2割程度にとどまっています。



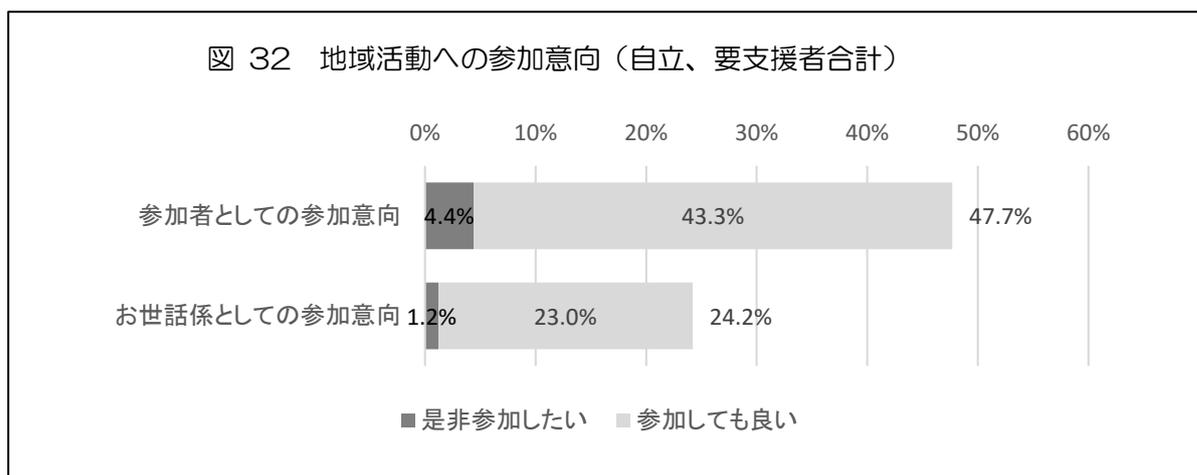
- 想定される要因として、介護する家族の方も、後期高齢者の方や85歳以上の方が増えていることから、今までの情報提供の手法では理解が困難になっている可能性があります。
- 認知症の診断に至るまでに、1年以上かかった方も約33%と多く、その理由としては本人や介護者の承諾を得られず、速やかに診断を受けることができなかったケースが多く見られます。認知症の診断については、気軽に相談、対応できるような仕組みづくりが必要となっています。



- また、認知症の相談先については、「いずれにも回答していない」方が約 4 割となっているため、相談先の周知等が課題となっています。

柱 4 「地域包括支援センターを核とした支援体制の充実と地域による支え合いの仕組みを推進します」に関するポイント

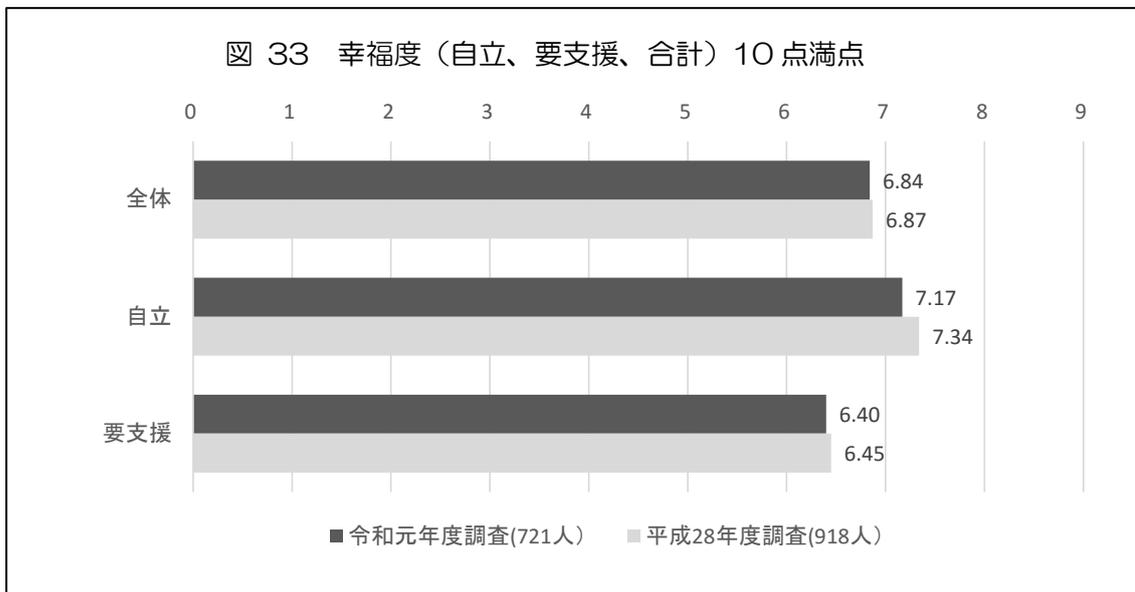
- 地域活動への参加意向は、要支援の方でも 5 割近い方が参加したい意向を示しています。また、「お世話役」への希望もおおむね 4 人に 1 人が希望しています。



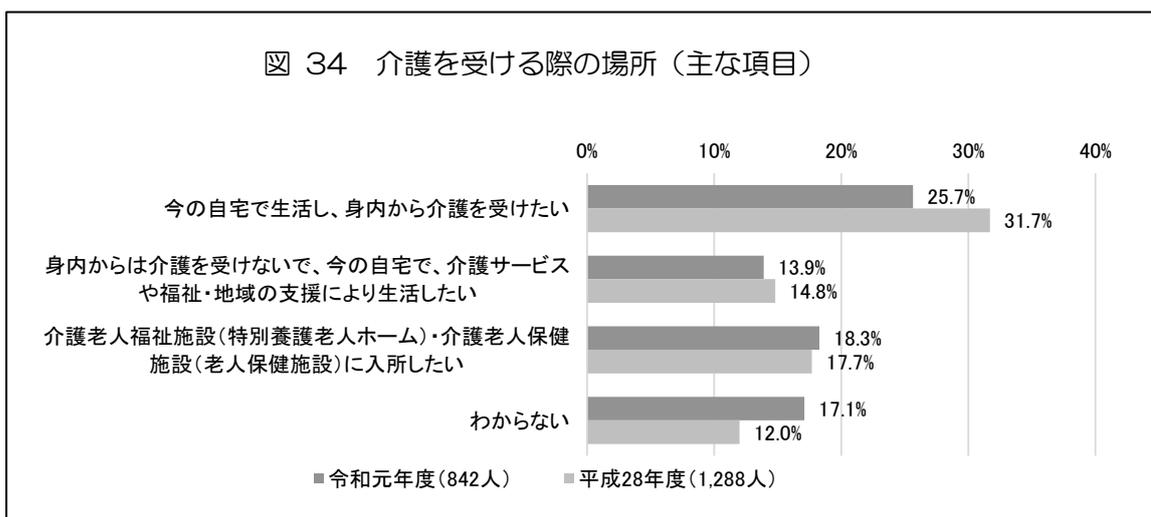
- これらの方々の参加の希望を「どのように実現していくか」をより明確な手法で示すことが必要です。

柱5 「高齢者が尊厳を保持し、健康で自立した生活を営むための支援を充実させていきます」に関するポイント

- ・高齢者の幸福度をみると、全体的な分布をみても前回調査と比較してやや満足度が低くなっています。



- ・また、介護を受ける際の場所についても、「わからない」が増加しているのは、自宅での介護生活が、同居する家族の高齢化が進んだことで、イメージがしにくくなっているのではないかと想定されます。



(6) 日野市の課題

- 日野市の課題については、「いつまでも安心して 自分らしく暮らせるまち 日野」が実現できるために必要な事項として、以下の6つを選びました。

1. 高齢者がいつまでも住み続けられる社会の実現

- すべての高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと自分らしく生活を継続できるよう、地域包括支援センター等が核となり、地域全体での支援体制をより充実することで、地域共生社会の実現を図ることが必要です。
- あわせて、例えば 8050 問題のように、高齢者施策に関する課題と、障害者や貧困対策等、その他の福祉分野とが複合的にからみあう課題について、各分野の専門家が有機的な連携を図ることのできる仕組みづくりを、身近な生活圏でできるようにすることが必要です。
- また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、多様な高齢者向け住宅が提供される環境づくりを行うほか、高齢者が住み続けられるまちづくりを推進していくことが必要です。

課題の主な抽出理由

- 国の社会福祉法、介護保険法の法改正（令和 2 年 6 月成立）の中で、市町村にて地域住民の抱える複合的な課題を解決するため、包括的な支援体制の整備が位置づけられたこと

2. 介護保険事業の充実と担い手の確保

- 日野市では、今後 75 歳以上の後期高齢者や、85 歳以上の高齢者がさらに増加することに伴い、介護需要は引き続き増加するものと見込まれます。
- そのため多様な介護サービスの提供を進めると同時に、介護の担い手となる人材を引き続き確保することで、さらに増加すると見込まれる介護需要に対応していくことが必要です。
- また、できる限り自立した暮らしが営めるよう、介護予防の充実に努めていくことが大切です。

課題の主な抽出理由

- 高齢化の進展により、75 歳以上の後期高齢者の増
- 介護保険認定者の増と、要介護 3 以上の重度の方の増
- 人材の採用は、前回調査平成 28 年（2016 年）時点と比較してやや改善したものの、人材不足が継続
- 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の供給も不足気味

3. 医療と介護のさらなる連携

- 在宅で住み続けたいと考える人に対して、関係機関との連携を図りながら、医療と介護が連携を図ることで、更なる在宅療養体制の充実を図ることが必要です。あわせて、市民への周知も課題となっています。
- そのため、今後は、介護・医療従事者間での情報共有や連携強化を進めるとともに、医療機関同士等の連携による切れ目のない在宅介護・医療サービス提供の充実が求められています。

課題の主な抽出理由

- 医療機関のアンケート調査では、訪問診療の利用率は、前回調査平成 28 年（2016 年）と比較して、22.4%とやや増加しているが、まだ利用が少ない。
- 居宅介護支援事業者と地域包括支援センターのアンケート調査では、医療機関との連携手法は、ICT を利用した連携の割合が増えているものの、前回調査平成 28 年（2016 年）と比較すると全体的にはその他の連携手法を活用している事業所の割合が低下。

4. 認知症高齢者と家族を支える仕組みの充実

- 認知症の方が適切な診断・対応を受けることができるよう、かかりつけ医と認知症サポート医、および認知症疾患医療センターとが連携し、早期診断・治療を実現するための周知啓発や体制の整備が求められています。
- また、日野市では、地域における認知症高齢者の見守りや、家族介護者支援の取り組みを積極的に進めていますが、アンケートの結果をみると施策や制度を知らない方も多いため、今後より周知を図ることが必要です。

課題の主な抽出理由

- 認定者の増や要介護 3 以上の重度の方の増加に伴い、認知症高齢者の増が予測される。
- アンケート調査結果をみると、認知症施策の周知度は、最も高い「認知症を知る月間」でも 2 割未満と低い。
- 認知症の認定に際しては、「本人が認めず診断を受けることが出来なかった」等の理由から約 33%が認知症の診断を得るまで 1 年以上の時間を要している。

5. 高齢者の積極的な参加による支え合いの促進

- 元気な高齢者については、サービスの受け手だけでなく担い手の役割を果たしていくことが必要です。高齢者で地域の担い手として地域活動に参加したい人の割合が、特に前期高齢者において高いのが特徴です。
- そのため、高齢者が地域活動に参加したいと思ったときに、気軽に参加できるような仕組みづくりが課題となっています。
- あわせて、高齢で就労を希望する方が、希望をかなえることができるような仕組みの充実が必要です。

課題の主な抽出理由

- 担い手については、アンケート調査結果をみると、地域活動への参加意向として、「参加者としての参加意向」が47.7%、「お世話係としての参加意向」が24.2%。

6. 高齢者が安全で安心して暮らすことができる仕組みの構築

- 令和元年（2019年）10月の台風19号や、令和2年（2020年）の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の大規模な流行などにより、安全が脅かされるような事態が生じています。
- また、災害に備えて、災害時に支援が必要な人の名簿の整備などを行っていますが、登録が進んでいないという課題があります。
- そのため、市民だれもが災害などの問題に関心を高め、災害時においてどのような行動を行う方が良いのかを知ることで、一人ひとりが考え、行動できるようになること、災害や感染症などを想定して、各種の対策を講じていくことが求められています。

課題の主な抽出理由

- 令和元年の台風19号や、令和2年の新型コロナウイルス感染症感染拡大により安全が脅かされていること

第3章 計画の基本的な考え方

1. 日野市の目指すべき姿

近年の社会動向や、制度改正、日野市の状況を踏まえ、日野市の目指すべき姿は第3期の考え方を継承しつつ、より高齢者の尊厳に配慮して「いつまでも安心して自分らしく暮らせるまち 日野」と設定します。

また、高齢者福祉施策を進めるための根幹となる考え方を示すものとして、3つの基本理念を設定しました。さらに、目指すべき姿を達成するため、6つの施策の柱を定め、柱ごとに具体的な取組みの内容と重点事業を位置づけています。

**いつまでも安心して
自分らしく暮らせるまち 日野**

2. 基本理念

(1) 高齢者の尊厳の保持と自立した生活を支援します。

「尊厳の保持」「自立した日常生活」は、介護保険法第1条に記述されています。高齢になっても、介護が必要になっても、「自分の意思」で「自分らしく」暮らしていくことで、生活の満足度を高めていけるよう情報提供及びサービスの充実を図ります。

なお、「自分らしく暮らせる」とは、その人の身体状況や経済状況に関係なく、「このようにして生活したい」と思う生活ができる姿をめざしています。

(2) 総合的な地域包括ケアシステムの充実を図ります。

地域包括ケアシステムについては、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」という5分野のサービスを一体的にとらえることで、総合的な視点から高齢者福祉施策を「漏れなく・無駄なく・垣根なく」展開します。

また、高齢者問題とその他の課題が複合的に関わる問題を主体的に対応できるよう総合的な地域包括ケアシステムの充実を図ることで、地域共生社会の実現を目指します。

(3) 持続可能な支え合いの仕組みづくりを推進します。

高齢化がより一層進展する中、介護サービスやその他の地域生活支援サービスについて、年齢や立場に関係なく、高齢者をはじめとした誰もが我が事として捉え、担い手としても参加できる仕組みを整えるなど、持続可能な支え合いの仕組みづくりを進めます。あわせて、介護保険制度の健全な運用に努めます。

表 14 本計画の数値目標、指標

指標項目	第3期(現状値) (平成30~令和2年度)	第4期(目標値) (令和3~5年度)	第5期(参考) (令和6~8年度)
幸福度	6.34	7.00	7.50
介護保険サービスに対する満足度	88.9%	90%	90%

3. 施策の柱

日野市の目指すべき姿を実現するため、施策の柱として6項目を定め、計画期間中、特に集中的・重点的に行うべき取組みを重点事業として位置づけます。

柱1：複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの構築

高齢者に関わる問題と、その他障がい者、子ども、貧困などが複合的に関わる課題に対応するため、複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの構築を図ります。

あわせて、地域包括支援センターの充実を図るとともに、高齢者の方をはじめとして地域の方が介護や支援の「受け手」、「担い手」という概念にとらわれず、お互いが身近な地域で支え合い、いきいきと自立して生活できることを目指します。

主な項目

- ・地域包括支援センターの充実と包括的な相談・支援体制の構築
- ・生きがい創出と担い手の人材発掘と育成
- ・地域の支え合い体制の整備

柱2：介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実

介護人材の確保を図ることで、高齢者が、介護サービスや関連するサービスを利用したいと思うときに、適切なサービスを受けることができるようにします。また、介護保険事業サービスや、各種生活支援サービスの充実を図ります。

主な項目

- ・介護人材の確保
- ・介護予防事業の推進
- ・居住系サービスの充実
- ・施設サービスの充実
- ・サービスの質の確保と向上
- ・介護家族支援

柱3：医療と介護との有機的なネットワークの構築

医療と介護の有機的なネットワークを構築していくことで、必要なときに在宅医療と介護が連携できるような体制の充実を図ります。また、住み慣れた自宅等で人生の最終段階を過ごせることができるよう支援します。

主な項目

- 在宅療養の支援体制の充実
- 有機的なネットワークの整備
- 緊急時における支援体制の充実

柱4：認知症や軽度認知障害（MCI）の当事者とその家族を支える仕組みの充実

認知症になっても、その人とその家族が必要な支援を受け、その人らしく生きられることを目指します。あわせて、だれもが認知症のことを知り、地域の担い手になることができるよう支援します。

また、令和元年（2019年）6月に認知症施策推進大綱が公表され、認知症施策推進大綱に沿った施策の推進及び若年性認知症の人への支援が明確化されました。今後ますます各関係機関と連携を取りながら、認知症支援の体制構築の推進が求められています。

主な項目

- 認知症の早期診断、適切な医療及び介護の提供、相談体制の確立
- 認知症の理解促進
- 認知症当事者及び介護者への支援
- 若年性認知症対策の推進

柱5：高齢者が尊厳を保持し、健康で自立した生活を営むための支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく過ごせるよう高齢者自身の取組みと高齢者を支えるサービスや仕組みの充実を目指します。

また、高齢者の権利擁護等についても引き続き推進します。

主な項目

- ・ 高齢期の健康づくりの推進
- ・ 健診体制の整備
- ・ 就労や社会参加の促進
- ・ 住まいの支援
- ・ 日常生活の支援
- ・ 権利擁護の推進
- ・ 福祉のまちづくり

柱6：高齢者の安心・安全の確保

災害や感染症流行拡大などの非常時には、一人ひとりが考えて行動することが求められているため、行政は住民相互の支え合いや助け合いの仕組みを構築します。

また、感染症の流行が拡大したような場合には、感染症予防対策を周知徹底するとともに、介護サービスの利用控え等により発生する身体機能等の低下に伴うフレイル等の進行予防に努めます。

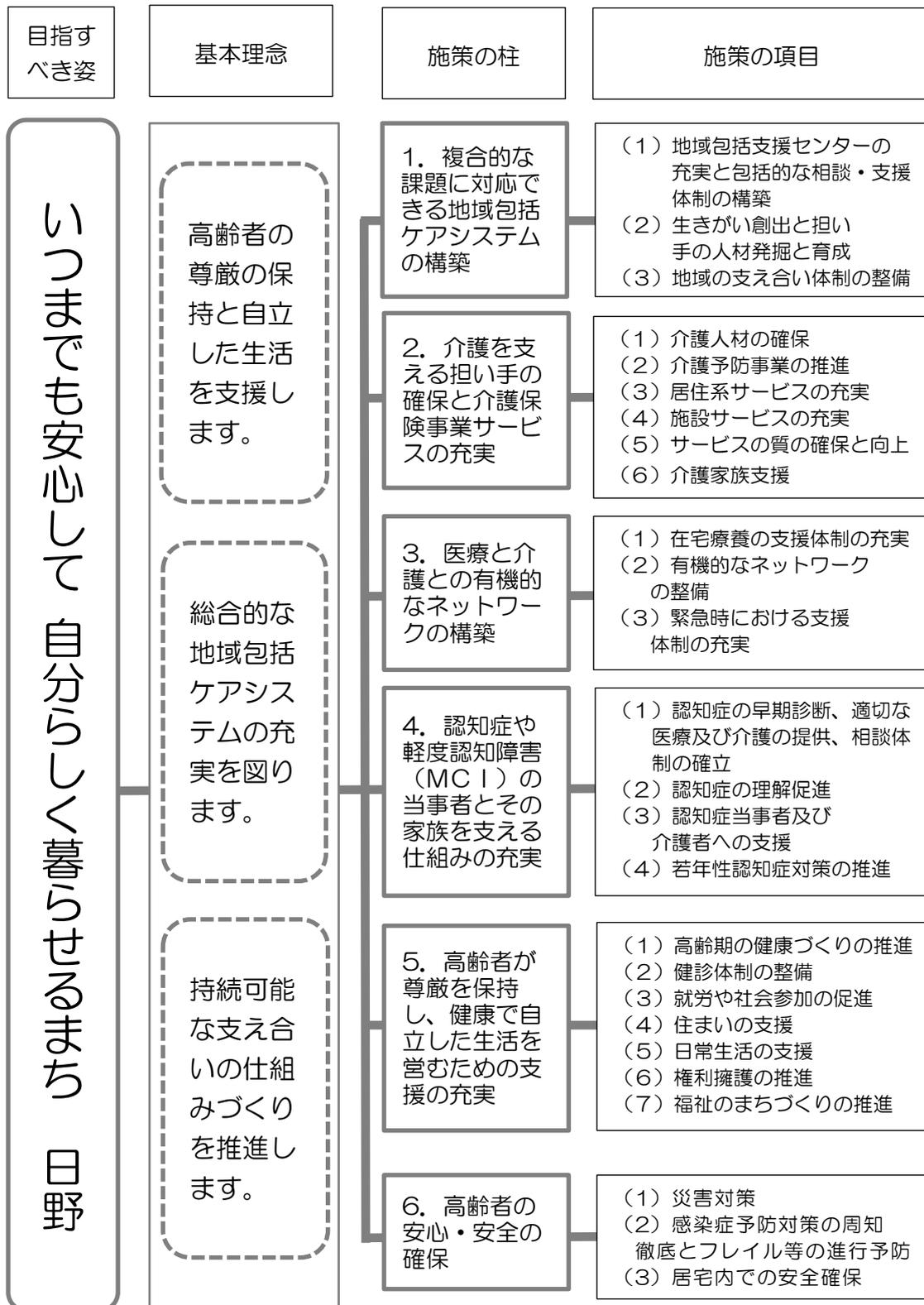
あわせて、身体機能等が低下しても、住み慣れた家で住み続けることができるよう、生活を支える周辺環境の充実を図ります。

主な項目

- ・ 災害対策
- ・ 感染症予防対策の周知徹底とフレイル等の進行予防
- ・ 居宅内での安全確保

4. 高齢者施策の体系

【施策体系図】

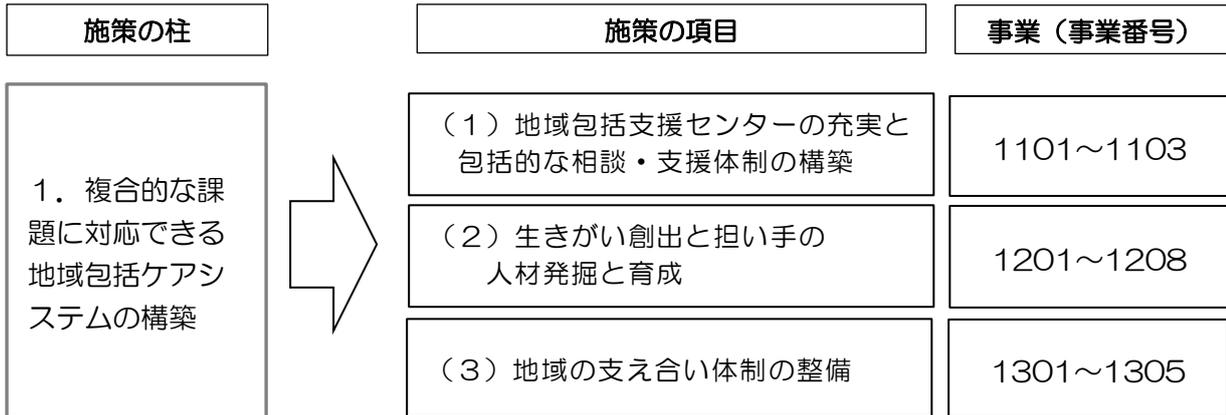


第 4 章 高齢者施策の展開と管理目標

1. 個別事業の今後の方針

柱 1：複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの構築

【施策体系】



(1) 地域包括支援センターの充実と包括的な相談・支援体制の構築

1101 地域包括支援センターの相談・支援体制の充実

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核的な機関として、総合相談や権利擁護など、地域の高齢者の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援しています。地域包括ケアシステムの深化、さらには地域共生社会の実現に向け、地域包括支援センターの更なる充実が求められています。地域包括支援センターの適切な評価に基づく機能強化を行い、近年顕在化している 8050 問題等、複合的な課題への対応も含め、包括的な相談・支援体制の構築を進めます。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第 3 期（実績値）			第 4 期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
地域包括支援センターの相談・支援件数	42,674 件	42,357 件	調整中	42,500 件	43,000 件	43,500 件

1102 地域ケア会議の推進【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【拡充】 地域ケア会議は、高齢者個人への自立支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に進める多職種協働による会議です。地域包括ケアシステムを実現するための有効な手段として積極的に活用します。 具体的には、地域包括支援センター主催による個別会議等の地域ケア会議と生活支援体制整備事業を連動させ、抽出された様々な地域課題を市の施策形成へとつなげる仕組みを構築します。 また、自立支援・介護予防の観点による地域ケア会議を開催し、関係者のケアマネジメント力の向上を目指すとともに、地域で最期まで自分らしく暮らすことができるよう高齢者の自立を支える地域づくりを進めます。
【担当部署】	高齢福祉課

1103 スーパーバイザーによる事例検討会【新規】

【概要】 及び 【方向性】	【新規】 高齢者だけではない「複合的な事例」（高齢者と家族の課題、8050問題等）が近年増加傾向となっており、地域包括支援センター職員（以下包括）や高齢福祉課CWが、各ケースへの対応に当たっていますが、支援の困難性が高く、関係者の疲弊、離職にもつながりかねません。 学識経験者がスーパーバイザーとして加わることで、客観的な視点から支援方針を導き出し、当事者以外の多職種とも事例を共有し、一緒に考え、役割分担できることで、担当者の孤立防止とモチベーションアップの効果を期待できます。また、各担当者の困難事例への支援技術の質の向上により、各担当者の支援技術の平準化を図っていきます。 支援者の心理的安定や技術的支援を図ることにより、市民へのよりよい良い支援へつなげることを目指します。
【担当部署】	在宅療養支援課

(2) 生きがい創出と担い手の人材発掘と育成

1201 老人クラブへの助成

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 地域の高齢者が、老人クラブの活動を通じて社会奉仕・健康増進等の活動を推進できるよう助成し、その活動を支援します。 今後も老人クラブの活動への助成を引き続き実施します。
【担当部署】	高齢福祉課

1202 高齢者の交流の拠点づくり「ふれあいサロン」

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 ふれあいサロンは、地域の高齢者のほかにも様々な人が気軽に集い、趣味の活動や参加者同士の交流ができる地域の交流拠点です。多世代の交流を通して高齢者の見守りを自然な形で行う場であるとともに、サロン運営にボランティアとして関わるなど、地域の高齢者にとっての社会参加・地域活動の場としての機能も併せ持ちます。 今後も高齢者の交流の場・活躍の場それぞれの機能を維持しつつ、社会福祉協議会等が支援しているサロンの設置場所や活動内容、集会所等の立地を考慮し、ふれあいサロンを必要な地域に効果的に設置できるよう計画的に進めていきます。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
設置数	11か所	11か所	11か所	12か所	12か所	13か所

1203 元気高齢者等交流事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 参加型のイベントや体操等を通じ、高齢者のための身近な地域における多世代交流の場や居場所を提供するものです。（愛称：ゆざわ・ここからネット）。 元気高齢者の健康づくりや介護予防に取り組む共生型コミュニティの形成のために、「新しい生活様式」に沿った形で引き続き実施します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数 (延べ数)	7,315人	6,076人	調整中	7,500人	8,000人	8,500人

1204 ひの市民大学

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 「学び」により、豊かな暮らしを自律的に実現するために、市民自らが学びたいことを企画運営する「ひの市民大学」事業を継続実施します。地域の様々な主体と連携し、多世代の交流を促進することで、市民の生きがいと健康を増進させ、生涯学習支援を行います。
【担当部署】	中央公民館

1205 公民館高齢者事業

【概要】 及び 【方向性】	【見直し】 令和3年度から、高齢者事業は成人事業と統合します。高齢者市民企画会議は継続させ、高齢者の人たちの知識と経験を活かしながら、多世代交流もできる講座内容等を提案していただき、実施します。
【担当部署】	中央公民館

1206 福祉センターの運営

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 主に高齢者や福祉団体等に健康増進、文化教養の向上、レクリエーション等の場として利用されている施設で、市内に4施設あります。今後も利用促進の取り組みを進めるとともに、施設のあり方については、公共施設等総合管理計画を踏まえ、長寿命化や複合化を検討します。
【担当部署】	高齢福祉課

1207 高齢者慶祝事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 100歳を新たに迎えられる高齢者に、「長寿のお祝い」を贈呈します。
【担当部署】	高齢福祉課

1208 在宅高齢者ケアサービス事業補助

【概要】 及び 【方向性】	<p>【継続】 日野市社会福祉協議会が実施する、日常生活に支障のある在宅高齢者に対し、家事援助サービスを市民が有償で提供する「在宅高齢者ケアサービス」事業を助成します。介護予防・日常生活支援総合事業における生活援助では対応できない部分を補完するサービスとして、継続します。</p>					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数	488人	492人	調整中	510人	520人	530人

(3) 地域の支え合い体制の整備

1301 生活支援体制整備事業の実施【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【拡充】 第3期日野市高齢者福祉総合計画において定めていた目標値（生活支援コーディネーター配置数10人、協議体設置数10か所）に到達したため、今後は地域課題の解決に向けた会議内容の充実を図ります。
【担当部署】	高齢福祉課

1302 民生委員・児童委員協議会

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 民生委員・児童委員の職務である様々な悩み・困りごとの相談対応や、地域包括支援センター等の関係機関へつなぐ等の支援は高齢者にとって大きな支えとなるため、民生委員・児童委員のスキルアップを目的とした研修やPR等を通じ、こうした活動を支援します。 民生委員・児童委員の活動支援を通じて、高齢福祉課とも協力しながら地域で暮らす高齢者の実態を把握し、地域で生活し続けられるよう支援する体制を整備につなげます。
【担当部署】	福祉政策課

1303 高齢者見守り支援ネットワークの充実【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者人口の増加とともに、高齢者の単身世帯数や高齢者夫婦世帯数の割合も増加しています。さらに、地域のつながりの減少や家族関係の希薄化など、地域の支え合い機能も低下しつつある状況において、高齢者の見守りは、地域包括ケアシステムの一翼を担う重要な取り組みといえます。 高齢者見守り支援ネットワークは、虐待、徘徊、孤立死等の高齢者の異変を早期に発見するとともに、フレイル、認知症、一人暮らしなど地域の中で孤立しがちな高齢者を地域全体で見守り、支え合う仕組みです。 複数の目で見守る仕組みである協力事業所やふれあいサロン、地域独自の見守り方法など、多種多様な見守りネットワーク体制の充実を図るとともに、1対1の見守り体制を引き続き充実させます。 また、見守り支援ネットワーク事業の一環として、AI・IoT等の先端技術を用いた見守りシステム、スマホ・タブレットを活用した地域単位での見守り方法も検討します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
対象高齢者数	87人	74人	75人	80人	85人	90人
見守推進員数	181人	180人	179人	185人	190人	195人
協力事業所数	491か所	492か所	466か所	470か所	475か所	480か所

IoTとは

「Internet of Things」の略称

インターネットに接続されていなかったモノが、ネットワークを通じてサーバーやクラウドと接続して相互に情報交換をする仕組みです。

離れた場所にあるモノや人の状態を、IoTを使うことで把握できるようになります。様々なモノとインターネットが繋がっていき、今後、安全で利便性のあるIoTの向上が期待されます。

1304 はつらつ・あんしん調査

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 はつらつ・あんしん調査は、介護保険の認定を受けていないなどの要件を満たす65歳以上の高齢者を対象に実施する生活実態や緊急時の連絡先を把握するためのアンケート調査です。調査の結果は、地域包括支援センターや民生委員などとも共有し、見守り、熱中症予防対策、緊急時対応などに役立てています。 今後も調査を継続的に実施し、高齢者の生活実態の把握に努めます。
【担当部署】	高齢福祉課

1305 高齢者見守り・声掛け支援（ごみ収集時）

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 見守りを必要とする高齢者を可燃ごみの排出を通じて安否確認し、さりげない見守り活動を行うことを目的としています。毎週2回の可燃ごみ収集日に排出の有無を確認し、3回連続して排出が無い場合は地域包括支援センターへ連絡します。また、声掛けが必要な方に対しては、ごみ回収時に必ず声掛けを行い、安否確認を行います。連絡なしでの不安など、安否確認ができない場合には、地域包括支援センターへ連絡します。
【担当部署】	ごみゼロ推進課

柱2：介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実

【施策体系】

施策の柱	施策の項目	事業（事業番号）
2. 介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実	(1) 介護人材の確保	2101～2103
	(2) 介護予防事業の推進	2201～2203
	(3) 居住系サービスの充実	2301～2303
	(4) 施設サービスの充実	2401～2405
	(5) サービスの質の確保と向上	2501～2509
	(6) 介護家族支援	2601～2602

(1) 介護人材の確保

2101 介護人材確保事業の実施【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	<p>【継続】 介護サービスを担う職員の確保が困難になっている現状を踏まえ、介護人材の確保と育成が求められています。 介護人材の裾野を広げるため研修等を実施し、研修後は市内介護事業所への雇用を促進させ、人材確保につなげます。</p>					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
雇用者数	8人	10人	調整中	15人	15人	15人
研修受講者	32人	91人	調整中	80人	80人	80人

2102 資格取得支援事業の実施【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 介護人材の確保が困難になっているため、介護に係る資格取得に向けて、介護の資格取得(初任者研修など)の費用補助を行っています。今後は有資格者の人材確保と介護の質を高めていきます。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期(実績値)			第4期(目標値)		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
資格取得者	30人	69人	調整中	35人	35人	35人

2103 福祉人材育成研修等事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 職種・階層別の介護・保育・障害等施設および事業所(以下「施設等」という。)の従事職員に対する受講しやすい条件を整えた研修会の実施、施設等への就労を目的とした「福祉のしごと相談会・見学会」の実施、若い福祉人材と市内施設等との橋渡し事業などを実施します。 従事者のスキルアップ、施設等への定着の促進、新たな人材の確保等を支援することで、施設等の厳しい人材確保状況の緩和を目指します。					
【担当部署】	福祉政策課					

(2) 介護予防事業の推進

2201 介護予防・フレイル予防普及啓発事業【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者の生活機能が低下しないよう介護予防・フレイル予防に資する基本的な知識の普及啓発や運動をはじめめるきっかけづくりを目的とした体操教室や講座等を開催します。 また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、外出を控える方々に対して、オンラインや動画を活用し、自宅で介護予防・フレイル予防を実施できる仕組みを合わせて実施してまいります。					
【担当部署】	高齢福祉課					

フレイルとは

健康な状態ではないが、介護保険の認定者になる前の状態で、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態

2202 地域介護予防活動支援事業の推進【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動が地域で展開されることが求められています。 そのため、地域の高齢者が身近な場所で体操等の介護予防に取り組めるよう、住民主体の介護予防活動の発掘や、育成、支援、活動の周知を行い、参加の動機づけが促進されるよう体力測定等を実施し、地域介護予防活動団体数を増やします。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
地域介護予防活動団体数	22団体	43団体	51団体	53団体	55団体	57団体

2203 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業

【概要】 及び 【方向性】	【新規】 高齢者の特性を踏まえた効果的かつ効率的できめ細やかな保健事業と介護予防を実施するため、国民健康保険・健康づくり・介護保険の各担当部局が連携し、令和6年度までに、これまで実施してきた保健事業と介護予防事業を一体的に実施できる体制を目指します。					
【担当部署】	高齢福祉課・健康課・保険年金課					

（3）居住系サービスの充実

2301 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等における介護）（予防含む）

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入所している方に対して、入浴、排泄、食事などの介護、その他日常生活上の支援を行う居宅サービス(居住系)で、引き続き実施します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
施設数	11施設	11施設	11施設	11施設	11施設	11施設
定員数	557人	557人	557人	557人	557人	557人

2302 地域密着型特定施設入居者生活介護

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 定員 29 人以下の有料老人ホーム等に入所している方に対して、入浴、排泄、食事などの介護、その他日常生活上の支援を行う地域密着型サービス（居住系）で、引き続き実施します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第 3 期（実績値）			第 4 期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
施設数	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
定員数	28人	28人	28人	28人	28人	28人

2303 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（予防含む）

【概要】 及び 【方向性】	【拡充】 認知症の方が少人数で共同生活を営み生活する拠点です。入所している方に対して、入浴、食事等日常生活上の支援、機能訓練などを行う地域密着型サービス（居住系）で、引き続き実施します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第 3 期（実績値）			第 4 期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
施設数	8 施設	8 施設	8 施設	9 施設	9 施設	10 施設
定員数	99人	99人	99人	117人	117人	135人

（４）施設サービスの充実

2401 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 常時介護が必要で、自宅等での生活が困難な方が入所し、日常生活上必要な支援や介護、機能訓練などを行う施設サービスです（定員 30 人以上の施設）。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第 3 期（実績値）			第 4 期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
施設数	7 施設	7 施設	7 施設	7 施設	7 施設	7 施設
床数	567床	687床	698床	698床	698床	698床

2402 介護老人保健施設（老人保健施設）

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 病気やけがなどの治療後在宅復帰を目指す方が入所し、看護や医学的管理下における介護、リハビリテーションなどを行う施設サービスで、引き続き実施します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
施設数	5施設	5施設	5施設	5施設	5施設	5施設
床数	549床	549床	549床	549床	549床	549床

2403 介護医療院

【概要】 及び 【方向性】	【整備予定なし】 慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」の機能を兼ね備えた施設サービスです。					
【担当部署】	高齢福祉課					

2404 介護療養型医療施設（療養型病床群等）

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 長期にわたって療養を要する方が入所し、医療行為と医学的管理下における介護、リハビリテーション等を行う施設(医療機関)サービスで、引き続き実施します。 令和5年度末までに介護療養型医療施設は制度として廃止予定です。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
施設数	0施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
床数	0床	78床	78床	78床	78床	78床

2405 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【概要】 及び 【方向性】	【整備予定なし】 定員29人以下の特別養護老人ホームで、日常生活に必要な支援や介護、機能訓練などを行う地域密着型サービス（施設サービス）です。					
【担当部署】	高齢福祉課					

(5) サービスの質の確保と向上

2501 要支援認定・要介護認定の適正化（介護給付適正化事業）

【概要】 及び 【方向性】	<p>【継続】 要支援、要介護認定事務の適正な実施（要介護認定の平準化）を確保するため、研修等による調査員のスキル向上に努めます。 ばらつきのある調査項目や特記事項の記載方法に重点を置いた調査員研修を実施します。 厚生労働省の調査員向け研修（e-ラーニングシステム）の受講を委託先調査員に促します。</p>					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
研修受講者数 （e-ラーニング 登録者数含む）	6人 （e-ラーニング 登録者数）	52人 （e-ラーニング 登録者数6 人、市認定調査 員研修受講者 46人）	調整中	60人	60人	60人

2502 ケアプランの点検（介護給付適正化事業）

【概要】 及び 【方向性】	<p>【継続】 日常生活圏域（4圏域）ごとに、地域包括支援センター及び市内居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と連携し、地域のケアマネジャーが作成したケアプランに対して指導・助言を行います。受給者が真に必要とするサービスを確保するとともに適切なケアプランの作成に向けて、ケアマネジャーの支援を引き続き行います。</p>					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ケアプラン 点検件数	5件	4件	調整中	5件	5件	5件

2503 福祉用具購入・住宅改修の訪問調査（介護給付適正化事業）

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 利用者宅を訪問し、住居の状態を確認することにより、利用者の心身状態にあうよう福祉用具の購入や住宅改修の必要性等を利用者及び事業者に助言をします。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
訪問回数	64回	52回	調整中	60回	60回	60回

2504 縦覧点検・医療情報との突合（介護給付適正化事業）

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 受給者ごとに複数月にまたがる支払い状況を確認し、医療保険情報との突合により、請求内容の誤りや重複請求を防ぎ、介護給付の適正化に努めます。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
突合回数	12回	12回	12回	12回	12回	12回

2505 介護給付費通知の発送（介護給付適正化事業）

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 サービス利用者や家族に対して、介護給付の内容と説明資料を送付し、不正請求の発見と介護保険制度及び介護給付の適正化への理解を促します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
発送回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

2506 事業者に対する指導・助言

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 適切な事業運営や介護報酬の請求等について、事業者に正確な理解を促すため、連絡会や指導（実地指導・集団指導）を行い、利用者に適正でより良いサービス提供ができるよう事業者を支援し、サービスの質を確保するとともに介護給付の適正化に努めます。					
【担当部署】	福祉政策課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
連絡会 開催回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

2507 サービス事業者連絡会の開催

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 サービス水準の向上を図ることを目的に、定期的に連絡会を開催します。今後も引き続き、市からの情報発信や事業者間での情報共有及び連携が図れるよう事業者支援を行います。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
開催回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

2508 福祉サービス第三者評価受審費補助事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 評価結果によってサービスの質の向上を図ります。また、福祉サービス提供事業者に対して、受審に係る費用を補助し、円滑に受審できるよう引き続き支援します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
受審施設数	4施設	5施設	4施設	5施設	5施設	6施設

2509 生計困難者に対する利用者負担額軽減事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 低所得で生計が困難な方が、経済的理由からサービス利用を控えることがないよう、社会福祉法人及びサービス提供事業者が利用者の自己負担額を軽減し、その一部を市が補助します。また、軽減事業実施事業者の拡大に努めます。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
対象者数	53人	53人	調整中	55人	55人	55人

（6）介護家族支援

2601 家族介護者支援

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 家族を介護されている方の相談（介護方法や様々な悩みなど）を地域包括支援センター及びケアマネジャー等支援者による個別相談を実施します。					
【担当部署】	高齢福祉課					

2602 家族介護慰労金支給事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 1年以上介護サービスを利用せず要介護4・5の高齢者を介護する家族（非課税世帯）に対して、慰労金（年10万円）を支給します。今後も事業の周知を図ります。					
【担当部署】	高齢福祉課					

柱3：医療と介護との有機的なネットワークの構築

【施策体系】

施策の柱	施策の項目	事業（事業番号）
3. 医療と介護との有機的なネットワークの構築	(1) 在宅療養の支援体制の充実	3101～3106
	(2) 有機的なネットワークの整備	3201～3204
	(3) 緊急時における支援体制の充実	3301～3303

(1) 在宅療養の支援体制の充実

3101 「日野市在宅療養体制構築のための基本方針」の実行と中間検証

【概要】 及び 【方向性】	【拡充】 在宅療養に関する現状把握や関係機関との連携の仕組み、情報の共有方法などの課題を見える化し、関係機関それぞれの役割のもとでの解決策等について、平成30年度に策定した基本方針に基づき、切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の整備を推進します。また、6か年計画のうち3年が経過した令和4年に中間検証を行います。
【担当部署】	在宅療養支援課

3102 在宅療養高齢者支援窓口

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 在宅療養高齢者支援窓口は、在宅療養に関する相談や情報提供、入退院調整、在宅療養を継続するために必要な関係機関との連携・調整などを行う窓口です。在宅療養患者やその家族が安心して在宅での療養生活を継続できるよう、関係機関と連携・協力し、在宅療養患者等への支援を行います。																		
【担当部署】	在宅療養支援課																		
指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">第3期（実績値）</th> <th colspan="3">第4期（目標値）</th> </tr> <tr> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数</td> <td>2,176人</td> <td>2,048人</td> <td>調整中</td> <td>2,000人</td> <td>2,000人</td> </tr> </tbody> </table>	第3期（実績値）			第4期（目標値）			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	利用者数	2,176人	2,048人	調整中	2,000人	2,000人
第3期（実績値）			第4期（目標値）																
H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度														
利用者数	2,176人	2,048人	調整中	2,000人	2,000人														

3103 在宅医療・介護関係者の研修（医療と介護の連携推進勉強会）

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 医療と介護の連携推進勉強会は、市又は地域包括支援センターが主催し、医療と介護の専門多職種が参加する勉強会です。 専門多職種間の相互コミュニケーションの円滑化を図る有効な手段として、勉強会の開催を継続し、緊密な連携体制を構築します。開催方法については、感染症の影響も考慮しオンラインの活用を視野に入れ検討します。					
【担当部署】	在宅療養支援課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
第1段階勉強会（市主催）の開催数	2回	1回	調整中	1回	1回	1回
第2段階勉強会（市主催）の開催数	2回	3回	調整中	3回	3回	3回
第3期圏域勉強会（地域包括支援センター主催）の開催数	22回	14回	調整中	10回	10回	10回

3104 在宅療養の普及啓発

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 在宅療養について、不安や疑問、負担感を持っている方も少なくありません。 療養が必要になった患者や家族が、病院や施設以外の療養場所として、在宅療養という選択肢があることを知り、必要に応じて選ぶことができるよう、在宅療養に関する様々な情報をあらゆる媒体を活用し広く市民に発信し、在宅療養の普及啓発を進めます。
【担当部署】	在宅療養支援課

3105 二次医療圏内・関係市町村の連携体制の構築

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 市外の医療機関を退院し在宅療養に移行する場合であっても、在宅医療と介護の適切な支援が行われるよう、二次医療圏内の関係者間における円滑な情報共有の方法やツール作成等について、各市の担当部門や医師会等に設置されている在宅療養相談窓口と協議・検討を行い、連携体制の構築を進めます。
【担当部署】	在宅療養支援課

3106 在宅医療相談会【新規】

【概要】 及び 【方向性】	<p>【新規】</p> <p>過去に実施した調査から、最期を迎えたい場所の希望が自宅であるにもかかわらず、様々な理由で実現しないと考えている人の割合が過半数を超え、在宅療養や看取りについて不安や疑問、負担感を持っている方も少なくありません。</p> <p>本人・家族が在宅療養を選択肢にするための有効な手段として、不安や疑問を解消するために、在宅医や医療・介護関係者との個人個人のニーズに応じた相談があります。在宅医療・介護の知識を深めるための個別相談を実施し、在宅療養について普及啓発し、実際の利用についての具体的な助言を行うことにより、市民の心理的負担を軽減し、在宅療養を推進します。</p>
【担当部署】	在宅療養支援課

（参考）第3期計画に掲載していた「在宅医療・介護連携支援センターの設置」について

第3期に記載していた「2104 在宅医療・介護連携支援センターの設置」（重点事業）については、「2101 在宅療養を支援する部署の設置【新規】」（重点事業）によって、平成30年度に開設された在宅療養支援課が「在宅医療・介護連携支援センター」の機能を担いながら、すでに多様な取組みにより市内及び市外の医療・介護の関係機関との連携を進めており、実質的に連携支援センターが設置されている状態となっています。

（2）有機的なネットワークの整備

3201 在宅高齢者療養推進協議会（検討部会）の開催

【概要】 及び 【方向性】	<p>【継続】</p> <p>在宅高齢者療養推進協議会は、在宅療養に関する課題の検討等を行う会議体です。また、協議会の下に検討部会を設け、在宅療養の推進に資する様々なより具体的な取組みの検討・企画・運営をしています。</p> <p>今後もこのような会議での検討を通じて、効果的な在宅療養の推進の取組みを進めます。</p>
【担当部署】	在宅療養支援課

3202 医療と介護の連携支援ツールの普及

【概要】 及び 【方向性】	<p>【継続】</p> <p>医療と介護の連携支援ツールとして、医療と介護の関係者が高齢者の支援に必要な情報を円滑にやり取りするための市の統一様式である、介護と医療の連携シートや多職種連携ガイドを市内の関係者間で運用しています。医療と介護の連携体制を推進・強化するため、このような連携支援ツールの普及啓発の取組みを今後も継続し、関係者が更に使いやすいと感じるような医療と介護の連携シートの改善、多職種連携ガイドのデザインのリニューアル等を通して、更なる利用促進を図ります。</p>
【担当部署】	在宅療養支援課

3203 ICTを活用した情報ネットワークの構築【新規】

【概要】 及び 【方向性】	【新規】 市民が安心して在宅で療養ができるように、医療や介護サービスの多くの専門職がリアルタイムに情報を共有し充実したサービスを提供するため、非公開型医療介護専用SNSである「MCS（メディカルケアステーション）」を活用した情報連携ネットワークの構築を進めます。					
【担当部署】	在宅療養支援課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
登録者数	—	30人	50人	100人	150人	200人

3204 保健師の専門性を活かしたコーディネート機能の促進支援の充実

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 保健師が、全ての住民の健康の維持増進を支援する専門職としてその専門性を発揮できるように、配置、人材育成、評価、活動方針を整備し、地域活動や訪問活動に力を入れ、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう進めてまいります。さらに地域の専門職等との多職種連携を推進し、地域の人的・社会的資源の活用を念頭に入れた支援を進めます。					
【担当部署】	健康福祉部、市民部					

（3）緊急時における支援体制の充実

3301 在宅療養高齢者一時入院事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 在宅で療養生活をする医療対応を要する要介護状態の高齢者等が、介護者の入院等により在宅生活の継続が困難となった場合に、一時的に医療機関に入院し、適切な医療を適時受けることができるよう専用の入院病床を確保する事業です。 在宅療養患者やその家族が安心して在宅での療養生活を継続できるよう、今後も必要な病床数を確保します。					
【担当部署】	在宅療養支援課					

3302 高齢者緊急一時保護事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 介護者の緊急入院や養護者からの虐待により在宅での生活が困難となった場合に高齢者を介護施設で一時的に保護（介護）する事業です。迅速かつ円滑に制度の利用ができるよう、今後も適正な数の介護施設と受入れに関する契約を締結します。					
【担当部署】	高齢福祉課					

3303 高齢者緊急一時保護（シェルター確保）事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者緊急一時保護（シェルター確保）事業は、養護者からの虐待を受けた高齢者を一時的に保護（介護）するための施設の居室を通年で確保する事業です。迅速かつ円滑に制度の利用ができるよう、今後も適正な数の居室の確保をします。
【担当部署】	高齢福祉課

柱4：認知症や軽度認知障害（MCI）の当事者とその家族を支える仕組みの充実

【施策体系】

施策の柱	施策の項目	事業（事業番号）
4. 認知症や軽度認知障害（MCI）の当事者とその家族を支える仕組みの充実	（1）認知症の早期診断、適切な医療及び介護の提供、相談体制の確立	4101～4103
	（2）認知症の理解促進	4201～4201
	（3）認知症当事者及び介護者への支援	4301～4309
	（4）若年性認知症対策の推進	4401～4402

（1）認知症の早期診断、適切な医療及び介護の提供、相談体制の確立

4101 認知症の人と家族を支える機関との連携【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 認知症が今後更に増加していくという将来予測を踏まえ、認知症の早期診断、適切な医療及び介護の提供、相談体制の確立が求められています。「多摩平の森の病院」が地域連携型認知症疾患医療センターとして東京都の指定を受け、認知症支援の複合的な機能が整備されました。認知症初期集中支援チームは、令和2年度から「多摩平の森の病院」と「七生病院」の2チームとなり、地域包括支援センターと連携し、支援につなげています。また、東京都多摩若年性認知症総合支援センターなどの関係機関や認知症家族会などの関係団体との連携を一層強化することにより、一体的かつ効果的な認知症の支援体制を構築します。					
	【担当部署】 高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
認知症初期集中支援チーム利用者数(実人数)	13人	16人	調整中	20人	22人	24人

4102 認知症地域支援推進員による認知症の人や家族の視点を重視した取組みの推進

【概要】 及び 【方向性】	<p>【継続】</p> <p>認知症地域支援推進員は、認知症に関する正しい知識の普及啓発、認知症の人や家族に対する個別支援、関係機関とのネットワークづくり等を重点的に行う専門員として、各地域包括支援センターに1人ずつ、市内に計9人配置しています。今後も認知症地域支援推進員を中心に認知症の人や家族の視点に立った地域づくりを進めます。</p>
【担当部署】	高齢福祉課

4103 認知症支援コーディネーター

【概要】 及び 【方向性】	<p>【継続】</p> <p>認知症支援コーディネーターは、認知症地域支援推進員による個別のケースの後方支援や認知症対策推進会議の開催等、医療専門職の視点に基づく助言やコーディネートを行う認知症の専門員です。日野市では、保健師がその役割を担っており、高齢福祉課に1人配置しています。認知症地域支援推進員による個別ケースの支援が適切かつ円滑に実施されるよう、今後も認知症支援コーディネーターによる後方支援体制を継続します。</p>
【担当部署】	高齢福祉課

(2) 認知症の理解促進

4201 認知症サポーターの養成【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	<p>【拡充】</p> <p>認知症の人が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けていくためには、地域や職域などで認知症への理解を深めてもらうことが重要です。認知症サポーターは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者です。認知症であっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、認知症サポーターの養成を更に推進し、認知症高齢者にやさしい地域づくりを進めます。</p>					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
認知症サポーター数 (延べ数)	16,415人	18,793人	調整中	21,000人	22,000人	23,000人

(3) 認知症当事者及び介護者への支援

4301 徘徊高齢者への支援策の充実

【概要】 及び 【方向性】	<p>【継続】 徘徊による事故や行方不明者の増加は深刻な社会問題となっています。また、徘徊は、家族介護者にとっても大きな負担となっており、認知症の当事者及び介護者を支援する仕組みの充実が求められています。</p> <p>市では、現在、徘徊高齢者探索サービス、靴シール、メール配信システム等により対策を行っております。今後はさらに利用の促進を図るとともに認知症サポーターの要請等により、地域全体で見守り・支え合う体制づくりを推進します。これらの取組みにより、認知症徘徊高齢者 SOS ネットワークに登録することが、当事者及び介護者によって、地域で安心して過ごせることにつながるよう支援を進めます。</p>					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
高齢者徘徊 SOS ネットワークの登録者数（延べ数）	340人	350人	調整中	—	—	—
徘徊高齢者情報配信メール登録者数	1,686人	1,770人	調整中	1,900人	1,950人	2,000人

4302 徘徊高齢者等探索サービス事業

【概要】 及び 【方向性】	<p>【継続】 在宅の認知症高齢者等が行方不明になった場合に居場所を家族等が探索できるよう、所在地を知らせるGPS端末機を貸与します。また、GPS端末機の貸与サービスには、認知症高齢者等が法律上の損害賠償責任を負った場合に備える「日常生活賠償補償」が付帯されております。認知症徘徊高齢者 SOS 高齢者ネットワークの登録者数を増やすとともに、当事業の利用者も増やす取組みを行います。</p>					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数	71人	64人	調整中	80人	90人	105人

4303 家族介護者交流会

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 家族を介護されている方が、ご家族同士の交流を通じて、様々な問題や悩みなど日頃の思いを語り合い、介護のヒントと安心感を得られる憩いの場として地域包括支援センターが中心となり、市内を4つの圏域に分けて実施します。
【担当部署】	高齢福祉課

4304 認知症当事者及び介護者の支援と認知症バリアフリーの推進

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 認知症の方を介護している家族の中には、周りの助けや理解を得られず、「孤立感」を感じている人も少なくありません。認知症当事者及び介護者の支援及び認知症バリアフリーの推進のため、オレンジ広場（認知症カフェ）は、認知症の人や家族、地域の人などが気軽に立ち寄る「つどいの場」です。地域の中で孤立しがちな認知症（若年性認知症）の人や家族がいつでも気軽に参加し、専門家への相談や地域の人との相互交流を通して、介護負担の軽減や悩みを解消したり、地域で支え、見守る活動を進めます。オレンジ広場（認知症カフェ）は9か所設置され目標値は達成されています。
【担当部署】	高齢福祉課

4305 チームオレンジの設置【新規】【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【新規】 認知症の人や家族を地域全体で見守り・支えていくためには、その担い手となり得る人材を育成し、地域で活躍してもらう仕組みづくりが必要です。 チームオレンジは、認知症サポーターの活動をさらに前進させ、地域で暮らす認知症の方やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを結びつける取組みです。 認知症の方やその家族を支える地域の担い手となる人材を養成し、支援ニーズと結びつけることで、認知症の方がより暮らしやすい地域づくりを進めます。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
チームオレンジ設置数	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	—	—	—	—	1	1

*チームオレンジとは、本人・家族を含む地域サポーターと多職種の職域サポーターのチームのことで、認知症サポーターがステップアップ研修を受けて、チームオレンジのメンバーとなります。活動内容は、外出支援、見守り・声かけ、話し相手、認知症の人や家族の居宅へ出向く出前支援などです。

4306 認知症検診事業【新規】【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	<p>【新規】 日野市では、要介護（要支援）認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人は、4,660人（2019.3.31 現在）であり、高齢者人口の約10%となっています。今後75歳以上の後期高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も急速に増加することが見込まれています。日野市では、認知症に関する知識の普及啓発を進めるとともに、認知症の早期診断・対応を促進することを目的に認知症検診事業を実施します。</p>					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
認知症検診 受診率	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	—	—	—	15%	16%	17%

4307 認知症を知る月間の開催

【概要】 及び 【方向性】	<p>【継続】 9月21日の「世界アルツハイマーデー」に合わせ、平成26年度から毎年9月を「認知症を知る月間」とし、市民の認知症への理解促進や家族介護者への支援等を目的として、様々なイベントを開催しています。今後も、市民が認知症に対する知識と理解を深め、認知症の方や介護者が暮らしやすい地域づくりを推進するため、取組みを継続します。</p>					
【担当部署】	高齢福祉課					

4308 認知症ケアパスの充実

【概要】 及び 【方向性】	<p>【継続】 自分でできる「認知症チェックリスト」等を掲載した「知って安心認知症」（認知症ケアパス）を認知症検診事業対象者へ配布し、認知症に関する正しい知識の普及啓発を推進します。また、認知症検査の結果により、認知機能障害の疑いとなった方への相談先の周知や専門医療機関の案内、介護サービスの紹介や進行予防の啓発などの情報が整理された冊子です。今後も認知症当事者の方やその家族の方のご意見や関係者からの意見を踏まえ、掲載内容を改定します。</p>					
【担当部署】	高齢福祉課					

4309 認知症かかりつけ医等の充実【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【拡充】 市では、要介護（要支援）認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人は、4,660人（2019.3.31 現在）であり、高齢者人口の約10%となっています。今後75歳以上の後期高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も急速に増加することが見込まれています。かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局等の認知症対応力の向上により、認知症の早期診断と適切な医療および対応を促進することが期待されます。					
	【担当部署】 高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
認知症検診実施医療機関数	—	—	—	26	28	30

（4）若年性認知症対策の推進

4401 多摩若年性認知症総合支援センター等との連携【新規】

【概要】 及び 【方向性】	【新規】 市内に東京都多摩若年性認知症総合支援センターが設置されている地域特性を活用し、同センター等と連携して、若年性認知症支援に取り組みます。またセーフティネットコールセンターや障害福祉課とも連携し、就労支援等にも取り組みます。					
	【担当部署】 高齢福祉課					

4402 企業向け認知症サポーターの養成【新規】

【概要】 及び 【方向性】	【新規】 多摩若年性認知症総合支援センターと連携し、市内企業において企業向け認知症サポーター養成講座を開催し、若年性認知症への理解促進を図るとともに、若年性認知症の方が働き続けられる環境づくりを進めます。					
	【担当部署】 高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
企業向け認知症サポーター養成講座開催数	—	—	—	3回	6回	9回

柱5：高齢者が尊厳を保持し、健康で自立した生活を営むための支援の充実

【施策体系】

施策の柱	施策の項目	事業（事業番号）
5. 高齢者が尊厳を保持し、健康で自立した生活を営むための支援の充実	(1) 高齢期の健康づくり	5101～5108
	(2) 健診体制の整備	5201～5207
	(3) 就労や社会参加の促進	5301～5303
	(4) 住まいの支援	5401～5409
	(5) 日常生活の支援	5501～5509
	(6) 権利擁護の推進	5601～5601
	(7) 福祉のまちづくり	5701～5701

(1) 高齢期の健康づくり

5101 地域で支える健康づくりの推進

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 令和3年度より第4期日野人げんき！プランとなり、令和2年11月よりプランを策定予定。高齢社会を地域で支えるための「健康づくり」を推進するため、地域で自発的に健康づくりを行うための仕組みづくりの取り組みや、自分に合った健康づくりの場の情報提供を行います。
【担当部署】	健康課

5102 日野人運動事業と地域介護予防活動支援事業（ひの筋体操等）との連携

【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 日野人運動事業では、場所や定員等により参加できない人がいるため、多くの方が運動できる事業が求められています。 そのため、行政が主体的に行っている体操事業を地域で住民が自主的に行えるよう関係機関と連携を図り、より多くの方が体操を行えるよう調整を図ります。
【担当部署】	高齢福祉課

5103 高齢者が気軽に参加できるスポーツ事業の推進

【概要】 及び 【方向性】	【見直し】 スポーツ推進委員により、高齢者が気軽に参加できる、ちょこっとウォーキング事業の実施やニュースポーツの指導・普及を推進します。
【担当部署】	文化スポーツ課

5104 日野市市民の森ふれあいホールの活用

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 日野市市民の森ふれあいホールの指定管理者が実施する、カルチャー＆スポーツ教室の参加者増加を促進します。
【担当部署】	文化スポーツ課

5105 身障高齢者機能回復助成事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 身体障害者手帳（1～6級）を所持している70歳以上の方に、あんま・マッサージの施術券を発行します。 指定施術院の加入する日野市視覚障害者協会と連携し、引き続き実施します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用枚数	4,254枚	3,882枚	調整中	4,900枚	4,900枚	4,900枚

5106 高齢者の食生活改善事業（フレイル予防）

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者への低栄養の予防や健康づくりのために必要な食生活の知識等について、フレイル予防事業の中で高齢福祉課とともに周知・啓発を行います。
【担当部署】	健康課・高齢福祉課

5107 摂食嚥下機能支援の推進【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 市民が自ら摂食嚥下について認識をもてるよう、分かり易く障害に関する知識を普及・啓発し、機能低下を防止するとともに、多職種連携を図りながら、摂食嚥下障害のリスクがある方の適切な支援につなげます。
【担当部署】	健康課・高齢福祉課・在宅療養支援課

5108 地域に根ざした保健師活動

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 保健師による地域の健康づくり事業として「日野人げんき！」ゼミナールを実施します。自治会や企業のイベント等と協働で実施します。健康づくりのための行動ができる市民を増やします。
【担当部署】	健康課

(2) 健診体制の整備

5201 特定健診・特定保健指導

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 40歳から74歳までの日野市国民健康保険加入者に対して生活習慣病の早期発見・早期予防、健康の保持のため健康診査を実施するとともに、生活習慣病予備群の方には特定保健指導を実施します。
【担当部署】	健康課・保険年金課（特定保健指導は、R2年度から保険年金課へ移管）

5202 後期高齢者健診（いきいき健診）

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 後期高齢者医療制度の認定を受けている方に対して健康の保持増進のための健康診査を実施します。
【担当部署】	健康課

5203 各種がん検診

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 国の指針に基づき、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん検診を実施します。
【担当部署】	健康課

5204 歯周疾患検診

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 歯周病による歯の喪失を予防するためにお口の健康診査を実施します。
【担当部署】	健康課

5205 高齢者の感染症疾患を予防するための対策

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌の予防接種について適切な情報を提供します。
【担当部署】	健康課

5206 人間ドック受診料の助成（国民健康保険）

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 国民健康保険加入者の人間ドック及び脳ドック受診に対し、受診料の一部を助成します。
【担当部署】	保険年金課

5207 人間ドック受診料の助成（後期高齢者医療）

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 後期高齢者医療制度加入者の人間ドック及び脳ドック受診に対し、受診料の一部を助成します。
【担当部署】	保険年金課

（3）就労や社会参加の促進

5301 シルバー人材センターの取組みへの支援

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者自らが社会を支える担い手として活躍することが期待されています。シルバー人材センターでの高齢者の就労は、地域や社会に関わる機会にもなり、生きがいの創出や地域活性化の期待もできます。 シルバー人材センターは、高齢者が、その知識及び経験を活かして生きがいを持って暮らしていけるよう、仕事を通じて様々な社会参加の機会を提供しています。 市内の事業所や企業においても、保育や介護などを始めとする様々な分野で働く担い手が不足しており、働く意欲のある高齢者が求められています。市では、日野市シルバー人材センターが行う取り組みを引き続き支援することで、高齢者の就労と社会参加を促進します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
会員数	1,616人	1,617人	調整中	1,633人	1,649人	1,665人
就業実人数	1,358人	1,368人		1,381人	1,394人	1,407人
就業率	84.0%	84.5%		84.5%	84.5%	84.5%
就業延べ人員	148,030人	149,339人		150,832人	152,340人	153,863人

5302 介護サポーター制度

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者が、介護保険施設等に対するボランティア活動や体操・運動活動の支援といった介護サポーターの活動を通じて、元気に暮らせることを目的とし、高齢者自身の社会参加活動を促します。また、介護サポーターの活動は、介護予防に資するため、サポーターへの参加者が増えるよう啓発事業を行います。介護サポーターが行ったボランティア活動の実績に応じ、活動ポイントを付与し、交付金等に転換することが可能です。					
	【担当部署】 高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
交付金 申請者数	157人	158人	153人	150人	150人	150人

5303 高齢者ボランティアの相談・紹介システムの整備支援

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 日野市社会福祉協議会ボランティア・センターにおいて実施する事業を支援します。日野市社会福祉協議会職員とボランティア窓口相談員（相談員はボランティア）により、ボランティアに関する相談や、ボランティアを募集したり、受け入れたりしている施設、団体、個人への紹介を行います。事業の支援によって、地域の元気な高齢者が活躍する場を創出し、地域を支える人材となってもらうことで「互助のまちづくり」の実現を目指します。					
	【担当部署】 福祉政策課					

(4) 住まいの支援

5401 シルバーピア事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 住宅に困窮しているひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯で、自立して日常生活のできる方に対して、高齢者向けに配慮された設備や緊急通報システムを備えた集合住宅を提供しており、市内に12棟278戸を運営しています。 令和4年度末で借上げ期間が終了する2棟35戸は廃止します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期(実績値)			第4期(目標値)		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
棟数	12棟	12棟	12棟	12棟	12棟	10棟
部屋数	278戸	278戸	278戸	278戸	278戸	243戸

5402 サービス付き高齢者向け住宅

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 バリアフリー構造等を有し、安否確認や生活相談等のサービスの提供が受けられる「サービス付き高齢者向け住宅」を民間事業者が設置・運営するものです。 市内の高齢者向け住宅は、概ね充足していると考えられますが、介護・医療施設の不足する地域において、サービス付き高齢者向け住宅の住民が利用可能な介護・医療一体型などの地域密着型サービスを併設する住宅は設置について個別に検討します。 現在、市内に6棟(182戸)がありますが、基礎調査の結果から市民の新たなニーズは少ないと考えます。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期(実績値)			第4期(目標値)		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
棟数	6棟	6棟	6棟	6棟	6棟	6棟
部屋数	182戸	182戸	182戸	182戸	182戸	182戸

5403 養護老人ホーム

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 65歳以上の者であって、身体上又は精神上若しくは環境上の理由及び経済的理由により、住居において養護を受けることが困難な方が、居住地の首長(福祉事務所が設置の場合は事務所長)の措置により入所できる施設で、市内には1か所50床の施設があります。今後も、措置が必要な高齢者を支援するため、養護老人ホームと連携します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期(実績値)			第4期(目標値)		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
施設数	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
床数	50床	50床	50床	50床	50床	50床

5404 軽費老人ホーム（ケアハウス）

【概要】 及び 【方向性】	<p>【継続】 高齢のため独立して生活するには不安が認められる者、または、自炊ができない程度の身体機能の低下が認められる者で、家族による援助が困難な高齢者を入所させる施設で、低額の料金で、食事、日常生活に必要な便宜を提供します。施設は入居者の自立度により、A型、B型、ケアハウスの3種類に分かれています。食事の提供を必要とするA型、自炊が原則のB型、A型に介護サービスを提供できるケアハウスがあります。 現在、市内に1か所（30床）のケアハウスがあり、A型、B型の単独施設のニーズはないため、現在の施設数で引き続き実施します。</p>					
	【担当部署】 高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
施設数	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
床数	30床	30床	30床	30床	30床	30床

5405 有料老人ホーム

【概要】 及び 【方向性】	<p>【継続】 食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設です。介護付、住宅型、健康型の3類型あり、介護付は特定施設（特定施設入居者生活介護）の事業所指定を受けており、入居者は介護が必要になれば、ホームの提供する入居者生活介護サービスを利用することができます。住宅型は生活支援サービスが付いており、地域の居宅介護サービスを利用することができます。健康型は、介護保険サービスを受けることができません。 市内に8か所（455床）の介護付がありますが、基礎調査の結果から市民の新たなニーズは少ないと考えます。また、同様に基礎調査の結果から住宅型、健康型について市民のニーズはないと考えます。</p>					
	【担当部署】 高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
施設数	8棟	8棟	8棟	8棟	8棟	8棟
床数	456床	455床	455床	455床	455床	455床

5406 東京都高齢者向け優良賃貸住宅への助成

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者が安心して居住できるように「バリアフリー化」され、「緊急時対応サービス」の利用が可能な賃貸住宅である「高齢者向け優良賃貸住宅」の事業者に対し、整備や家賃減額に伴う費用の補助を行うもので、市内には1棟17戸があります。また、令和4年度末で借上げ期間が終了する借上げ型シルバーピア2棟35戸を高齢者向け優良住宅に転向する予定もあります。入居者の高齢化に伴い、退去者が増加傾向にあるため、入居者の募集を円滑に行い、空室期間を短くします。					
	【担当部署】 高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
施設数	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟	3棟
屋敷数	17戸	17戸	17戸	17戸	17戸	52戸

5407 居住支援協議会

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 市・不動産関係団体・居住支援団体が連携を図り、住宅の入居に関して困っている高齢者等の住宅確保要配慮者に対し、民間賃貸住宅への入居の支援及びその後の安定して生活できる支援等の取り組みを推進します。					
	【担当部署】 都市計画課					

5408 高齢者民間住宅家賃助成

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 民間アパート等に居住する低所得の高齢者世帯に対し、家賃の一部を助成するものです。潜在的に制度を必要とする対象者に向けて、事業のPR等を積極的に行い、制度の利用促進のための取り組みを進めます。					
	【担当部署】 高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
世帯数	67件	118件	調整中	150件	160件	170件

5409 住宅リフォーム資金補助

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 市内業者の施工する高齢者・障害者等の住宅におけるバリアフリー対応型工事及び耐震補強工事について、対象経費の一部を助成します。					
	【担当部署】 都市計画課					

(5) 日常生活の支援

5501 自立支援日常生活用具給付

【概要】 及び 【方向性】	【見直し】 介護保険において「非該当」の認定を受けた方、及び介護予防・日常生活支援総合事業「基本チェックリスト」において用具の給付が必要と認められる高齢者に、腰掛便座、入浴補助用具、歩行支援用具、スロープを給付し、自立を支援する事業です。申請件数は減少傾向にあります。令和2年度に給付内容の整理を行いました。今後、対象者要件などについて制度の見直しを検討します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
給付件数	0件	0件	調整中	2件	2件	2件

5502 自立支援住宅改修給付

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 日常生活に支障のある高齢者の住宅を改修し、住環境を整えることで生活の拡大・自立を図る事業です。介護保険で「非該当」の認定を受けた方、及び介護予防・日常生活支援総合事業「基本チェックリスト」において住宅の改修が必要と認められる高齢者が対象の予防給付と、要支援以上の方が対象の設備給付があります。令和2年度に給付内容の整理を行いました。今後、対象者要件などについて制度の見直しを検討します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
改修件数	20件	26件	調整中	27件	27件	27件

5503 在宅ねたきり高齢者等おむつ給付

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 寝たきり又はこれに準ずる（原則要介護4・5）在宅高齢者で、失禁や尿漏れなどでおむつを必要とする方などに、おむつを給付する事業です。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
延利用者数	6,109人	6,238人	調整中	6,543人	6,792人	6,979人

5504 配食サービス

【概要】 及び 【方向性】	<p>【見直し】 ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯などで、身体および健康上の理由により買い物や調理が困難な方に、バランスのとれた安全な食の確保と安否確認のために、食事を配送します。 今後も栄養改善の必要な高齢者向けに安定した食事の提供体制の確保は必要と考えますが、見守りを含め民間事業者のサービスが充実している現状を踏まえ、制度の廃止を含めた整理、再設計を行います。</p>					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
昼配食数 夜配食数	昼：56,091食 夜：15,280食	昼：57,885食 夜：17,173食	調整中	再編成	再編成	再編成

5505 福祉有償運送運営協議会

【概要】 及び 【方向性】	<p>【継続】 道路運送法に基づき登録制で実施されているNPO等の自家用自動車による高齢者等の移動困難者を対象とした福祉有償運送について、登録団体の適正な実施状況の確認、及び、日野市における有償運送の必要性、課題、対価、輸送の安全と利便の確保にかかる方策等を協議します。 協議会を通じて、移動困難者の地域での生活を支援します。</p>					
【担当部署】	福祉政策課					

5506 福祉移送サービス事業者補助

【概要】 及び 【方向性】	<p>【継続】 福祉移送サービス事業者補助では、在宅において一般交通機関の利用が困難な者、下肢が不自由なため外出が困難な者の利便を図るため、福祉車両による移送サービスを行う福祉有償運送事業者に対し、補助を行います。</p>					
【担当部署】	高齢福祉課					

5507 ねたきり高齢者理容・美容券交付事業

【概要】 及び 【方向性】	<p>【継続】 65歳以上の3か月以上自宅で寝たきり状態にある方（要介護4・5）に対して、訪問による理容・美容が受けられる理美容券を発行します。</p>					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用枚数	485枚	474枚	調整中	460枚	470枚	480枚

5508 粗大ごみふれあい収集事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 65歳以上の高齢者のみの世帯、身体障害者手帳1・2級の者のみの世帯で、自ら運び出しが困難で、身近に協力を得ることが困難な方には、収集員が粗大ごみの室内からの運び出しを行います。
【担当部署】	ごみゼロ推進課

5509 ハンディキャップシール・ボックス事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 ホームヘルパー等の手助けが必要とされる方のごみ排出を円滑に行うため、ハンディキャップシール・ボックスを使用することによって指定日以外にも排出ができます。回収は通常の収集時に行います。
【担当部署】	ごみゼロ推進課

(6) 権利擁護の推進

5601 成年後見制度の利用促進

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 成年後見制度の利用促進を図り、市民の権利擁護支援体制を整備します。 ・成年後見制度の申立費用や、成年後見人等への報酬負担が困難な方に費用を助成する制度では、経済的な負担を理由に成年後見制度の利用ができないことがないよう、成年後見制度のPRとともに助成制度の普及を図り、成年後見制度の利用促進につなげます。 ・「日野市成年後見制度説明会（相談会）」を開催し、市民や市内事業所等に対して制度の周知を図り、成年後見制度を必要とする方の利用を促進します。 ・調布市、狛江市、多摩市、稲城市と共同で運営している「多摩南部成年後見センター」により、虐待など複雑な事情を抱えていて資力のない方の法人後見事務を実施することでセーフティネットの役割を果たします。合わせて、成年後見制度を支える市民後見人の養成、専門職紹介制度の実施、後見人連絡会の開催などを行います。
【担当部署】	高齢福祉課・福祉政策課

(7) 福祉のまちづくり

5701 地域の実情に合った便利で効率的な公共交通網の確立

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 交通空白地域を解消することを通じて、障害者や高齢者の外出を促します。また、地域の実情に合った公共交通網を確立し、利用しやすいミニバス及びワゴンタクシーの運行を目指します。
【担当部署】	都市計画課

柱 6：高齢者の安心・安全の確保

【施策体系】

施策の柱	施策の項目	事業（事業番号）
6. 高齢者の安心・安全の確保	(1) 災害対策	6101～6103
	(2) 感染症予防対策の周知徹底とフレイル等の進行予防	6201～6205
	(3) 居宅内での安全確保	6301～6302

(1) 災害対策

6101 災害時及び災害に備えた地域での避難行動要支援者の支援体制づくり

【概要】 及び 【方向性】	【拡充】 災害時要配慮者である高齢者や障害者で、災害時に避難行動に支援が必要な方の名簿（避難行動要支援者名簿）に、真に避難支援が必要な方を登録し、名簿の整備を進めます。さらに、本人の同意を得た上で自治会等の地域に名簿情報を提供するとともに、高齢者を支える地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等の協力を得て、自助の意識の啓発や災害時の呼びかけ等を行い、災害時要配慮者を支援する共助の体制づくりを進めます。					
【担当部署】	高齢福祉課・障害福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施地区数	18地区	21地区	調整中	—	—	—
名簿登録 同意者数			調整中	2,100人	2,200人	2,300人

6102 福祉避難所の確保

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 災害時に指定避難所等での生活が困難で、特別の配慮やケアを必要とする高齢者や障害者を対象とした避難所（福祉避難所）を確保します。					
【担当部署】	高齢福祉課・障害福祉課・防災安全課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
協定締結施設	21施設	23施設	25施設	26施設	26施設	26施設

6103 災害時応援協定締結の介護事業所の確保

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 災害時に、福祉避難所を利用する高齢者や障害者等の安全な避難、安心して避難生活をおくれる支援を実施するため、介護事業所の専門性を有する人材や保有する施設・車両等の提供をいただける介護事業所の確保が必要です。このため、介護事業所と災害時応援協定を締結するなど、協力体制の構築を検討します。
【担当部署】	防災安全課、健康福祉部 または、高齢福祉課・障害福祉課

(2) 感染症予防対策の周知徹底とフレイル等の進行予防

6201 高齢者市民への新型コロナウイルスを含めた感染症の感染予防の周知啓発

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者に新型コロナウイルスなどの予防についての情報を、広報やホームページ、LINE 等による発信や地域包括支援センター等からの発信により、高齢者への周知啓発に取り組みます。
【担当部署】	高齢福祉課

6202 地域包括支援センターへの新型コロナウイルスを含めた感染症の感染予防対策の情報提供及び周知

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 新型コロナウイルス流行下における感染予防ガイドライン及び高齢者宅への訪問基準と訪問時の感染予防マニュアルの作成、また、南多摩保健所と連携し感染予防に関する研修を実施する等、感染予防対策を進めます。
【担当部署】	高齢福祉課

6203 感染症拡大防止のための介護事業所への情報提供・周知

【概要】 及び 【方向性】	【新規】 感染症発生に備えるため、介護事業所との連携を図りつつ、介護事業所向けに国や都等の感染症対策情報の提供や周知、啓発を行います。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）	第4期（目標値）				
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
回数	-	-	-	4回	4回	4回

6204 (2201 の再掲) 介護予防・フレイル予防普及啓発事業【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	<p>【継続】</p> <p>高齢者の生活機能が低下しないよう介護予防・フレイル予防に資する基本的な知識の普及啓発や運動をはじめるきっかけづくりを目的とした体操教室や講座等を開催します。</p> <p>また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、外出を控える方々に対して、オンラインや動画を活用し、自宅で介護予防・フレイル予防を実施できる仕組みを合わせて実施してまいります。</p>
【担当部署】	高齢福祉課

6205 福祉避難所における衛生品の備蓄

【概要】 及び 【方向性】	<p>【新規】</p> <p>災害時に福祉避難所で安心して過ごすことができるよう、衛生品を確保し、感染症拡大防止に配慮した福祉避難所の運営を行います。</p>
【担当部署】	高齢福祉課

(3) 居宅内の安全確保

6301 住宅火災直接通報事業

【概要】 及び 【方向性】	<p>【継続】</p> <p>65歳以上で心身機能の低下や居住環境等から防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯に、防災機器を給付します。</p>					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期(実績値)			第4期(目標値)		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
火災警報器利用者数	2人	2人	調整中	4人	4人	4人

6302 救急代理通報事業

【概要】 及び 【方向性】	<p>【継続】</p> <p>65歳以上のひとり暮らしまたは夫婦等の世帯の高齢者であって、日常生活上、常時注意を要する状態にある方の緊急事態の発生を外部(東京消防庁)に通報し、生活の安全を確保します。</p>					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期(実績値)			第4期(目標値)		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数	54人	52人	調整中	60人	65人	70人

第5章 介護保険に関する財政見通し

本章では、介護保険の財政見通しについて整理します。

1. 介護保険財政の制度概要

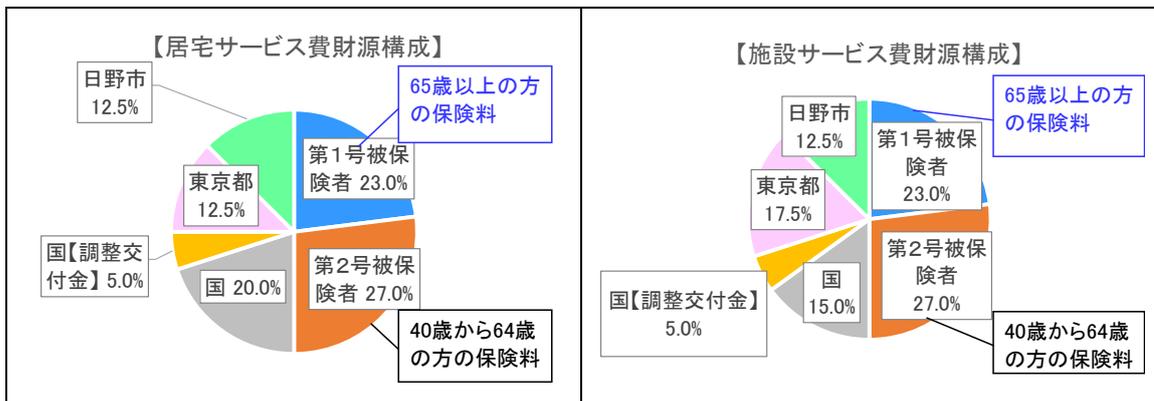
(1) 財源構成

介護保険サービスの保険給付及び地域支援事業の費用については、以下のとおり介護保険料と公費で負担します。

① 標準給付費の財源構成

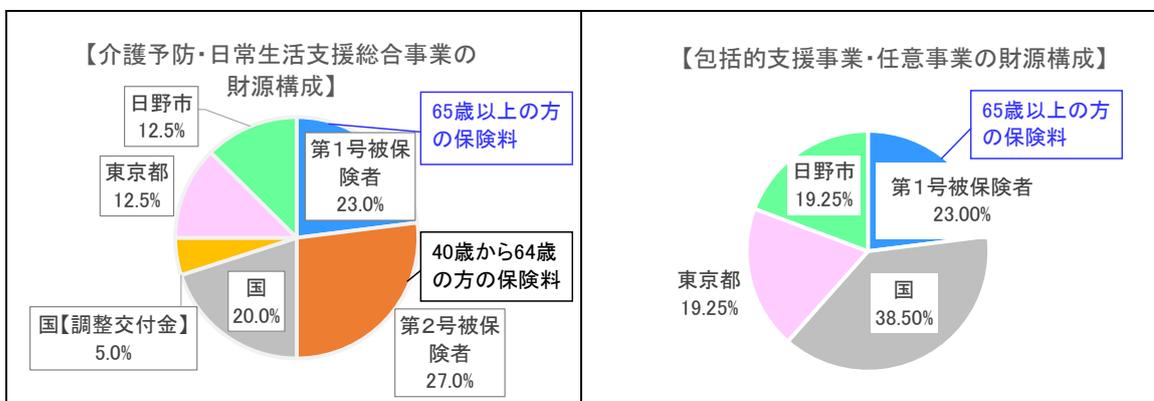
介護保険に関する給付費は、サービスを利用するときの利用者負担分を除き、50%を介護保険料、50%を公費（国、都、日野市）で負担します。

第1号被保険者の負担割合は、第8期では第7期と同様の23%となっています。



② 地域支援事業費の財源構成

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」と「包括的支援事業、任意事業」があり、それぞれの財源構成は以下の通りです。



(2) 介護保険料算定の手順

第1号被保険者の介護保険料は、第8期介護保険事業計画期間の地域支援事業費を含む総事業費の23%を第1号被保険者見込み数で割ることにより算出します。

図 35 介護保険料算定の手順

① 高齢者人口の推計

・住民基本台帳人口をもとに、人口推計を行い、将来の第1号被保険者数を算出します。



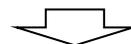
② 認定者数の推計

・高齢者の年齢を6段階に分け、年齢ごとの認定率を求め、そこから認定者数を推計します。



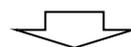
③ 各サービス利用者数の推計

・現在の利用をもとに、各サービスの利用者数を推計します。あわせて施設の新設等、市の施策や需要動向を勘案して利用者数・利用率を補正して、将来のサービスごとの推計値を求めます。



④ 保険給付費・地域支援事業費の推計

・令和3～5年までの必要とされる給付費を算定します。あわせて補足給付費や高額介護サービス費等、地域支援事業費の算出を行い、加算して、総事業費を求めます。



⑤ 保険料基準額の決定

・④の費用に対して、第1号被保険者の負担割合(23%)を乗じることで、算定上の介護保険基準額を算出し、介護保険準備基金を活用する場合にはその金額を踏まえ、保険料基準額を決定します。

(3) 制度改正等の保険料への影響

高齢者人口や、介護認定者となる高齢者の増加により、介護保険料が上昇することが見込まれます。

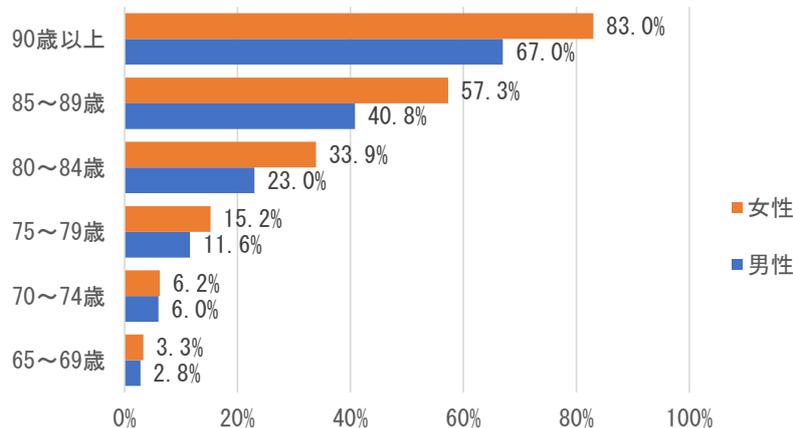
ここでは、介護保険制度の変化や社会情勢等の変化により、保険料が変化する理由を記載します。

① 要介護等になりやすい、75歳以上や85歳以上の高齢者が増加

日野市では、今後当面の間は高齢者数自体はそれほど増加しませんが、75歳以上の後期高齢者や、85歳以上の高齢者が大幅に増加すると見込まれます。

同じ高齢者でも、75歳以上や85歳以上の高齢者は、下記のグラフにあるように、一般的には介護保険の認定者になる方の比率が非常に高くなるため、高齢者数はあまり増えなくても認定者は大幅に増加すると見込まれます。そのため、保険料の上昇が見込まれます。

図 36 国平均認定率（平成 27 年度）



資料：男女共同参画白書（平成30年版）

② 調整交付金の交付割合

調整交付金制度は、国が負担すべき25%のうち、所得が低い高齢者が多く、後期高齢者の割合が多い自治体には、25%を超えて国が負担する反面、所得が高い高齢者が多く、後期高齢者あるいは85歳以上高齢者の割合が低い自治体には国の負担率が25%を下回るなど、地域の状況に応じて国の負担率が変化する制度です。

しかも、従来は算定基準が後期高齢者の割合だけでしたが、今期から制度変更があり、後期高齢者の割合に加え、85歳以上の人の割合も新たに指標に加わりました。

日野市においても、高齢化は進んでいますが、国の高齢化の進展と比較すれば、緩やかであるため、当面の間は調整交付金の比率が標準の5%を下回ることが予想されるため、保険料の上昇が見込まれます。

2. 介護保険サービスの見込み量と給付費の推計

第7期事業計画期間中の利用実績や給付費の推移をもとに、基盤整備計画も踏まえサービス種別ごとの利用量と給付費の推計を行いました。

なお、今回の推計は、令和22年度（2040年度）を見越して行います。

（1）被保険者数の推計

(人)

	第7期計画期間(実績値)			第8期計画期間(計画値)			令和7年度	令和22年度
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
第1号被保険者	45,686	46,058	46,452	46,944	47,284	47,581	48,511	62,756
65～74歳	22,023	21,425	21,347	21,355	20,313	19,354	18,200	29,677
75～84歳	17,012	17,602	17,599	17,490	18,304	19,084	20,183	18,132
85歳以上	6,651	7,031	7,506	8,099	8,667	9,143	10,128	14,947
第2号被保険者数	62,877	63,535	64,222	65,043	66,025	66,992	68,367	60,523
合計	108,563	109,593	110,674	111,987	113,309	114,573	116,878	123,279

（2）要介護（要支援）認定者数の推計

(人)

	第7期計画期間(実績値)			第8期計画期間(計画値)			令和7年度	令和22年度
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
第1号被保険者	8,681	9,004	9,270	9,707	10,219	10,684	11,505	15,130
65～74歳	982	968	971	984	935	885	814	1,286
75～84歳	3,489	3,575	3,554	3,605	3,789	3,968	4,178	3,619
85歳以上	4,210	4,461	4,745	5,118	5,495	5,831	6,513	10,225
第2号被保険者数	196	181	183	183	185	192	195	173
合計	8,877	9,185	9,453	9,890	10,404	10,876	11,700	15,303

(人)

	第7期計画期間(実績値)			第8期計画期間(計画値)			令和7年度	令和22年度
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
総数	8,877	9,185	9,453	9,890	10,404	10,876	11,700	15,303
要支援1	1,763	1,779	1,920	2,002	2,097	2,180	2,319	2,722
要支援2	1,342	1,428	1,421	1,483	1,554	1,615	1,723	2,111
要介護1	1,507	1,605	1,623	1,694	1,779	1,862	2,001	2,581
要介護2	1,501	1,476	1,504	1,574	1,661	1,741	1,881	2,570
要介護3	1,090	1,128	1,173	1,230	1,297	1,360	1,475	2,055
要介護4	887	987	999	1,056	1,119	1,178	1,287	1,864
要介護5	787	782	813	851	897	940	1,014	1,400
うち第1号被保険者数	8,681	9,004	9,270	9,707	10,219	10,684	11,505	15,130
要支援1	1,745	1,766	1,911	1,993	2,088	2,171	2,310	2,714
要支援2	1,320	1,401	1,401	1,463	1,534	1,595	1,701	2,092
要介護1	1,470	1,580	1,592	1,663	1,748	1,829	1,968	2,551
要介護2	1,463	1,440	1,472	1,542	1,628	1,708	1,847	2,540
要介護3	1,060	1,101	1,140	1,197	1,264	1,325	1,440	2,024
要介護4	867	961	973	1,030	1,093	1,150	1,259	1,839
要介護5	756	755	781	819	864	906	980	1,370

(3) 介護サービスの見込み量と給付費の推計

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1) 居宅サービス						
訪問介護	給付費(千円)	982,873	1,059,592	1,126,152	1,144,061	1,580,202
	回数(回)	26,784.8	28,907.4	30,750.0	31,154.6	43,094.7
	人数(人)	1,481	1,583	1,673	1,733	2,360
訪問入浴介護	給付費(千円)	75,237	83,329	89,856	86,544	120,910
	回数(回)	482.0	533.9	575.7	554.2	774.7
	人数(人)	94	104	112	108	151
訪問看護	給付費(千円)	467,397	504,513	536,874	544,241	752,256
	回数(回)	8,401.1	9,060.9	9,639.7	9,787.3	13,524.7
	人数(人)	890	958	1,018	1,038	1,430
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	37,482	40,753	43,229	43,417	60,026
	回数(回)	1,060.8	1,153.8	1,223.5	1,229.2	1,699.7
	人数(人)	93	101	107	108	149
居宅療養管理指導	給付費(千円)	258,680	278,884	296,921	300,577	415,083
	人数(人)	1,589	1,712	1,822	1,847	2,548
通所介護	給付費(千円)	1,223,758	1,311,497	1,388,598	1,429,587	1,957,191
	回数(回)	14,092.8	15,053.4	15,900.4	16,501.9	22,471.7
	人数(人)	1,459	1,555	1,640	1,711	2,318
通所リハビリテーション	給付費(千円)	603,913	654,405	697,788	700,263	976,973
	回数(回)	5,159.8	5,568.6	5,919.7	5,999.3	8,326.4
	人数(人)	638	687	729	743	1,028
短期入所生活介護	給付費(千円)	247,150	268,171	287,359	285,708	399,176
	日数(日)	2,226.3	2,412.2	2,583.5	2,577.8	3,597.8
	人数(人)	184	199	213	214	298
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	81,995	90,411	96,369	95,352	134,119
	日数(日)	543.5	598.1	637.7	632.4	888.3
	人数(人)	81	89	95	94	132
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	481,614	519,072	552,746	559,796	774,813
	人数(人)	2,443	2,617	2,775	2,851	3,910
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	21,684	23,418	24,628	24,945	34,394
	人数(人)	53	57	60	61	84
住宅改修費	給付費(千円)	27,871	30,047	31,628	31,989	44,313
	人数(人)	29	31	33	33	46
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	1,292,140	1,362,112	1,430,685	1,547,243	2,131,237
	人数(人)	534	563	591	639	876
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	56,097	62,092	65,873	63,578	90,077
	人数(人)	28	30	32	31	44
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	311,296	334,375	356,622	359,440	491,946
	回数(回)	3,473.2	3,710.9	3,939.7	4,029.9	5,452.9
	人数(人)	593	631	666	695	940
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	47,964	51,415	52,965	53,148	74,466
	回数(回)	336.7	361.0	370.4	373.9	522.0
	人数(人)	41	44	45	46	64
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	336,100	359,073	383,774	386,322	536,923
	人数(人)	130	138	147	150	206
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	353,928	397,829	428,540	458,973	578,825
	人数(人)	104	117	126	135	170
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	71,099	71,289	71,289	80,448	113,481
	人数(人)	28	28	28	32	45
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	93,541	104,906	108,719	110,974	149,028
	人数(人)	25	28	29	30	40
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	給付費(千円)	2,738,945	2,738,945	2,738,945	3,439,884	4,808,624
	人数(人)	760	760	760	953	1,330
介護老人保健施設	給付費(千円)	1,979,237	1,979,237	1,979,237	2,501,691	3,507,167
	人数(人)	467	467	467	590	826
介護医療院	給付費(千円)	0	0	0	504,996	705,206
	人数(人)	0	0	0	88	123
介護療養型医療施設	給付費(千円)	353,529	353,529	353,529		
	人数(人)	69	69	69		
(4) 居宅介護支援	給付費(千円)	673,950	721,179	763,022	787,037	1,074,566
	人数(人)	3,548	3,790	4,005	4,149	5,649
合計	給付費(千円)	12,817,480	13,400,073	13,905,348	15,540,214	21,511,002

(4) 介護予防サービスの見込み量と給付費の推計

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度	
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
介護予防訪問看護	給付費(千円)	57,423	59,899	62,485	66,454	80,655	
	回数(回)	1,224.3	1,277.3	1,332.0	1,416.5	1,718.1	
	人数(人)	160	167	174	185	224	
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	5,722	5,722	6,104	6,485	8,011	
	回数(回)	159.0	159.0	169.6	180.2	222.6	
	人数(人)	15	15	16	17	21	
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	18,320	19,196	19,950	21,078	25,458	
	人数(人)	146	153	159	168	203	
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	85,486	89,667	93,337	99,377	120,004	
	人数(人)	210	220	229	244	293	
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	279	558	558	558	558	
	日数(日)	3.2	6.4	6.4	6.4	6.4	
	人数(人)	1	2	2	2	2	
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	1,397	2,793	2,793	2,793	2,793	
	日数(日)	10.8	21.6	21.6	21.6	21.6	
	人数(人)	1	2	2	2	2	
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	72,681	76,080	79,098	84,322	101,927	
	人数(人)	794	831	864	921	1,110	
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	5,491	5,864	6,224	6,224	7,690	
	人数(人)	15	16	17	17	21	
介護予防住宅改修	給付費(千円)	19,542	19,542	20,741	21,580	25,656	
	人数(人)	19	19	20	21	25	
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	64,862	68,599	71,145	75,559	90,508	
	人数(人)	73	77	80	85	101	
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	8,862	8,862	8,862	10,534	11,620	
	人数(人)	10	10	10	12	13	
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
(3) 介護予防支援							
		給付費(千円)	60,022	62,864	65,291	69,612	83,888
		人数(人)	1,014	1,062	1,103	1,176	1,417
合計		給付費(千円)	400,087	419,646	436,588	464,576	558,768

(5) 介護サービスと介護予防サービスの給付費の推計

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
合計	13,217,567	13,819,719	14,341,936	16,004,790	22,069,770
在宅サービス	6,363,827	6,848,179	7,268,566	7,395,996	10,134,722
居住系サービス	1,782,029	1,899,829	2,001,659	2,162,223	2,914,051
施設サービス	5,071,711	5,071,711	5,071,711	6,446,571	9,020,997

3. 令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）の標準給付費見込額

標準給付費見込額の算出にあたっては、総給付費に加え、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費給付額、算定対象審査支払手数料を合算した金額が、標準給付費見込額になります。

表 15 令和3～5年度の標準給付費見込額

(円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額 (K = d + g + h + i + j)	13,873,855,096	14,474,827,144	15,026,778,572	43,375,460,812
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）(d)	13,217,567,000	13,819,719,000	14,341,936,000	41,379,222,000
特定入所者介護サービス費等給付額（資産等勘案調整後）(g)	242,955,342	228,348,727	238,722,295	710,026,364
高額介護サービス費等給付額 (h)	354,712,656	365,092,700	381,655,921	1,101,461,277
高額医療合算介護サービス費等給付額 (i)	44,490,938	46,803,207	48,926,536	140,220,681
算定対象審査支払手数料 (j)	14,129,160	14,863,510	15,537,820	44,530,490

4. 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業費と、包括的支援事業・任意事業費から構成されます。

表 16 令和3～5年度の地域支援事業費見込額

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	576,794	604,977	693,175	542,830	575,846
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	276,316	279,016	279,152	288,694	373,468
包括的支援事業(社会保障充実分)	31,272	31,946	32,160	32,419	32,419
地域支援事業費	884,382	915,939	1,004,487	863,943	981,733

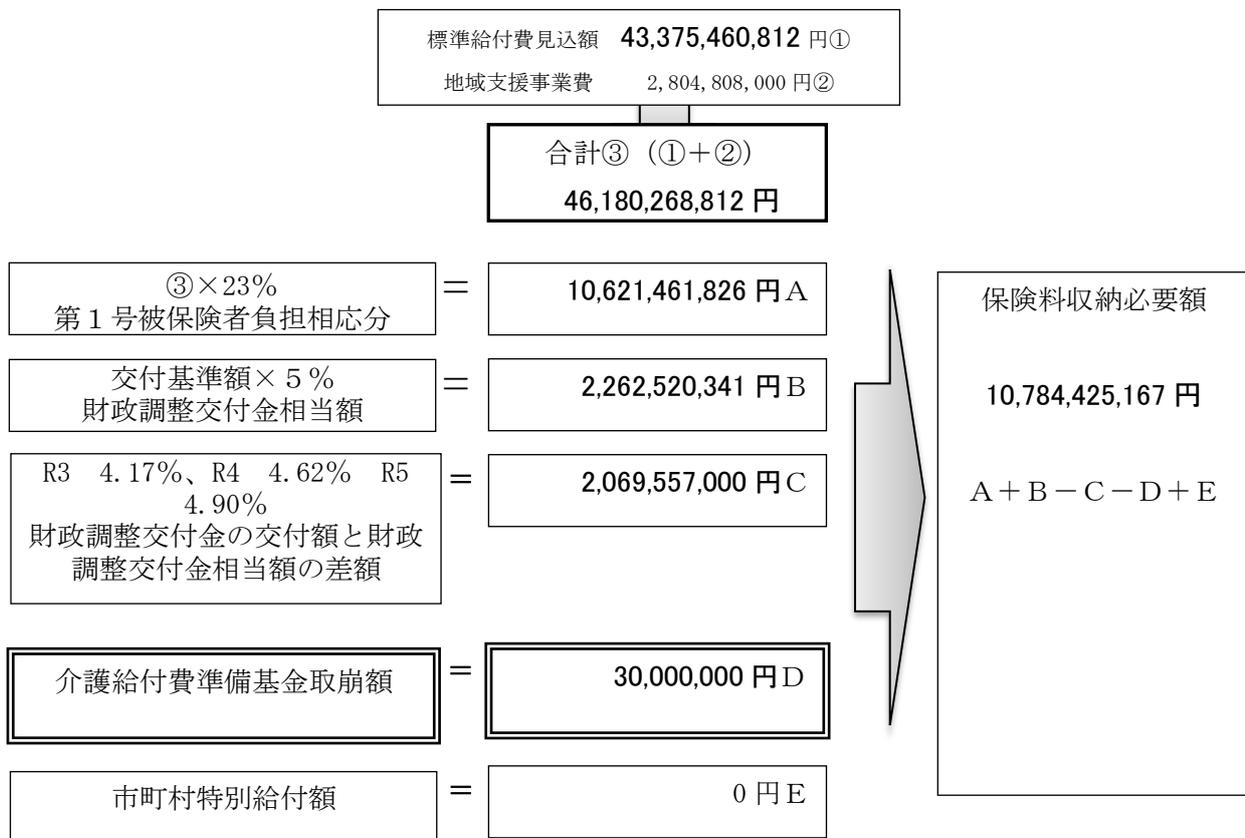
5. 介護保険料の算出

標準給付費及び地域支援事業費見込み額をもとに、令和3年度（2021年度）からの介護保険料額を算出します。

（1）介護保険料収納必要額の算定

令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）までの3年間における第1号被保険者が担う保険料収納必要額を算出します。

図 37 保険料収納必要額の算出プロセス



※財政調整交付金とは

国が市町村ごとの介護保険財政の均衡を図るため、決められた指標（75歳以上の高齢者割合、85歳以上高齢者割合等の係数と所得段階別被保険者割合）に基づき交付されます。

※介護給付費準備基金について

市区町村の条例により設置され、各年度で介護保険財政の黒字が発生した場合、基金に積み立て、逆に赤字の時に取崩し補てんします。

計画策定の段階で積立金の残高がある場合、取り崩すことを前提で保険料の算定を行うと、保険料収納必要額が低くなり、それにより基準額を下げるができます。

ただし、第9期事業計画（令和6～8年度）においても保険料の上昇は避けられず、保険料上昇の平準化を図るために、0.3億円の取崩しを計上しています。

(2) 所得段階設定と推計人口

所得区分	合計所得金額	保険料率 (基準額に 対する割合)	第1号被保険者数					補正第1号被 保険者数
			構成比	令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度	合計	
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の公 的年金等収入額(※1)+(合計所得金額 (※2)-年金収入に係る所得(※3))の額 が80万円以下	0.3 (0.50)	15.5%	7,256 人	7,306 人	7,355 人	21,917 人	10,959 人
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の公 的年金等収入額+(合計所得金額-年 金収入に係る所得)の額が80万円超120 万円以下	0.5 (0.65)	6.8%	3,204 人	3,228 人	3,249 人	9,681 人	6,293 人
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の公 的年金等収入額+(合計所得金額-年 金収入に係る所得)の額が120万円超	0.7 (0.75)	6.4%	2,981 人	3,003 人	3,021 人	9,005 人	6,754 人
第4段階	世帯に住民税課税者有、本人非課税 で、本人の公的年金等収入額+(合計 所得金額-年金収入に係る所得)の額が 80万円以下	0.85	13.3%	6,223 人	6,268 人	6,307 人	18,798 人	15,978 人
第5段階	世帯に住民税課税の方がいて、本人非 課税で、本人の公的年金等収入額+(合 計所得金額-年金収入に係る所得)の 額が80万円超	1.00	12.2%	5,734 人	5,775 人	5,811 人	17,320 人	17,320 人
第6段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円未満	1.10	12.6%	5,934 人	5,977 人	6,015 人	17,926 人	19,719 人
第7段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円以上190万円未 満	1.25	13.3%	6,251 人	6,296 人	6,335 人	18,882 人	23,603 人
第8段階	本人住民税課税者 合計所得金額が190万円以上400万円未 満	1.50	14.5%	6,806 人	6,856 人	6,899 人	20,561 人	30,842 人
第9段階	本人住民税課税者 合計所得金額が400万円以上600万円未 満	1.65	2.7%	1,254 人	1,264 人	1,271 人	3,789 人	6,252 人
第10段階	本人住民税課税者 合計所得金額が600万円以上800万円未 満	1.80	0.9%	430 人	433 人	435 人	1,298 人	2,336 人
第11段階	本人住民税課税者 合計所得金額が800万円以上1,000万円 未満	2.00	0.5%	222 人	224 人	225 人	671 人	1,342 人
第12段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,000万円以上1,200万 円未満	2.25	0.3%	137 人	138 人	139 人	414 人	932 人
第13段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,200万円以上1,400万 円未満	2.50	0.2%	101 人	102 人	103 人	306 人	765 人
第14段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,400万円以上	2.75	0.9%	411 人	414 人	416 人	1,241 人	3,413 人
合計			100%	46,944 人	47,284 人	47,581 人	141,809 人	146,505 人

()内は、低所得者軽減保険料の適用前の割合

(3) 介護保険料基準額の算定

(1) から (2) までの推計値及び所得段階の設定をもとに、令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)の3年間の介護保険料基準額を算出すると、次のようになります。

図 38 介護保険料基準額の算定プロセス

保険料賦課総額 = 10,883,464,696 円

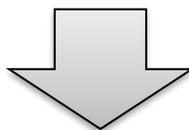
(保険料収納必要額 10,784,425,167 円 ÷ 予定保険料収納率 99.09% (令和3年度～令和5年度までの平均予定収納率))

÷

補正第1号被保険者数 (3年間 146,505 人)

※補正第1号被保険者数とは、第1号被保険者数合計値に前頁設定の割合を加味し補正した人数です。

例えば、第14段階の割合は2.75なので被保険者数も2.75と換算します。



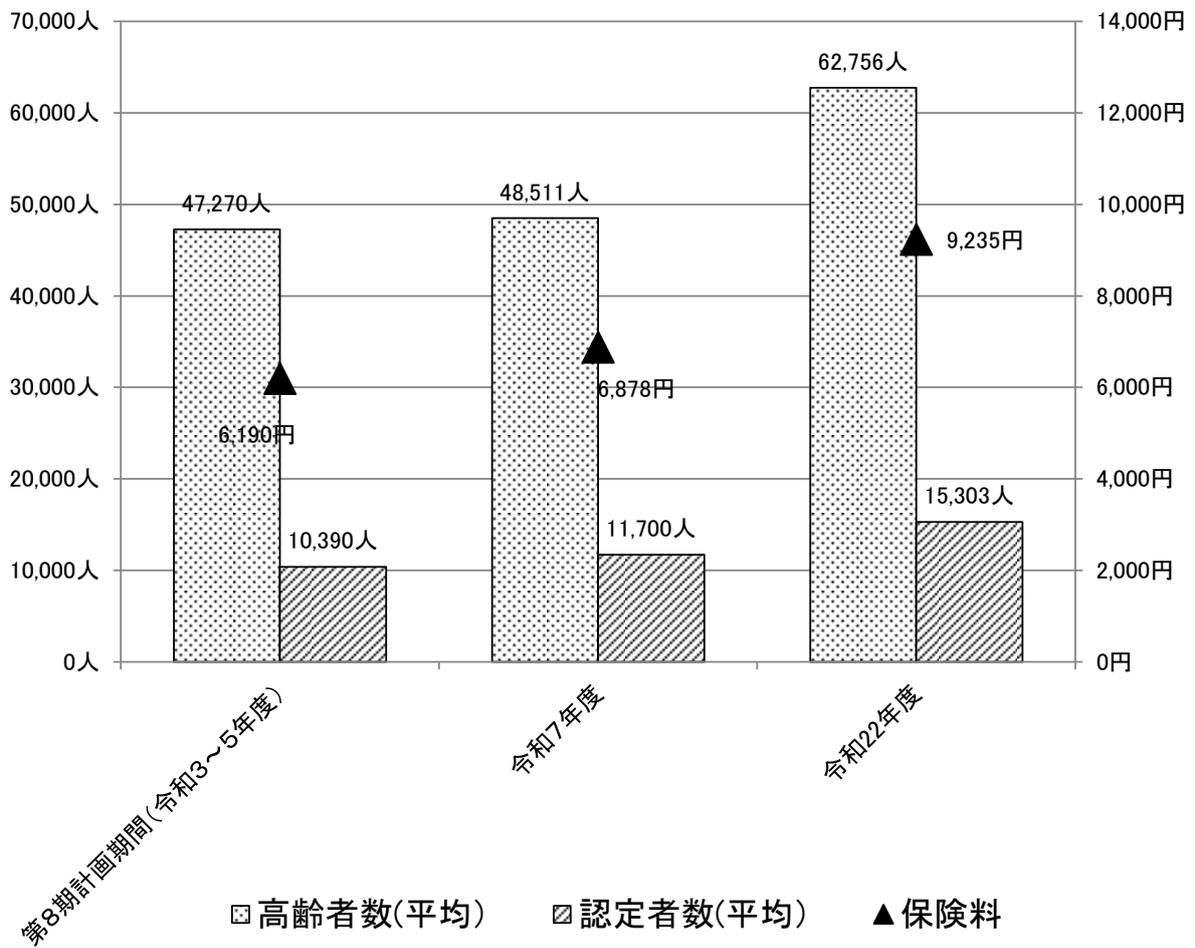
年額 74,287 円 = (保険料賦課総額 10,883,464,696 円 ÷ 補正第1号被保険者数 146,505 人)

月額 6,190 円 = (年額 74,287 円 ÷ 12 月)

表 17 第8期介護保険事業計画の保険料見込額（令和3年4月1日～令和6年3月31日まで）

第8期				(参考)第7期			
所得段階 区分	合計所得金額等	保険料率 (基準額に 対する割 合)	保険料 (月額)	所得段階 区分	合計所得金額等	保険料率 (基準額に 対する割 合)	保険料 (月額)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等収入額(※1)+(合計所得金額(※2)-年金収入に係る所得(※3))の額が80万円以下	0.3 (0.50)	1,857円	第1段階	世帯全員が住民税非課税者 老齢福祉年金受給者、生活保護受給者 (本人公的年金等収入+合計所得金額が80万円以下)	0.30	1,644円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等収入額+(合計所得金額-年金収入に係る所得)の額が80万円超120万円以下	0.5 (0.65)	3,095円	第2段階	世帯全員が住民税非課税者 (本人公的年金等収入+合計所得金額が80万円超120万円以下)	0.50	2,740円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等収入額+(合計所得金額-年金収入に係る所得)の額が120万円超	0.7 (0.75)	4,333円	第3段階	世帯全員が住民税非課税者 (本人公的年金等収入+合計所得金額が120万円超)	0.70	3,836円
第4段階	世帯に住民税課税者有、本人非課税で、本人の公的年金等収入額+(合計所得金額-年金収入に係る所得)の額が80万円以下	0.85	5,262円	第4段階	世帯に住民税課税者有、本人非課税 (本人公的年金等収入+合計所得金額が80万円以下)	0.85	4,658円
第5段階 (基準段階)	世帯に住民税課税の方がいて、本人非課税で、本人の公的年金等収入額+(合計所得金額-年金収入に係る所得)の額が80万円超	1.00	6,190円	第5段階 (基準段階)	世帯に住民税課税者有、本人非課税 (本人公的年金等収入+合計所得金額が80万円超)	1.00	5,480円
第6段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円未満	1.10	6,809円	第6段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円未満	1.10	6,028円
第7段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円以上190万円未満	1.25	7,738円	第7段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円以上190万円未満	1.25	6,850円
第8段階	本人住民税課税者 合計所得金額が190万円以上400万円未満	1.50	9,285円	第8段階	本人住民税課税者 合計所得金額が190万円以上400万円未満	1.50	8,220円
第9段階	本人住民税課税者 合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.65	10,214円	第9段階	本人住民税課税者 合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.65	9,042円
第10段階	本人住民税課税者 合計所得金額が600万円以上800万円未満	1.80	11,142円	第10段階	本人住民税課税者 合計所得金額が600万円以上800万円未満	1.80	9,864円
第11段階	本人住民税課税者 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	2.00	12,380円	第11段階	本人住民税課税者 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	2.00	10,960円
第12段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満	2.25	13,928円	第12段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満	2.25	12,330円
第13段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,200万円以上1,400万円未満	2.50	15,475円	第13段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,200万円以上1,400万円未満	2.50	13,700円
第14段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,400万円以上	2.75	17,023円	第14段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,400万円以上	2.75	15,070円

図 39 第8期介護保険事業計画とその後の保険料見込額



6. 保険者機能の強化について

日野市では、保険者機能の強化を行うため、以下の3点において方針を示します。

1. 適正な給付の実施

日野市の給付状況を見ると、在宅の比率等は都の平均に近くなっていますが、要介護5では都平均と比較して在宅での比率が高くなっています。

そのため、引き続き見える化システム等を活用しながら適切な給付分析を行うことで、適正な在宅と居住系、施設系サービスをバランスに配慮しながら、適正な給付を実施します。

2. 自立支援・介護予防・重度化防止に係る取組みと目標

地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止の取組み及び目標設定について、本計画では以下のように定めます。

取組み	趣旨	当該施策
地域包括ケアシステム・介護保険の普及啓発	地域包括ケアシステム、介護保険制度、認知症等に関する制度の普及と理解を進めます	1101、1303、2601、4101、4102、4201、4303
地域における介護予防活動の推進	各種介護予防活動について推進します。	2201、2202、2203
地域ケア会議・生活支援体制整備協議体の開催	地域ケア会議や生活支援体制整備の充実を図ります	1102、1301

3. 介護給付の適正化

介護給付等に要する費用の適正化に関し、市が取り組むべき施策に関する事項を以下のように定めます。

- ① 要介護認定の適正化・・・施策番号 2501
- ② ケアプランの点検・・・施策番号 2502
- ③ 住宅改修・福祉用具の点検・・・施策番号 2503
- ④ 縦覧点検や医療情報との整合・・・施策番号 2504
- ⑤ 給付分析・・・施策番号 2505

第6章 計画の推進のために

本計画は、高齢者を取り巻く保健・医療・福祉・介護分野のほか、社会参加や生きがいづくり、まちづくり、住宅、防災等、様々な分野にわたる事業の展開について定めています。

これらの事業を推進し、「いつまでも安心して自分らしく暮らせるまち 日野」を実現するには、日野市のみならず市民、事業者、関係機関・団体等が力をあわせて取り組む必要があります。

1. 「諸力融合」を実現するため

「諸力融合」とは、市民、企業、学生、団体など未来への責任を共有する全ての人々が、互いの立場を尊重しながらそれぞれの持つ力をつなげ、一つの大きな力となって困難を乗り越えることで、可能性に満ちた未来を切り拓いていくことを示しています。

(1) 市民

市民一人ひとりが健康づくりや介護予防、福祉に対する認識を持ち、だれもが安心して暮らすことが出来るような地域共生社会の実現を目指します。

平成29年（2017年）1月に制定された「日野市高齢者憲章」の考え方に基づき、意欲と経験のある高齢者は、社会の大切な担い手として活躍していくとともに、支援の必要な高齢者は、周囲の人々や社会がしっかり支えていくことを目指しています。

そのため、高齢者自身が健康の保持・増進に努めるとともに、一人ひとりが介護予防の必要性を理解し、多様な活動に取組みながら、趣味や学習、社会参加等の活動だけでなく、豊富な経験や技能等を社会に還元し、ボランティア活動に積極的に参加することも求められています。

(2) 自治会

日野市においても、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、高齢者の孤立が憂慮されています。

高齢者が地域においていきいきと暮らし続けられるようにするためには、地域住民による支え合いが重要となっており、その中でも自治会による支えは大きなものであり、また自治会活動の担い手としての高齢者の役割も大きくなっています。

平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災を契機に、市民の防災に対する関心は高まっており、日野市では、避難行動要支援者支援のため、自治会への名簿提供も進んできているなど、高齢者と自治会との関係は非常に密接になっております。

（3）団体

平成 29 年（2017 年）1 月に従来の日野市老人憲章を見直して制定された「日野市高齢者憲章」によれば、「高齢者は、知識や能力を活かして社会で活躍し、知恵や経験を次の世代に伝えます」「高齢者には、健康維持と生きがいをつくるため、社会参加の道が開かれます」などと位置づけられています。

この「高齢者憲章」にうたわれた姿を実現するためには、一人ひとりが個々に活動する方法もありますが、高齢者の活動を支える団体等の活動を活用して自己実現を図ることや高齢者の知恵や経験を団体の活性化につなげるような仕組みづくりが重要です。

そのためには、老人クラブやシルバー人材センターなど的高齢者関係団体は、新たに高齢者となる方とともに活動するような取組みを強化することが望まれています。

医師会をはじめとする医療関係団体や介護関係団体については、行政も交えながら市民が安心して在宅療養生活を送れるよう、医療と介護の連携のしくみをより充実させることが期待されます。

一方、社会福祉協議会などの地域における福祉関係者や関係機関が連携し、地域の支援の輪を拡大することが求められます。

また、地域で多様な活動を展開しているボランティア団体や NPO 法人は、それぞれの活動団体などが有している特性や地域資源を生かし、積極的に地域と関わり互いに連携することが期待されます。

（4）サービス提供事業者等

高齢者が安定した生活を営み、安心してサービスを利用するためには、事業者等が地域に密着し、健全に発展していくことが不可欠です。

そのためには、計画的に介護人材の確保・育成を図ることで、サービスの質の向上と信頼をさらに高めることが必要です。

一方、市内のすべての事業者に期待されることは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、65 歳までの定年の引き上げや継続雇用に取組み、高齢者に働く場を確保することが求められています。また、事業者自らが地域社会の構成員であるという自覚のもとに、地域に貢献することも期待されます。

（5）市

日野市の役割は、市民の福祉の向上を目指して、公平、公正かつ長期的な視点から、高齢者福祉施策を総合的・一体的に推進することです。

その実現のためには、日野市は、不断の努力をもって以下に取り組むことが求められています。

幅広く情報を収集し、市民ニーズ、サービス供給市場の現状及び社会情勢を的確に把握します。

把握した市民ニーズ、長期的な視点、公平性の観点、補完性の原則及び財政上の制約を踏まえ、市民ニーズに応えるための施策を検討します。

日野市が直接施策を実施するより、地域社会や団体、サービス提供事業者等に取り組むことがより効果的であるものについては、主体的に取り組むことが容易となるような条件整備に努めます。

2. 計画の進行管理

(1) 推進体制

- 各計画に定めた目標（制度の新設改廃、検討事項、計画値）が、計画期間中に着実に達成されるよう、次のとおり推進体制を定めます。

① 推進主体

- 本計画については、日野市健康福祉部高齢福祉課が、各所属及び関係団体と連携し、推進します。

② 推進方法

- 毎年度、重点事業等に関する次年度における取り組み内容について、「年度実行計画」を予算編成と併せて定めます。
- 当該年度に、年度実行計画の進捗について高齢福祉課内で確認します。
- 年度実績確定後、本計画における達成状況を確認し、報告書を作成します。
- また、今後計画の目標値と実績値が乖離した場合には、その原因の検討を行うなど、事業の進捗管理を適正に実施します。
- 上記の取り組み過程において、進捗状況や社会情勢の変化等による本計画への変更事項が必要になった場合、随時年度実行計画へ反映するものとします。

(2) 計画の進行管理体制

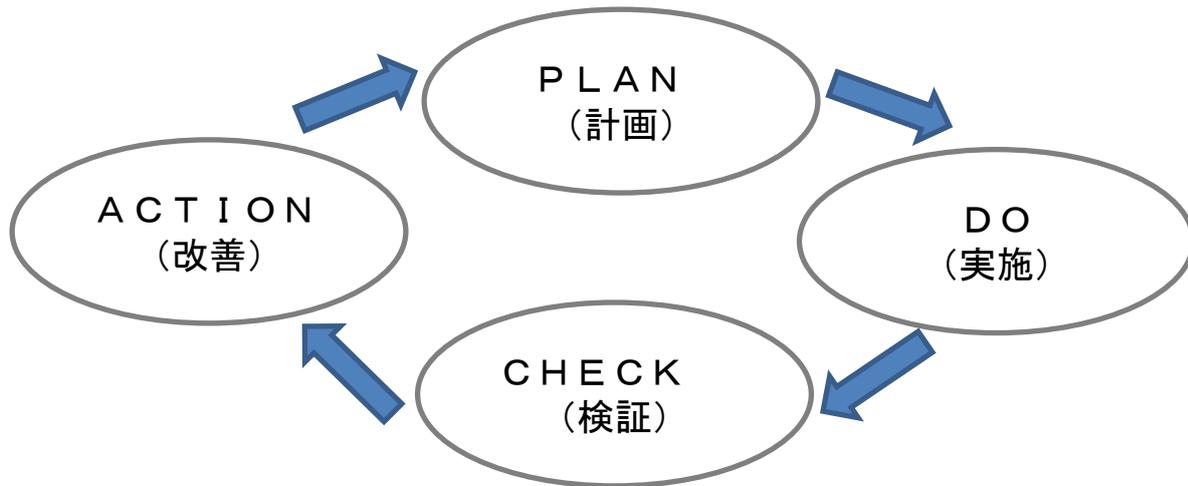
① 評価期間

- 本計画の進捗状況については、日野市介護保険運営協議会において、検証と評価を行います。
- これにより、本計画の内容について策定段階から検討してきた組織において、十分に検証されることが期待できます。また、第三者による客観的な進行管理を行うことができます。

② 評価方法

- 年度当初に、計画期間中に本計画の目標が達成可能かという視点から、前年度の実績をもとに高齢福祉課の定める年度実行計画が妥当であるか、介護保険運営協議会が評価します。また、見える化システムを活用することで、各種指標を把握し、周辺市と適宜比較しながら分析します。
- 評価にあたっては、PDCAの考え方に基づき、「介護保険見える化システム」を適宜活用することで、介護サービスの分析等も行います。

【PDCA の考え方】



(3) 情報公開

- 進行管理を行う日野市介護保険運営協議会は、市民の方に傍聴いただくことができます。
- また、本計画の進行管理の結果については、市の広報やホームページ等を通じ、公表します。

